

平成 1 8 年度

青森県公社等点検評価委員会
点検評価結果等報告書

平成 1 8 年 1 1 月

青森県公社等点検評価委員会

目 次

	頁
第 1 章 点検評価に当たっての総論的事項	1
第 2 章 点検評価結果	
1 - 1 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	7
1 - 2 青森県土地開発公社	13
1 - 3 財団法人青森県建設技術センター	18
1 - 4 青森県道路公社	23
1 - 5 青森県住宅供給公社	28
1 - 6 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	33
1 - 7 八戸臨海鉄道株式会社	37
1 - 8 財団法人青森県生活衛生営業指導センター	41
1 - 9 株式会社青森データシステム	45
1 - 10 株式会社建築住宅センター	49
2 - 1 財団法人青森県国際交流協会	53
2 - 2 財団法人 21 あおもり産業総合支援センター	57
2 - 3 社団法人青い森農林振興公社	63
2 - 4 財団法人青森県フェリー埠頭公社	69
2 - 5 社団法人青森県畜産協会	73
2 - 6 社団法人青森県水産振興会	77
2 - 7 社団法人青森県栽培漁業振興協会	80
2 - 8 むつ小川原石油備蓄株式会社	84
2 - 9 財団法人青森県育英奨学会	87
2 - 10 財団法人暴力追放青森県民会議	91
委員名簿	95
(参考) 青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等 及び点検評価実施年度	96

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化、地方分権の本格化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになったところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることのできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等として再生していかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としてのかかわり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、併せてその改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象20公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、以下の視点を設定した。

(1) 青森県行政改革大綱に掲げる「公社等の改革」の進捗状況の点検評価

(平成16年12月改訂の青森県行政改革大綱より抜粋)

5 公社等の改革

公社等については、社会経済情勢や県民の行政ニーズの変化の中で公社等を取り巻く経営環境が著しく変化していることから、民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合等を含め、その目的のより効果的かつ効率的な達成のための取組を推進します。

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、業務内容等を検討の上、積極的に公社等の統廃合に取り組めます。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

経営の健全化

公社等を取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応できるようにするため、事業の抜本的な見直し、徹底したコスト削減等を実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営を目指します。

人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については、順次引き揚げることとし、また、経営状況を踏まえ、職員数の適正化及び給与の見直しを行います。

(2) 平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において指摘を受けた「今後の課題」を踏まえた、公社等の経営状況についての点検評価

(平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書より抜粋)

第3章 今後の課題

県公社等法人の公共目的が効率的・効果的に達成されるように、本年度も当委員会が県公社等法人の経営状況に関する評価(マネジメント評価・財務評価)と、県公社等法人の経営改革方向性に関する提言と、県公社等法人の見直しを第三者の立場で実施してきたことを踏まえ、以下のような課題に各公社等法人が真摯に取り組んでいくことを当委員会は強く求めるものである。

- 1 自己経営評価制度を活かした経営改革推進
- 2 独立採算経営の確立と自主独立経営の確立と目標管理型経営の徹底・実質化
- 3 県公社等法人の見直し
- 4 硬直的でなく補助金等を前提としない経営姿勢の確立と経営組織の活性化

(3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項の改善状況の点検評価

包括外部監査における指摘事項のある公社等については、「第2章 点検評価結果」において指摘事項の内容を記述している。

(4) 平成17年度の当委員会の提言に対する各公社等の対応状況の点検評価

平成17年度に当委員会が行った各公社等に対する提言については、「第2章 点検評価結果」においてその内容を記述している。

これらの視点から、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとにしながら各公社等及び所管課とのヒアリングを実施した上、それぞれの課題にどのように取り組んで、その効果がどの程度上がっているのかということについて点検評価した。

4 公社等全般に関する提言

当委員会は、本年度の対象20公社等の点検評価を行う中で、かなりの数の公社等に共通する課題として捉えた事項について、次のとおり提言する。なお、「公社等における人件費の高止まりの是正」及び「最終的な損益に係る会計処理」の2点については、昨年度も意見を述べたところである。

(1) 公社等における人件費の高止まりの是正

昨年度の報告書においては、「公社等の多くが、各公社等と組織や事業費において同規模の民間企業に比較して人件費が高止まりしていること」を指摘した。県職員が派遣されている公社等をはじめとする12の公社等において、職員の給与体系を県職員の給与体系に合わせており、これらの公社等の職員の給与は、厚生労働省が平成17年に行った賃金構造基本統計調査による県内の中小企業（従業員10～99人）の従業員の給与と比較して約20%～50%高い額となっている。当委員会では、公社等の職員の給与水準は、その経営状況いかんにかかわらず、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えている。特に、経営状況が悪い公社等においては、給与の見直しは避けられないものとする。

平成17年度に給与の削減を行っていた公社等は、財団法人青森県建設技術センター及び社団法人青森県栽培漁業振興協会の2つだけであったが、平成18年度は、この2公社等に加え、社団法人青い森農林振興公社及び財団法人むつ小川原漁業操業安全協会が給与の削減に取り組んでいることを確認したところである。他方、経営状況が悪いにもかかわらず、依然として給与の見直しに取り組んでいない公社等もいくつかあったところであり、このような公社等に対しては適切な対応を求めるものである。簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律において、公社等に対し、職員の給与に関する情報を公開するよう要請することが地方公共団体に義務付けられたことを受けて、本県では、平成18年度から全公社等の職員の給与に関する情報を公開することとしている。このことも踏まえ、各公社等においては、これまでのように漫然と県職員の給与体系に合わせるのではなく、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準に、当該公社等の業務内容及び業務量に見合った給与水準になっているか、また、経営状況の悪い公社等にあっては経営状況に見合った給与水準になっているかなど、県民の理解を得られる給与水準について、十分に検討していくべきである。

また、退職金についても、県職員が派遣されている公社等をはじめとする12の公社等は、県職員の退職金の算定方法と同様の算定方法を採用している。過去5年間における各公社等の退職者の退職金を調査したところ、県職員の退職金の算定方法と同様の算定方法を採用している公社等にあっては、定年退職者に対して2,000万円以上の退職金を支給している事例が多く、中には2,500万円以上の退職金を支給している事例も見受けられたところである。東京都が平成16年に都内の中小企業（従業員10～300人）1,220社に対して行った調査によると、定年退職者のモデル退職金（学校を卒業してすぐに入社した者が普通の能力と成績で勤務した場合に、当該企業の退職金規程に基づきどの程度の退職金が支給されるかを算

定したもの)は、大学卒で1,572万円、高校卒で1,471万円となっている。今回、本県の中小企業について調査したデータは確認できなかったところであるが、恐らくこれより低いと推測される。当委員会では、給与と同様に公社等の職員の退職金についても、その経営状況いかにかわらず、組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えている。経営状況が悪い公社等においては、率先して退職金の見直しに取り組むべきである。

また、平成18年4月から高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、高齢者雇用確保措置の実施が義務付けられたところである。各公社等においては、高齢者雇用確保措置として定年の引上げ、継続雇用制度(勤務延長制度・再雇用制度)の導入又は定年の定め廃止のいずれかを実施する必要がある、これに伴い、職員の生涯賃金は増加することになることから、これを契機として給与及び退職金の見直しを行うことが望まれる。

(2) 最終的な損益に係る会計処理

昨年度の報告書においては、「引当金が十分に引当てされないままに、外形上黒字として決算が公表されている場合には、その情報を手にした県民が的確な判断を下すことができず、誤った認識をもってしまうことが考えられることから、こうした場合には適正水準の引当金を引当てした上での決算を行うよう望む」ことを指摘したところであり、これについては、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団及びむつ小川原原燃興産株式会社では適切な対応がなされたものの、まだ一部の公社等において引当金が十分に計上されていない事例が見られることから、県民に対して経営状況を正しく明らかにするために適正な引当金を計上することを求めるものである。

(3) 新公益法人会計基準の速やかな実施

公益法人においては、新公益法人会計基準を平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされている。今回の公益法人会計基準の改正は、公益法人のディスクロージャーの充実及び受託責任の明確化を目指すものであり、県民の負託を受けて事業を推進している各公社等においては、県民に対する説明責任を果たす上で特に重要であると考えられることから、公益法人である公社等においては、新公益法人会計基準を速やかに実施すべきである。また、公益法人以外の各公社等においても、県民の負託を受けて事業を推進しているという点で同様であり、ディスクロージャーの充実及び受託責任の明確化を常に意識するとともに、コーポレートガバナンス(企業統治)及びコンプライアンス(法令遵守)を適切に果たし、各公社等の運営に当たっていくべきである。

5 各公社等に対する提言

本年度の対象20公社等について点検評価を行った個々の結果は「第2章 点検評価結果」において詳述しているが、各公社等に対する提言の概要は以下のとおりである。

1 - 1	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団
	ア 法人運営の中軸となる正職員の採用
	イ 施設利用者の処遇水準の維持を踏まえた老朽化した施設・設備への対応
	ウ 障害者自立支援法の内容を踏まえた経営計画の策定と法人経営
	エ 職員のモチベーションの確保を踏まえた給与制度の見直し
	オ 人材、ノウハウを活用していくための体制整備
1 - 2	青森県土地開発公社
	ア 長期的視点に立った当法人のあり方の検討
	イ 青森中核工業団地の分譲の促進
1 - 3	財団法人青森県建設技術センター
	ア 公益法人としての役割の追求
	イ 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化
1 - 4	青森県道路公社
	ア 債務返済のための更なる取組の必要性
	イ 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保
1 - 5	青森県住宅供給公社
	ア 保有土地の着実な売却の推進
	イ 残余財産の処理方針の策定に向けた取組の早期着手
	ウ プロパー職員の処遇に係る連携した取組の必要性
1 - 6	財団法人むつ小川原地域・産業振興財団
	ア 事業の選択と助成の集中の推進
	イ 他団体との協調・連携の必要性
	ウ 当法人のあり方の検討
1 - 7	八戸臨海鉄道株式会社
	ア 持続可能な給与制度の確立
	イ 計画的な社員の新規採用と技術の継承
1 - 8	財団法人青森県生活衛生営業指導センター
	ア 組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開
	イ 限られた人員及び予算における効果的な事業の実施
	ウ 専門性を有する組織・団体との連携
1 - 9	株式会社青森データシステム
	ア モデル企業としての役割の追求
	イ 障害者のための職場環境の整備
1 - 10	株式会社建築住宅センター
	ア 検査実施率の向上の必要性
	イ 長期的な経営基盤の強化のための新たな業務展開

2 - 1	財団法人青森県国際交流協会
	ア 日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりの検討
	イ 自主事業の見直し及び管理費の削減並びに中・長期経営計画の見直し
2 - 2	財団法人21あおもり産業総合支援センター
	ア 理事長の常勤化
	イ 資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施
	ウ 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進
	エ 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上
2 - 3	社団法人青い森農林振興公社
	ア 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行等
	イ 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消等
	ウ 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施
2 - 4	財団法人青森県フェリー埠頭公社
	ア 貸倒引当金の適正な金額の計上
	イ 超高速船導入に対応した施設整備の適切な対応
	ウ フェリーの利用促進及び経営合理化の推進
2 - 5	社団法人青森県畜産協会
	ア 財団法人青森県畜産物価格安定基金協会との円滑な統合に向けた検討
	イ 経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保
	ウ 常勤役員の配置
2 - 6	社団法人青森県水産振興会
	ア 当法人の廃止の検討
2 - 7	社団法人青森県栽培漁業振興協会
	ア 経費の削減及び新魚種の種苗生産による収入の増加に向けた努力の継続
	イ 現状に沿った新たな中・長期経営計画の策定
2 - 8	むつ小川原石油備蓄株式会社
	ア 継続的な地元雇用
	イ 地元調達の拡大
2 - 9	財団法人青森県育英奨学会
	ア 学生寮の入寮生の確保、経費節減及び入寮費・寮費の見直し並びに廃止を含む事業の検討
	イ 未収金に係る債権回収の強化
	ウ 高校奨学金貸与事業の長期的収支計画の策定
2 - 10	財団法人暴力追放青森県民会議
	ア 賛助会員の加入促進と事業の見直し
	イ 組織の認知度を上げるための取組

第2章 点検評価結果

1 - 1 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 長嶺 洋一	県所管部課名	健康福祉部 健康福祉政策課	
設立年月日	昭和52年12月5日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	10,000千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	10名	1名	県派遣1名
	監事	2名	名	
	職員数	172名	93名	県派遣5名
業務内容	青森県から委託を受けた知的障害児施設青森県立八甲学園、養護老人ホーム青森県立安生園及び青森県知的障害者総合福祉センターなつどまりの管理運営等			
経営状況 (平成17年度)	当期収入	1,971,655千円	(その他参考)	
	当期支出	1,962,546千円	県からの補助金	113,074千円
	(うち事業費	273,061千円)	県からの受託事業収入	1,770,215千円
	当期収支差額	9,109千円		
	当期活動収支差額	120,217千円		

2 沿革

当法人は、県で開設する知的障害者の総合的援護施設「青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり」の受託経営を目的として、昭和52年12月に「青森県社会福祉事業団」の名称で設立された。

その後、県は福祉施設等の先駆的、モデル的役割を担う運営を目的として、当法人に県立の「青森県社会福祉研修所」(昭和62年4月)、養護老人ホーム「安生園」及び「釜臥荘」(平成5年4月)、知的障害児施設「八甲学園」(平成5年4月)の4施設を委託した。

また、平成14年4月1日、当法人は広く県民の健康や福祉に係る効率的・効果的な事業を展開するため、財団法人青森県長寿社会振興財団(平成3年7月設立)と統合され、「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に法人名を変更した。

設立以来、当法人は県が設置した福祉施設等を受託運営してきており、社会福祉施設及び民間社会福祉法人の絶対数が不足していた当時においては、その役割は大きなものがあつた。しかしながら、近年の民間の社会福祉法人の質・量の充実を背景に、社会福祉行政も変化し、平成14年8月には、県による社会福祉事業団の設立根拠となつていた「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和46年7月16日付け、各都道府県知事あて厚生省社会・児童家庭局長連名通知。いわゆる「46通知」)が地方自治法に基づく「技術的助言」に留まるものとされ、また、平成15年6月の地方自治法改正による指定管理者制度の創設もあり、県立の施設を受託経営するために設立・運営されている当法人のあり方の見直しが行われた。

県は平成16年12月に改定された青森県行政改革大綱の中で当法人を「一層の効率的な業務運営体制を構築するため、施設利用者の処遇を維持しつつ、平成19年度までに独立民営化を行います。」

と当法人の改革の方向性を定めたところである。

なお、当法人が受託運営していた「釜臥荘」は平成17年3月に民間譲渡されている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、本県における社会福祉施設等の先駆的、モデル的役割を担う運営を目的とした県立施設の受託経営を行ってきたところであり、一般の社会福祉法人での処遇が困難な利用者を積極的に受け入れることを基本とする施設運営を行うなど、本県の社会福祉施策の推進に貢献してきている。独立民営化に伴い、当法人は、自ら施設を経営する法人として、自立経営を行うこととなり、現在、独立民営化に向けた諸課題に取り組んでいるところである。また、当委員会は、昨年度の報告書の中で、課題の解決策の検討に当たっては、「施設利用者の処遇水準をいかに維持していくかが検討の起点とならなければならないこと」について、提言したところである。

こうしたことから、今年度の点検評価に当たっては、独立民営化後においても、当法人が施設利用者の処遇水準をいかに維持していくか、これまでどおり、いわゆる社会的弱者のセーフティネットとしての役割を堅持できるか、といったところに注目したところである。更に、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されたところであり、これによる福祉施策、福祉サービスの変更が、施設利用者や当法人の施設経営に与える影響についても着目し、点検評価したところである。

昨年度当法人から提出された「個別課題検討スケジュール」においては、独立民営化に向けての課題が、次の7つの項目に整理されている。

- 施設利用者に対する処遇水準の維持
- 設置目的等の見直し
- 人事組織体制の見直し
- 老朽化した施設・設備への対応
- 各施設の現行機能の見直し及び新たな事業への取組
- 給与制度の見直し
- 独立民営化後当面の施設運営費等への対応

公社等ヒアリングにおいては、これらの課題に対する取組状況及び今後の取組予定について説明を受け、その概要等は下記のとおりであったが、全般的には、当法人の「経営改革推進グループ」及び所管課の「すこやか福祉事業団民営化支援グループ」が連携して、困難な課題の解決に向けて努力していることが確認されたところであり、そのことに対し、当委員会としては、一定の評価をするとともに、平成19年度の独立民営化まで残された期間はわずかであることから、一層の努力を期待する。

施設利用者に対する処遇水準の維持

独立民営化後において、施設利用者の処遇水準の維持が図られるかどうかは、施設整備への対応や職員配置の状況など、他の課題の解決と密接に関連している。そのため、この課題に関する取組状況は、他の課題の取組状況を合わせてみる必要があるが、「利用者及び家族の不安解消」ということに関しては、親の会等に対し説明会を開催しているほか、説明会等の要望に対しては直ちに対応する体制をとっているとのことであった。

設置目的等の見直し

自立経営に向けた体制整備として、平成18年4月から役員定数を15名から10名に変更するとともに、平成19年度以降の県職員の理事就任について検討しているとのことであった。また、施設建物については、県から当法人に無償譲渡する方向で検討しており、県の出資金1千万

円については、当面の施設運営費に充当するなど、その方向性について検討しているとのことであった。

人事組織体制の見直し

職員配置の見直し及び職員数の適正化を推進するため、平成17年度にプロパー職員の早期退職制度を実施しており、同制度を適用し24名が退職している。その結果、平成18年度においては、プロパー職員が88名(平成17年度:118名)となっている。

独立民営化後は、収入に見合った人件費の水準としなければならないことから、高コストの要因となっていた正職員の比率を引き下げることが課題とされていたが、平成18年度の正職員比率は53.8%(平成17年度72.7%)と減少しており、大きな成果を上げているところである。なお、臨時職員については、能力や経験のある職員を採用しており、施設利用者の処遇水準の維持を図っていることも確認できた。当面の業務執行に支障はないようであるが、しかし、公社等ヒアリングにおいて、当法人自らも指摘しているように、若手の正職員が少なく、正職員の年齢構成にねじれが生じているという課題もある。このことから、当委員会としては、職員の責任性の確保及び長期的な当法人の運営ということも踏まえ、当法人が、職員の年齢構成や正職員の適正数等を考慮しつつ、これからの法人運営の中軸となる正職員の新規採用についても検討することを望むものである。

老朽化した施設・設備への対応

これまで、当法人の経営は、大部分が県からの受託事業収入等により賄われているため、施設の修繕等に要する資金を積立てして行くことができなかったことについては、昨年度の点検評価において確認したところである。こうした経緯を勘案すると、当法人の老朽化した施設・設備への対応には、県の支援が必要となっている。

現在、設計事務所による施設の老朽度等の調査結果が提出されたところであり、その内容等を踏まえ、修繕費用、工事実施予定年度、財政支援の期間などを検討しているとのことである。県の財政的支援については、今後の県の予算要求の過程の中で、様々検討、議論され、支援の内容が固まっていくことと承知しているが、当委員会として、この機を捉えて申し述べれば、老朽化した施設・設備への対応については、独立民営化後の施設利用者の処遇水準の維持に直結する課題であるので、その検討に当たっては、将来の法人経営に不安を残すことがないように、万全を期すことを望むものである。

各施設の現行機能の見直し及び新たな事業への取組

昨年度の報告書の中で、課題の解決方策の検討に当たっては、「性格の異なる施設の特徴を考慮し、それぞれの施設が有する課題を明確にすることに留意しながら検討を進めること」について、提言したところである。これに対し、当法人は、施設の特徴に留意し、福祉サービスに対するニーズの変化を踏まえながら、収益性の向上を図るための取組を行っていることが確認できた。また、「八甲学園」及び「なつどまり」については、「障害者自立支援法」の施行による施設経営への影響も、少なからず確認されたところである。

まず、養護老人ホーム「安生園」については、老人福祉法の改正により、平成18年度から施設利用者が介護保険サービスを利用できることとなり、訪問介護事業及び居宅介護支援事業等を新たに実施している。独立民営化後の施設経営については、施設単体で採算が取れる見込みとなっているとのことであった。

次に、知的障害児施設「八甲学園」については、平成17年度は発達障害者支援センター業務を県から新規受託したほか、障害者自立支援法の成立及び自立経営に向けた体制整備のため、児童デイサービス事業及び障害者タイムケア事業を1年前倒しして平成18年度から実施しているとのことであった。また、同施設の定員は80名に対し、入所者は40名と定員割れの状態と

なっているが、障害者自立支援法の施行に伴う児童福祉法等関係法令の改正により、当施設の収入は、利用定員に応じたものから利用実績に応じた実績払いに変更となるため、実態に即した定員設定、職員配置の見直しが必要となっていることも確認したところである。

次に、知的障害者総合福祉センター「なつどまり」については、施設経営に対する障害者自立支援法の影響が認められた。同法に基づく新サービス体系移行後の施設の利用は、市町村が行う障害程度区分認定による障害程度に基づき、利用できるサービスや期間が定められることとなるため、障害程度が軽度な場合には施設入所支援を受けることができなくなるとのことであり、入所支援の定員や職員配置についても見直しが必要となっているところである。また、市町村による障害程度区分認定が終了していないため、利用者見込み及び収入の見込みが立てられない状況にあり、当法人の経営計画の策定は、当該認定を待って行われることも確認したところである。

「八甲学園」及び「なつどまり」ともに、利用者の負担は、障害者自立支援法の施行及び障害者自立支援法の施行に伴う児童福祉法等関係法令の改正により、これまでの収入に応じた「応能負担」からサービスに要する費用の「定率負担」と「実費負担」になることから、利用者の経済的負担が増加した場合には、施設利用への影響も懸念されるところである。

当法人は、障害者自立支援法の施行に伴い、同法が各施設経営に与える影響を踏まえた経営計画を立てるとともに、その経営に当たっては、障害者自立支援法の趣旨である「障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援すること」を十分に踏まえて、障害者の自立に意を用いる必要がある。

給与制度の見直し

独立民営化に当たっては、自立経営が可能な人件費としなければ経営が成り立たないので、現在の県職員に準拠した給与水準は見直し（引下げ）が避けられないところとなっている。給与制度については、独立民営化後の収入に応じた給与制度とすることが検討されており、その中では、職員の能力・業績を反映できる評価制度を導入することも検討されているとのことであった。

当委員会としては、施設利用者の処遇水準を維持するため、給与水準が下がっても職員のモチベーションを確保していくことが重要と考えており、基本給に職能給や各種手当をうまく組み合わせた給与制度の見直しを行うことを望むものである。なお、見直しに当たっては、厳しい労働環境における雇用の継続及び当法人を支える人材の育成という観点からも、若手職員の処遇について、格段の意を用いる必要がある。

退職手当制度について、当法人は、これまで県職員に準じた退職手当制度としてきたところであるが、独立民営化後には、退職共済制度のみに基づく制度に変更せざるを得ないところとなっている。また、昨年度の報告書の中で提言した退職給与引当金の計上については、平成17年度決算において、必要額を計上したところであり、結果として、当期活動収支差額が1億2,022万円となっており、現在、県において退職給与引当金相当額の交付について検討を行っていることを確認した。

独立民営化後当面の施設運営費等への対応

独立民営化後の施設運営については、契約方法の見直しや外部委託の推進といった運営費の効率化、節減に関する対策を進めていることを確認した。また、収入面においては、支援費等が入金されるまでの期間の運営費の確保という課題があり、この点については、今後作成される収支計画をもとに、必要とされる運営費を見極めながら、県出資金を当面の施設運営費に充当するなど、県の支援策を具体的に検討していくとのことであった。

以上、7つの項目ごとに当委員会が確認した主な取組状況、今後の取組予定等について記載したところである。なお、当法人からは、特に重要な課題として、「老朽化した施設・設備への対応」及び「安定的な自立経営を行うための職員数、給与水準の見直し」が挙げられ、これらの解決の方

向性が見えてくれば、「処遇水準の維持」といった他の課題の解決策も見えてくるということでもあった。また、当法人が、独立民営化後においても、いわゆる社会的弱者のセーフティネットとしての役割を堅持できるかについては、当法人には自立経営が求められ、職員配置など見直しが必要となっていることを踏まえると、当法人だけの取組では限界があることも理解している。これらについては、県の支援が密接に関連していることから、今後とも当法人と県が十分な協議を行い、適切に対応していくことを期待したい。

一方、当法人は、独立民営化後においても、今まで培ってきた人材、ノウハウを活用し、県の施策・事業を積極的に実施するなど、本県の社会福祉法人の中心的な役割を担っていけるよう、その体制整備に努めていくことが期待されている。

(2) 経営状況及び業務執行状況

当法人の経営は、これまで必要な経費は県からの受託事業収入及び補助金により賄われてきたため、利益も損失も発生しない構造となっており、退職給与引当金、施設・設備の修繕費用、当面の施設運営費等、必要な積立金を内部留保できず、それらに対する資金面の手当では独立民営化に当たった課題となっていることについては、既に述べたところである。

また、業務執行状況に関して、既に述べたこと以外について補足すると、10名いた県派遣職員については、平成17年度末において5名の引揚げを実施したほか、平成18年度において、施設長以下の管理監督職員を全てプロパー職員とするなど、独立民営化に向けた人的な体制の整備が進んでいることを確認した。更に、職員の意識の向上の対策として、職員のインセンティブ、モチベーションを高めるため、職員研修の充実を図るとともに、資格手当の新設等について検討しているとのことであった。昨年度の提言内容の繰り返しになるが、職員のインセンティブ、モチベーションを高めることが、施設利用者の処遇水準の維持にも繋がっていくものと考えられるので、各種見直しに加え、引き続き、職員の意識向上あるいは自覚の向上に対する対策も同時並行的に行っていくことを望む。

4 当法人に対する提言

平成19年度の独立民営化までに残された期間はわずかとなったが、重要課題の解決に向けての取組は、これから重点的に行われていくこととなる。残された期間において、課題解決の取組が、当法人と県との十分な協議のもとに行われ、解決策が適切に実施されるよう、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 法人運営の中軸となる正職員の採用

人員組織体制の見直しに当たっては、職員の年齢構成や正職員の適正人数等を考慮し、これからの法人運営の中軸となる正職員の新規採用についても検討すること。

(2) 施設利用者の処遇水準の維持を踏まえた老朽化した施設・設備への対応

老朽化した施設・設備への対応については、これまで施設の修繕等に要する資金を積立てしていくことができなかった経緯を勘案すると、県の支援が必要となっているが、独立民営化後の施設利用者の処遇水準の維持に直結する課題であるので、その検討に当たっては、将来の法人経営に不安を残すことのないよう、万全を期すこと。

(3) 障害者自立支援法の内容を踏まえた経営計画の策定と法人経営

障害者自立支援法の施行に伴い、同法が各施設経営に与える影響を踏まえた法人の経営計画を立てるとともに、法人の経営に当たっては、法の趣旨を十分に踏まえて、障害者の自立に意を用いること。

(4) 職員のモチベーションの確保を踏まえた給与制度の見直し

施設利用者の処遇水準を維持するため、給与水準が下がっても職員のモチベーションを確保して

いく必要があるので、基本給に職能給や各種手当をうまく組み合わせた給与制度の見直しが必要であること。なお、見直しに当たっては、若手職員の処遇について、格段の意を用いること。

(5) 人材、ノウハウを活用していくための体制整備

独立民営化後においても、今まで培ってきた人材、ノウハウを活用し、県の施策・事業を積極的に実施するなど、本県の社会福祉法人の中心的な役割を担っていけるよう、その体制整備に努めること。なお、そのことが、当法人がこれまで担っていた役割を堅持することに繋がっていくこと。

最後に、当法人は、独立民営化に向けて、自立経営ができる体制とするため、事業、人員・組織体制、給与水準等、多くの見直しを行っている。また、障害者自立支援法の施行に伴う、新たなサービス体系の中における施設経営のあり方など、新たな課題も出てきており、それらを含めた課題の解決は容易でないことを理解している。独立民営化を検討していく中においては、これまでやったことがやれなくなる可能性に目が行きがちであるが、これまでやれなかったことが可能となることも有り得るところであり、独立民営化を契機とする当法人の一層の飛躍に期待したい。

1 - 2 青森県土地開発公社

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 徳海 晋一	県所管部課名	県土整備部 監理課
設立年月日	昭和 48 年 3 月 31 日	基本財産	10,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	10,000 千円	100.0%
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	6 名	2 名
	監 事	2 名	1 名
	職員数	2 6 名	2 2 名
			備考 県OB 1 名 理事長及び専務理事は青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任 監事は青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任 県派遣 3 名(青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任) 青森県住宅供給公社からの派遣職員 3 名を含む。
業 務 内 容	地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う公有地取得事業、内陸工業団地の用に供する一団の土地の造成を行う土地造成事業及び地方公共団体等の委託に基づき土地の取得のあっせん等を行うあっせん等事業		
経営状況 (平成 17 年度)	事業収益	1,715,234 千円	(その他参考)
	事業利益	44,022 千円	準備金合計
	経常利益	42,840 千円	県からの補助金
	当期利益	51,336 千円	県からの受託事業収入
			県の債務保証
			3,801,614 千円

2 沿革

高度経済成長期においては、土地の高騰は深刻な問題であり、地方公共団体が行う公共事業においても用地の取得に事業費の相当部分が費やされるなど、事業の効率が著しく低下していた。

このような状況に対処するため、全国の地方公共団体では将来の公有地となるべき土地を先行取得しておくため、公益法人を設立するようになった。本県においても、昭和 45 年 2 月 5 日、財団法人青森県土地開発公社が設立された。その後、昭和 47 年 10 月、必要な土地の先買いにに関する制度及び地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等を内容とした「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき昭和 48 年 3 月 31 日に上記財団法人が組織変更して青森県土地開発公社となった。

以来、当法人は、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところである。

なお、平成 14 年 4 月 1 日から当法人、青森県道路公社及び青森県住宅供給公社(以下「3 公社」という。)の管理部門が統合されるとともに常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当委員会は、昨年度の点検評価において、近年の公共事業等の減少、他県における土地開発公社に関する取組及び本県における地価の動向等の社会経済状況の変化を踏まえつつ、当法人の業務量が減少しており、事業内容が公共用地等の先行取得ではなく、県の用地取得を補完するあっせん等事業に移行していること、また、将来の業務量が見通せない厳しい経営環境にあることを確認したところである。更に、昨年度の報告書においては、当法人の存在意義、役割の低下への懸念についても触れ、長期的な視点に立った当法人の維持運営の必要性の検討を促したところである。

昨年度の報告書と同様に、当法人の事業量についてみると、下記の表のとおりであり、面積においては増加したものの、金額においては減少傾向に歯止めがかかっていない状況を確認できる。また、経営状況と併せて考えると、平成17年度決算において、当法人の事業利益は4,402万円となっており、運営費を賄うだけの必要な事業量を確保できない状況を確認できる。

以上のような状況を踏まえ、今年度、当委員会は、短期的な取組としては収支均衡に向けた業務量の確保や経費削減などの状況を、長期的な取組としては当法人のあり方についての検討状況に着目して、当法人の点検評価を実施したところである。

【事業実績】

(単位：㎡)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
	面積	面積	面積	面積	面積
公有用地取得事業	2,396	0	0	0	0
代行用地取得事業	933,925	168,393	81,135	14,669	75,373
土地造成事業	0	0	0	0	0
あっせん等事業	247,007	165,765	234,772	156,107	167,970
合計	1,183,328	334,158	315,907	170,776	243,343

(単位：千円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
	金額	金額	金額	金額	金額
公有用地取得事業	3,468	0	0	0	0
代行用地取得事業	6,697,756	1,466,015	1,235,042	451,685	301,880
土地造成事業	120,489	89,542	42,966	32,154	11,577
あっせん等事業	5,219,547	4,561,912	4,624,713	3,359,285	2,299,449
合計	12,041,260	6,117,469	5,902,721	3,843,124	2,612,906

(「公社等業務報告書」より)

当法人が必要とされる役割の中には、県の職員の経験・知識不足を補うという県の行う用地取得業務の補完的な役割が挙げられ、昨年度の点検評価において説明を受けたところである。今年度の点検評価においても、所管課からは、県の用地担当職員の育成については取り組んでいくものの、育成には時間もかかるため、当面は、当法人の経験・知識を持ったベテラン職員の活用が望まれるとの回答があったところである。しかしながら、当法人の職員は、業務量の見通しが立たないことなどから、欠員が補充されなければ、今後減少していくことも想定される。

当委員会は、公共事業がこれまでのように増加していくことが期待できない中、仮に当法人の長期的な存続が県として必要ということになれば、今後は県の関与を検討していく必要があると考える。すなわち、県の用地担当職員の育成という観点からも、当法人と県土整備事務所などの人員や業務の連携を図るなどして、当法人を持続可能な組織体制とすることが必要と考えるものである。

(2) 経営状況

先に述べたとおり、平成17年度においても当法人の運営費を賄うだけの業務量が確保されず、事業利益 4,402万円、当期純損失 5,134万円となり、準備金の額も3億2,529万円となっているところである。なお、平成17年度において、県からの補助金6億円を受けたが、これは青森中核工業団地の分譲価格引下げに伴い、売却時に生ずる簿価との差額を補填するために交付されたものである。

業務量の確保については、当法人は、昨年度に引き続き、国や県土整備部のほか、県の他部局等からの用地取得業務を受託できるよう働きかけを行っているが、新たな業務として北海道新幹線用地取得業務（以下「新幹線用地取得業務」という。）を平成18年度から平成24年度（予定）までの事業として受託したことが報告された。

当委員会は、新幹線用地取得業務を踏まえた業務量の将来見通し、収支状況についても確認した。平成18年度から平成20年度までは単年度赤字が予想されるものの、平成21年度及び平成22年度は、新幹線用地取得業務が増加する一方で、プロパー職員の減少（平成20年度：15名、平成21年度：13名）等により、黒字が確保される見通しとなっている。しかしながら、業務量が減少する平成23年度においては、人件費等の減少にもかかわらず、再び単年度赤字が見込まれている。また、準備金は、平成23年度末で2億2,518万円と見込まれ、平成17年度末と比べ約1億円の減少が見込まれている。新幹線用地取得業務により、当面の業務量が確保され、短期的に赤字の減少幅が緩和されることになるが、準備金の減少が見込まれるなど、当法人の経営状況が厳しいということに変わりはなく、また、新幹線用地取得業務が終了した後の当法人の経営が懸念されることである。そのため、当法人は今後とも業務量の確保及び経営状況を踏まえた各種見直しが必要となっている。

公社等ヒアリングでは、以上のようなことを踏まえて、長期的視点に立った当法人のあり方について、所管課にその検討状況を確認した。所管課からは、現状において、当法人の業務が新幹線用地取得業務、県土整備部のあっせん事業、国からの受託業務など一定量確保されていく見込みがあり、また、公共事業の進捗に応じて、今後、国等からの新たな業務の受託も見込まれる状況にあることから、当法人が作成した計画に基づいて、当法人を活用しながら事業を推進していきたいことなど、昨年度と状況が異なっていることについて説明があった。また、長期的視点に立った当法人のあり方については、公共事業の動向を踏まえ、当法人とも協議しながら、また、他県の状況も参考にしながら、今後とも検討していきたいとのことであった。

当委員会としては、当法人が、短期的には、収支均衡とはいかないまでも、一定の業務量を確保できる見込みであり、直ちに当法人のあり方を見直すという状況にはないことについては理解するものであるが、新幹線用地取得業務が終了した後の法人のあり方について、県及び当法人が検討していくことを望むものである。なお、当法人のあり方については、県の用地担当職員の育成、県の用地行政のあり方等とも絡めて議論する必要があることから、まずは県において早期に検討に着手することを望む。

(3) 業務執行状況

当法人の組織・人事及び給与等の見直しの必要性については、昨年度の報告書の中で、「3公社が統合組織としている管理部門については、青森県住宅供給公社の解散業務が平成19年度から本格化することから、見直しが行われ、これに併せて当法人の組織体制等の見直しも行うこととしているが、当法人の組織体制等の見直しに当たっては、業務量及び収支状況を踏まえたうえで経営が成り立つよう、組織、人員及び給与等について全面的に見直しが必要であること。」と提言したところである。

3公社が統合組織としている管理部門の見直しについては、平成20年度末の青森県住宅供給公社解散までは、現行の体制を維持し、平成21年度以降の管理部門組織統合のあり方については、平成20年度までに検討するとの報告があった。この理由として、当法人及び青森県道路公社につ

いては、統合組織を前提として、必要最小限の人員で業務を行っており、管理部門組織の独立により、業務量が増加し、人員不足が懸念されること、また、管理部門を独立させることにより、各公社において人件費をはじめとする経費の増加が懸念され、各公社の経営に支障をきたすおそれがあることなど説明があったところであり、当法人の経営状況を踏まえ、短期的な措置として、当委員会としても一定の理解をしたところである。

当法人の組織体制の見直しに関して、新幹線用地取得業務等、当法人の本部における業務量の増加や用地担当職員2名の退職により、平成18年度から弘前県土整備事務所への常駐職員2名を引き揚げ、業務執行体制の強化及び効率化を図っていることを確認した。また、今後、業務量の増加が見込まれる新幹線用地取得業務に対応するため、業務がピークを迎える平成20年度から平成23年度までについては、臨時的に用地専門員を任用するとともに、当法人の退職者を再任用して用地取得の円滑化、迅速化を図るとのことであった。人員や業務量の変動により、組織体制を見直したこと、また、一時期の業務量の増加に対し、人員を拡大するというのではなく、臨時職員や再任用職員による対応を予定していることについては、将来の法人経営を見据えた対応であり、適切なものとして評価したい。

また、当法人は、給与の見直しについて、平成19年度から職員給与の3%の削減を行う予定としていることが報告されたところであり、経営状況を踏まえた取組として評価したい。

なお、当法人が県の事業の代行者として事業に要した資金の調達、資産の管理及び関連業務を行っている青森中核工業団地造成事業について申し述べると、平成18年9月1日現在のところ当該団地の分譲等の割合はリースによる立地を含め23.3%（うち分譲17.3%、リース6.0%）となっており、平成18年3月末現在18.0%（うち分譲17.3%、リース0.7%）と比較すると、リースによる立地が増加している。当該団地の分譲に当たっては、県（工業振興課）青森市及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が協議会をつくり企業誘致を行っており、公社等ヒアリングにおいては、工業振興課から広告活動やアンケートに基づく企業訪問など各種の誘致活動について確認したところであり、工業団地の分譲を支えている企業の投資意欲がここにきて高まっているとの報告も受けた。また、分譲を促進するため、分譲価格を適正な価格まで引き下げたこと、割賦販売の期間の上限を10年から15年に延長したこと、分譲区画の見直しを行い、比較的小さな面積でも分譲可能としたことなど、分譲促進のための柔軟な対応についても報告を受けたところである。

当委員会としては、青森中核工業団地は、様々な取組により、リースを含めた立地が進んでいることを理解しているが、分譲が遅れた場合の将来的な県の財政負担を踏まえて、企業の投資意欲が高まっているこの機を捉えて、平成25年度までの100%分譲に向けて、引き続き必要な取組を行うことを望むものである。

4 当法人に対する提言

当法人の経営状況は、新幹線用地取得業務により一定の業務量が確保される見込みであるが、長期的には準備金が減少していくなど、厳しい状況となっていることから、新幹線用地取得業務を受託している期間において、当法人の経営環境や県の用地行政との関係など、総合的な検討が必要となっている。このような状況を踏まえ、当委員会は次のとおり提言する。

（1）長期的視点に立った当法人のあり方の検討

北海道新幹線用地取得受託業務等により、今後数年間は、一定の業務量が確保される見込みであることから、県と当法人とが、この間に長期的な視点に立った当法人のあり方を検討する必要があること。なお、当法人のあり方については、県の用地担当職員の育成、県の用地行政のあり方等とも絡めて議論する必要があることから、まずは県において早期に検討に着手すること。

(2) 青森中核工業団地の分譲の促進

青森中核工業団地は、様々な取組により、リースを含めた立地が進んでいるところであるが、今後とも、企業の投資意欲が高まっているこの機を捉えて、平成25年度までの100%分譲に向けて、必要な取組を行うこと。

最後に、当法人が本来の目的である公有地の先行取得を行い、本県の社会資本整備に大いに寄与してきた時代と現在では当法人を取り巻く社会経済環境は大きく変わってきていることについては、昨年度の報告書のこの段で述べたところである。新幹線用地取得業務が平成24年度までであるとしても、その業務量には増減があり、今後の公共事業の動向次第では、準備金が底をつくといった状況が、そう遅くない時期に到来することも懸念されることである。当委員会としては、時期を逸することなく、当法人のあり方についての検討が行われ、その検討によって導き出された方向性に基づき、必要な対策が実施されることを望むものである。

1 - 3 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 千葉 要	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和51年4月1日	基本財産	3,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	3,000千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	15名	2名	
	監事	2名	名	
	職員数	60名	48名	県OB3名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成17年度)	当期収入	1,926,551千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,606,415千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,359,321千円)	
	当期支出	1,898,627千円		
	(うち事業費	1,343,387千円)		
	当期収支差額	27,924千円		
	当期正味財産増減額	19,565千円		

2 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図るため、昭和51年4月に当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うため、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社(以下「下水道公社」という。)が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

なお、平成16年12月に策定された青森県行政改革大綱においては、「下水道への指定管理者制度の導入を踏まえ、下水道の管理部門の体制を見直し、その他の部門については、経営の独立民営化を行います。」とされており、また、青森県行政改革実施計画では平成18年度に「その他の部門の経営の独立民営化」を行うスケジュールとなっているところである。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、建設材料の調査研究、研修事業及び市町村への技術支援等を行う公益事業、設計・積算業務、施工管理業務及び建設材料試験等を行う受託事業並びに下水道維持管理業務等の受託、下

水道技術の調査・研究及び下水道の普及・啓発活動等を行う下水道事業を行うことにより、本県における建設事業の振興発展に寄与するとともに、地域の発展にも貢献してきているところである。近年の公共事業の減少傾向や民間の技術力の向上に伴い、受託事業収入が減少傾向にあり、厳しい経営環境下にあるが、公共事業が「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」へと品質確保を重視する方向へ移行しているなど、社会的要求の変化の中で、新たな行政需要や役割も出てきている状況にある。

また、当法人に対しては、青森県行政改革大綱において経営の独立民営化が求められていることから、昨年度の報告書において、次のとおり提言したところである。

ア 経営の独立民営化に向けた事業展開

経営の独立民営化のため、当法人は人的にも財政的（受託事業を含む。）にも県の支援や業務に頼ることなく、本県における建設事業の振興発展に寄与するという目的のもと、社会的要求に柔軟に対応しながら業務の対象範囲を拡げ、当法人の持つ技術力を活かして各種事業を積極的に展開していくこと。また、各種事業の実施に当たっては、民間業者同様、その効率的な業務執行とサービスの向上に努めていくこと。

イ 職員の技術力の向上に向けた体制の整備

建設関連の技術が日々向上していく中で、当法人が継続して県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術者の指導的な役割を果たしていくため、当法人の存在価値は他よりも優れた技術力であるということを肝に銘じ、絶えず危機感をもって職員のスキルアップに向けた体制の整備に努めること。

一方、当法人は、平成18年2月に「(財)青森県建設技術センター経営改革基本計画」(以下「基本計画」という。)及び「(財)青森県建設技術センター経営改革実施計画」(以下「実施計画」という。)を策定し、現状と課題を整理するとともに、経営改革の理念及び目標、取組項目などを定めたところである。当委員会は、公社等ヒアリングにおいて、個別項目の点検評価に先立ち、基本計画及び実施計画の概要について、説明を受けることとした。

これらの計画に記載された経営改革の目標と具体的な取組には、次のような項目が記載されている。なお、先に述べた当法人の新たな行政需要や役割については、の「社会的要求変化への対応」に関連した業務が含まれるものである。

社会的要求変化への対応

(新たな業務の展開(CALS/EC関連業務、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」関連業務等)、産学官連携、官民建設技術者の育成、現業務の見直し)

技術力の更なる向上

(職員の資質の向上、更なる高品質な成果品の確保)

経営の独立民営化に対応した経営基盤の構築

(企業経営的思考の導入、委託業務の拡大)

下水道施設の指定管理者としての対応

(再委託発注方式の見直し)

以上の項目を含め、基本計画及び実施計画の概要について説明を受けたが、その内容は、当委員会が昨年度の提言で求めた経営改革の方向性とも合致していることが確認できた。また、その実施状況についても報告を受けたが、CALS/EC研修の開催、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」についての広報活動、橋梁技術研修会の開催、市町村訪問による委託業務の拡大の取組など、実施計画に沿って積極的に活動されていることが確認できたところである。

当法人が、社会経済環境の変化を好機と捉え、将来を見据えた基本計画及び実施計画を策定し、それらの計画に沿って事業を展開していることを当委員会は評価するものである。今後も、基本計

画及び実施計画に掲げた各項目に着実に取り組むとともに、当法人の負っている公の使命、果たすべき役割を追求していくことを望む。

(2) 経営状況

当法人の経営にとって、受託事業収入が重要であることは、昨年度の報告書で述べたとおりである。平成17年度決算の状況をみると、受託事業収入の減少傾向（平成15年度：5億6,640万円、平成16年度：4億5,674万円、平成17年度：4億1,453万円）が続き、厳しい状況が続いている。なお、受託事業収入のうち県からの受託料の額及びその割合も減少傾向（平成15年度：4億4,172万円（約78%）、平成16年度：3億2,104万円（約70%）、平成17年度：2億4,709万円（約60%））にある。

当法人は、県からの受託業務が減少しているにもかかわらず、平成17年度も黒字を確保し、当期収支差額は2,792万円、当期正味財産増減額は1,957万円となっている。このことは、当法人が、業務の対象範囲の拡大に努めて受託事業収入の減少を極力抑え、人件費をはじめとする経費の削減を行った結果として評価できる。

また、当法人は、平成18年度から指定管理者として県内の流域及び特定環境保全公共下水道の維持管理を行っている。これまで県からの下水道維持管理受託事業は、損益の発生しない契約方式（実費弁償方式）であったが、指定管理者制度の導入に伴い、当該契約方式が廃止されることとなったため、今後の法人経営への不安要素もあるところではあるが、当法人は、平成17年度末現在で約3億4,723万円の内部留保を有していること、当法人が、下水道事業については、「安全・安心」の確保に努めながら、一層のコスト削減と効率的な経営に取り組むこととしていることから、その推移を見守りたい。

(3) 業務執行状況

平成17年度末をもって県職員（2名）の派遣を取りやめたことから、平成18年度からプロパー職員による法人運営が行われている。併せて、当法人は、平成18年度から、業務の対象範囲の拡大、指定管理者としての管理技術力の向上、業務の効率的運営などを目的とした組織の見直しを行っていることが確認できた。主な見直しの内容としては、専務理事を配置し、市町村等への広報活動体制を強化したこと、5課あった建設関連の課を1課に集約して、各専門部門を担当する建設調整監を配置することで、機動性を高めるとともに、若手職員の指導・教育体制を強化したこと、また、各浄化センターに所長を配置・常駐させることで、危機管理体制と職員の指導・教育体制を強化したことである。

当法人は、理事長及び専務理事を含めたチーム体制で積極的に市町村等を訪問し、今年度から作成した「センターだより」を活用するなどして、建設事業に関する新たな制度の説明やその中で当法人が果たすことのできる役割等について広報活動を展開している。その結果、県以外からの受託業務の新規受注がみられるなど、その成果もあがってきているところである。経営の独立民営化に対応した経営基盤の確立には、そうした役職員の気概と地道な活動の継続が必要であり、今後の継続した取組に期待したい。

なお、当法人は、平成17年度から建設部門の職員について、給料月額8%～10%削減、期末手当の20%削減、管理職手当の20%削減を実施しているが、今年度からは、下水道部門の職員を含めた法人全般に係る見直しを実施しており、今年度は、下水道部門の職員の給与等を建設部門の職員と同様に削減しているほか、平成19年度以降の実施に向け、新たな給与体系について外部のコンサルタントを交えて検討していることが確認できた。

最後に、これまで述べてきた点検評価の内容を踏まえ、当法人の経営の独立民営化について申し述べたい。当委員会は、昨年度の報告書の中で、当法人の経営の独立民営化に関し、次のように述べたところである。

「経営の独立民営化を果たすためには、経営が人的にも財政的にも県の支援を頼らないことが重要である。当法人の場合、財政的には補助金等の交付を受けていないことから、県派遣職員の引揚げを行い、今後とも補助金等を受けることなく独立した経営を行っていく必要がある。また、受託業務についても県からの業務に偏ることなく、市町村等からの受託業務を拡大し、また、当法人の専門性や優位性を活かした新規事業を開発する等、独自の収入確保の取組が必要となっている。」

この内容を踏まえ、当法人の経営の独立民営化について確認できた内容を整理してみると、次のとおりである。

- ア 県職員の派遣を取りやめたことから、平成18年度からプロパー職員による運営が行われていること。
- イ 県から補助金等の財政的な支援を受けていないこと。
- ウ 下水道部門では指定管理者として業務を適正かつ効率的に実施していること。
- エ 建設部門では、当法人の持つ技術力に基づき委託された業務を効率的に実施するとともに、県以外からの受託業務の拡大にも積極的に取り組んでいること。

以上のことを確認できたことから、当委員会としては、現状における当法人の経営は、人的にも財政的にも県の支援を頼ることのない経営の独立民営化が図られているものと認識している。現在、当法人が、独立民営化に対応した経営基盤の構築のため、基本計画及び実施計画に基づき、組織体制の強化や業務の対象範囲の拡大等の具体的な取組を行い、その成果が表れていることについては、先に述べてきたところである。当委員会は、当法人の経営は、人的にも財政的にも県の支援を頼ることのない現在の経営状態を維持・発展させて、確固たる経営基盤と存在価値を確立していくという段階に入ったものと認識している。そのために、当法人は、常に高い技術力を保持し、建設技術に係る新たな課題にも積極的に取り組むなど、本県の建設事業の振興発展のために一定の役割を果たしていく必要がある。また、市町村や民間等に対し積極的に存在価値をアピールして、業務の対象範囲を拡大していく必要がある。

4 当法人に対する提言

当法人は、平成18年2月に策定した基本計画及び実施計画に基づき、引き続き、その取組を実施していくことになるが、社会的要求変化に伴う新たな行政需要や役割にも柔軟に対応して、引き続き本県の建設事業の振興発展に寄与していくことができるよう、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 公益法人としての役割の追求

公共工事が品質確保を重視する方向へ移行する中、当法人は公益法人として一定の役割を期待されており、今後は公共事業の発注者支援に係る業務等において活動の広がりも想定されていることから、十分にその期待に応えられるよう、常に職員のスキルアップを図りながら、積極的に公益法人としての役割を果たしていくこと。

(2) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化

今後とも人的にも財政的にも県の支援に頼らない経営を継続させていくためには、当法人の経営基盤の強化が必要であるが、そのためには、当法人の存在価値を積極的に市町村や民間等にアピールし、業務の対象範囲を拡大していくこと。

最後に、各都道府県に設置されている建設技術センターは、技術的能力及び中立・公正性の確保の観点から、公共工事の適正化や品質確保に関し、発注者を支援する機関として期待されている。今後、東北地方整備局、東北6県及び仙台市ほか6市で組織する東北地方公共工物品質確保促進協議会にお

いて、公共事業の発注者支援業務を行うことができる技術者や機関の認定が行われる予定となっているとのことであり、当法人は、認定機関となれるよう必要な体制整備に努め、将来においては認定機関として本県の建設事業の振興発展に寄与していくことに期待したい。

1 - 4 青森県道路公社

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 徳海 晋一	県所管部課名	県土整備部 道路課
設立年月日	昭和 50 年 4 月 1 日	出資金	8,235,500 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	8,235,500 千円	100.0%
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	3 名	2 名
	監 事	2 名	1 名
	職員数	22 名	14 名
業務内容	「みちのく有料道路」、「青森空港有料道路」、「第二みちのく有料道路」の管理運営等		
経営状況 (平成 17 年度)	当期収益	7,754,086 千円	(その他参考) 県からの補助金 5,538,395 千円 県からの無利子借入金 1,831,793 千円 県の債務保証・損失補償 16,789,174 千円
	(うち業務収入)	2,208,897 千円)	
	当期費用	7,752,173 千円	
	(うち 償還準備金繰入額)	803,430 千円	
	当期利益	1,913 千円	
	償還準備金繰入額は、道路事業における当期利益である。		

2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和 49 年度から建設され、更に、むつ小川原開発の進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、道路を短期間に整備する必要があったが、巨額の資金を要した。そのため、従来 of 公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用し、短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和 50 年 4 月に設立され、みちのく有料道路(昭和 55 年供用開始)、青森中央大橋有料道路(昭和 61 年供用開始)、青森空港有料道路(昭和 62 年供用開始)、第二みちのく有料道路(平成 4 年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成 18 年 3 月 31 日に料金徴収期間が終了し、平成 18 年 4 月 1 日から無料開放されたため、現在は残る 3 つの有料道路の管理運営等を行っている。

また、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社（以下「3公社」という。）の管理部門が統合されるとともに、常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、有料道路の建設、管理運営を通じ、地域間物流の効率化や県民の交通利便性の向上に寄与してきたところであり、現在は「みちのく有料道路」、「青森空港有料道路」及び「第二みちのく有料道路」の3つの有料道路の管理運営等を行っている。

当法人が管理運営する有料道路の利用台数及び料金収入が建設当初の計画を大幅に下回っており、料金収入で回収することとなっている建設費に係る長期債務については、料金徴収期間内の返済が困難な状況となっていることについては、昨年度の報告書で述べたとおりである。また、当法人は、平成17年8月に、更なる債務削減の取組として平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「中期経営プラン」（以下「プラン」という。）を策定したところであり、その着実な実施が求められている。

当委員会は、昨年度の点検評価において、プランの内容とともにプランで見込んだ料金収入及び維持管理費をベースに料金徴収期間終了時における各有料道路の残債務の試算等についても確認したところである。同試算によれば、各有料道路の料金徴収期間終了時において債務が残る可能性が懸念されていることから、当法人は、プランを着実に実施するだけでなく、更なる取組や残債務の処理方策の検討が必要となっている状況にある。

以上のようなことを踏まえ、今年度、当委員会は当法人に対する点検評価を行ったところである。

(2) 経営状況

平成17年度の決算をみると、償還準備金繰入額（各有料道路に係る当期利益は、償還準備金繰入額として計上される。）を含む当期利益は、8億534万円（平成15年度：7億6,568万円、平成16年度：6億5,955万円）となっており、プラン実施前に比べ、収益性が向上していることがうかがえる。なお、平成17年度において県からの補助金収入約55億円を受け入れているが、これは無料開放となった青森中央大橋有料道路の残債務の処理のため交付されたものであり、当法人から県に対しては、同額分の無利子借入金の返済がなされている。

今年度の点検評価で確認した各有料道路の平成17年度の経営状況及びプランと実績との比較は以下のとおりである。

みちのく有料道路

21.5キロメートル、建設費210億円、料金徴収期間は昭和55年11月13日～平成22年11月12日（30年間）

利用台数は減少（対前年比94.2%）しており、料金収入も減少（対前年比97.4%、平成16年度の青森県有料道路料金割引社会実験に伴う減収補填額を含めた対比）している。当該有料道路における償還準備金繰入額は5億7,620万円となっている。プランでは、14億5,053万円の料金収入を見込んでいたが、13億9,386万円の実績となり、プランを5,667万円（3.9%）下回っている。

青森中央大橋有料道路

1.0キロメートル、建設費74.5億円、料金徴収期間は昭和61年4月1日～平成18年3月31日（20年間）

利用台数は減少（対前年比98.1%、平成17年度の利用台数は3月24日までの利用台数（無料開放のための工事のため））、料金収入も減少（対前年比99.9%）している。当該有料道路における償還準備金繰入額は3,745万円となっている。プランでは、2億2,460万円の料金収入を見込んでいたが、2億3,736万円の実績となり、プランを1,276万円（5.7%）上回っている。

青森空港有料道路

1.7キロメートル、建設費61億円、料金徴収期間は昭和62年7月19日~平成29年7月18日(30年間)

利用台数は減少(対前年比93.2%)、料金収入も減少(対前年比93.0%)している。当該有料道路における償還準備金繰入額は1億6,550万円となっている。プランでは、3億4,948万円の料金収入を見込んでいたが、3億1,861万円の実績となり、プランを3,087万円(8.8%)下回っている。

第二みちのく有料道路

9.7キロメートル、建設費56億円、料金徴収期間は平成4年3月30日~平成34年3月29日(30年間)

利用台数は減少(対前年比96.2%)、料金収入も減少(対前年比95.4%)している。当該有料道路における償還準備金繰入額は2,429万円となっている。プランでは、2億5,361万円の料金収入を見込んでいたが、2億4,191万円の実績となり、プランを1,170万円(4.6%)下回っている。

収益面における各有料道路の状況は以上であるが、全体として、各有料道路において利用台数、料金収入ともに平成16年度の実績を下回っており、また、プランで見込んだ料金収入の合計22億7,822万円に対し、その実績は21億9,174万円(8,648万円、3.8%)となっていることが確認できた。

一方、費用面においては、発注工事等の精査をはじめとする道路維持費の削減により、プランで見込んだ維持管理費6億2,670万円に対し、その実績は5億7,021万円(5,649万円、9.0%)となったほか、借入利息の入札による支払利息の軽減により、プランで見込んだ業務外費用2億3,917万円に対し、その実績は1億8,633万円(5,284万円、22.1%)となっていることが確認できた。

結果として、収入面においては、プランで見込んだ料金収入を確保できなかったが、維持管理費をはじめとする経費削減の取組により、プランで見込んだ収支差10億7,366万円を2,742万円上回る11億108万円の収支差を確保していることを確認した。また、公社等ヒアリングにおいては、プランの実施に当たっても、道路の維持管理について、安全性の確保及び利便性の向上に十分留意しているとの報告を受けたところである。

プランでは、現在管理運営している3路線の料金収入を平成17年度から平成21年度まで、同額で見込んでいることから、利用台数が回復しなければ、プランで見込んだ収支差の達成には、維持管理費等の経費の削減に頼らざるを得なくなる。当委員会としては、当法人が、道路の安全性等に留意し、着実にプランを実施していることに対し、一定の評価をするものであるが、その上で、今後ともその実施に当たっては、道路の安全性及び利便性の維持・確保に十分に留意することを望むものである。

(3) 業務執行状況

当委員会は、プランに掲げた収入確保の取組や経費等の節減の取組について、確認したところである。

まず、収入確保の取組については、有料道路利用者の拡大を図るため、回数券の販売促進を行っていること、ホームページの刷新やのぼりの掲出など、広報・広告活動を展開していることが報告されたほか、駐車場事業の拡大の取組が報告された。駐車場事業については、平成16年度から実施しており、平成17年度においてもプランで見込んだ収益252万円に対し、305万円の実績を上げており、有料道路料金収入以外の取組として、収入の確保に寄与しているところである。当法人からの報告によれば、今年度、更に駐車場の拡大を予定しているとのことであった。しかしながら、収入確保の取組については、利用台数及び料金収入が前年度を下回ったことをみても、有料道路利用者の増加を図る決め手が無いことも否めない。

次に、経費等の節減の取組については、契約発注における入札の競争性確保及び発注方法の見直しとして、建設工事の参加申込型指名競争入札の対象工事の設計下限額を試行的に引き下げ、契約発注における入札の透明性及び競争性の確保を行っていることや、経営状況の項で述べた維持工事の見直しの取組、平成17年10月から実施している管理職手当の削減(10%)及び県内旅行日当の廃止などについて報告を受けた。また、平成15年度から実施している料金徴収業務委託の入札制度の改善についても確認したが、入札の参加条件の緩和により、入札参加企業が増え、落札率が大幅に低下するなど、大きな経費節減効果が出ていることを確認した。なお、延長が短い路線の県管理道路との一体管理については、両道路の管理体制の違いもあり、今後の検討課題となっている。

経費等の節減の取組のうち「組織の見直しによる効率的な人員の配置」については、昨年度の当委員会の提言「3公社が統合組織としている管理部門については、青森県住宅供給公社の解散業務が平成19年度から本格化することから、見直しが行われ、これに併せて当法人の組織体制等も見直しも行うこととしているが、当法人の組織体制の見直しを行うに当たっては、管理路線の減少及び業務量の変動等を踏まえたうえ、効率的な業務執行が可能となるような組織体制とすること。」への対応と関連するが、3公社が統合組織としている管理部門の見直しについては、平成20年度末の青森県住宅供給公社解散までは、現行の体制を維持し、平成21年度以降の管理部門組織統合のあり方については、平成20年度までに検討するとの報告があった。この理由として、当法人及び青森県土地開発公社については、統合組織を前提として、必要最小限の人員で業務を行っており、管理部門組織の独立により、業務量が増加し、人員不足が懸念されること、また、管理部門を独立させることにより、各公社において人件費をはじめとする経費の増加が懸念され、各公社の経営に支障をきたすおそれがあることなど説明があったところであり、当法人の経営状況を踏まえ、短期的な措置として、当委員会としても一定の理解をしたところである。また、当法人単体での見直しについては、当法人からは、管理路線の減少に伴う業務量の変動がほとんどないことから、当面は現行の組織体制を維持するとのことであり、また、所管課からも、現状では現行の組織体制を当面維持することが必要と回答があったところである。有料駐車場業務を業務量の増大の理由としていることについては、疑問が残るが、現行の体制(経理課4名(1名長期休暇中)、道路工務課3名)が少数であることを踏まえ、複雑な経理事務の正確性を確保するため及び道路の安全性の確保を行うために必要な体制として理解した。

更に、当委員会は、プランで今後の検討課題としている事項についても確認した。

まず、料金徴収期間の延長については、現在、当法人が債務の削減に向けて、プランを実施しているところであり、当法人の経営努力により債務を返済することが基本であること、具体的な検討には今後の債務の返済状況を踏まえる必要があることなど、現段階ではその取組が進んでいないものと理解した。当委員会としては、債務の返済については、当法人が収支改善のためあらゆる努力をしていくことはもちろんであるが、昨年度の点検評価における各有料道路の料金徴収期間終了時の残債務の試算結果を踏まえれば、平成22年度に料金徴収期間の終了するみちのく有料道路については、たとえプランが着実に実施されたとしても、債務が残る可能性があることから、みちのく有料道路の特徴を踏まえた残債務の処理方法を総合的に勘案し、その結果を早期に県民に示すことが必要ではないかと考えている。

次に、有料道路の利便性の向上については、凍結路面のスリップ事故防止効果のある排水性舗装の実施や、居眠りはみ出し事故防止に効果のある凸凹中心線の採用など、各種取組についての報告があった。

更に、経営状況に応じた給与体系等の見直しについては、経営状況や業務量を勘案し、現在、検討しているとのことであった。道路の建設費に係る長期債務は、料金徴収期間内の料金収入において、返済・回収されるものであることから、毎年度必要とされる料金収入を確保できていない当法人の経営状況は、必ずしも黒字経営であるとはいえない状況にある。当法人には、収支の改善に向

けたあらゆる努力が求められている。

4 当法人に対する提言

当法人は、プランの初年度において、計画を上回る債務の削減を達成しており、プランに基づく収支改善の取組が一定の成果をあげているところであるが、今後も当法人にはあらゆる努力が求められることから、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 債務返済のための更なる取組の必要性

当法人においては、プランに基づく収支改善の取組が一定の成果をあげているものの、県からの新たな財政支援を必要とすることなく、当法人が自らの経営努力により各有料道路の建設に係る債務を返済していくまでには至っていないところであり、今後とも、あらゆる取組を検討し、有効と考えられる取組については早期に実行に移していくこと。

(2) 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保

プランの取組により、道路の維持工事の見直しが行われ、維持管理費の削減が図られているが、今後ともその実施に当たっては、道路の安全性及び利便性の維持・確保に十分に留意すること。

最後に、当法人の管理運営する各有料道路については、料金徴収期間終了時において道路建設に係る債務が残ることも想定される。各有料道路の残債務の処理方策の検討に当たっては、総合的な面でのプラス効果に対する県民の理解を得つつ、それぞれの有料道路にとって適切な方策を早期に県民に開示する必要がある。

1 - 5 青森県住宅供給公社

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 徳海 晋一	県所管部課名	県土整備部 建築住宅課	
設立年月日	昭和 41 年 3 月 31 日	資本金	10,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	5,500 千円	55.0%	
	青森市	1,300 千円	13.0%	
	八戸市	1,000 千円	10.0%	
	弘前市	900 千円	9.0%	
	五所川原市	500 千円	5.0%	
	黒石市	200 千円	2.0%	
	十和田市	200 千円	2.0%	
	三沢市	200 千円	2.0%	
	むつ市	200 千円	2.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	7 名	2 名	県 OB 1 名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任
	監事	2 名	1 名	監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任
	職員数	27 名	24 名	県派遣 5 名(うち 3 名が青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任)
業務内容	宅地造成及び宅地分譲並びに賃貸住宅管理及び青森地区における県営住宅管理受託業務等			
経営状況 (平成 17 年度)	事業収益	966,051 千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 162,409 千円 (県営住宅維持管理に係るもの)	
	事業利益	110,003 千円		
	経常利益	17,514 千円		
	当期純利益	242,692 千円		

2 沿革

昭和 40 年当時、住宅事情は宅地価格の高騰により住宅の建設費が増大し、中堅所得者階層の勤労者にとっては、持ち家を取得することが困難となってきた。このような状況のもと、国は住宅を必要とする人たちの住宅取得を容易にするため、昭和 40 年 6 月に地方住宅供給公社法を制定し、地方住宅供給公社制度が創設された。現在、47 都道府県及び政令で指定した 10 市において、57 公社が設立されている。

本県の場合、昭和 33 年に財団法人青森県住宅協会として発足し、制定された地方住宅供給公社法に基づき昭和 41 年 3 月 31 日に青森県住宅供給公社に組織変更した。設立以来、当法人は、分譲住宅事業及び宅地分譲事業等を通じ、住宅を必要とする県民に居住環境の良好な住宅や宅地を供給し、県民の生活安定と社会福祉の増進に寄与してきた。

しかしながら、近年の当法人を取り巻く社会経済環境の変化から、「持ち家」を促進するという設

立時の役割は薄らいだことから、平成16年3月、公社解散に係る基本方針（「地方住宅供給公社法改正の動向を注視しつつ、出資団体・事業実施団体とも協議しながら、平成20年度を目途に解散する方向で事業の整理を進める」）が当法人の理事会において承認され、平成16年12月策定の青森県行政改革大綱においても青森県住宅供給公社の廃止が明記されたところである。

その後、平成17年6月の地方住宅供給公社法の改正により公社自主解散規定が整備されたことを受けて、当法人は計画的に解散業務に取り組むため、「住宅供給公社解散業務整理計画」（以下「整理計画」という。）を策定し、現在、解散に向けた諸課題の整理・解決に取り組んでいるところである。

なお、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県道路公社（以下「3公社」という。）の管理部門が統合されるとともに常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

3 課題と点検評価

（1）役割

昨年度の点検評価においては、当法人の役割が薄れ、解散に向かった取組が行われていることについて確認したところである。当法人が、解散に向かって業務を進めている現在、当法人の役割そのものについて点検評価を行う意義は薄れてきており、代わって、当法人が、着実に解散に向けた業務を進めているか、残された期間においても、県民に良好な住宅や宅地を供給するという役割を全うしているかに点検評価の主眼は移っている。

昨年度は、整理計画が策定されたばかりであり、今後、具体的な取組が実施されていく状況にあったことから、当委員会は、昨年度の報告書において「当法人が計画どおり平成20年度末に解散できるよう、当法人は関係機関と連携して計画的に諸課題に取り組み、困難を克服し、着実に課題を処理すること。」と提言したところである。

整理計画では、解散までに取り組むべき9つの主要整理項目とそれぞれの項目における主な取組課題が記載されている。今年度の当法人の点検評価に当たっては、昨年度の点検評価の内容を踏まえ、整理計画に掲げた主要整理項目に対する取組状況を中心に行ったところであり、これらに対する取組状況の点検評価については、（3）の業務執行状況の項で申し述べることにしたい。

（2）経営状況

平成17年度の決算の状況についてみると、販売部門の強化等により、昨年度まで減少傾向にあった当法人の主力事業である分譲事業収益が増加（分譲事業収益：平成16年度5億3,031万円、平成17年度6億5,793万円）していることが確認できる一方、賃貸資産の売却が進み、賃貸住宅管理事業及び賃貸施設管理事業の収益が減少（賃貸住宅管理事業及び賃貸施設管理事業の収益の合計：平成16年度1億5,986万円、平成17年度1億1,080万円）しており、また、県からの受託料の減少により、県営住宅の受託管理に係る管理受託住宅管理事業の収益も減少（管理受託住宅管理事業収益：平成16年度1億9,294万円、平成17年度1億6,241万円）していることが確認できることである。結果として、事業収益全体としては増加（事業収益：平成16年度9億2,197万円、平成17年度9億6,605万円）しているが、必要な経費を賄うだけの事業利益を確保することができず、経常利益は1,751万円の赤字となっている。

また、平成17年度決算から、減損会計（将来の収益に対応した帳簿価格の見直し）を適用し、県共同ビル等の賃貸事業用資産3棟について、固定資産評価損2億8,934万円を計上したことから、当期損益は2億4,269万円となっている。

当法人は、平成17年度末現在72億3,395万円の利益剰余金を計上しており、40億2,405万円の現金預金を有していることから、財務内容は安定している。しかしながら、今年度、当法人から提出された中・長期経営計画書においては、分譲宅地等の売却収入の減少、分譲等経費の支出、共同ビル修繕引当金の計上、退職給与引当金繰入額の増加などの理由により、平成18年度から平成20年度までの3年間で合計7億7,134万円の損失が発生すると見込まれているところである。当委員会としては、公社等ヒアリングにおいて当法人から回答のあったとおり、「分

譲宅地等の売却収入が見込額を上回るよう、また、効率的な支出を検討し分譲等経費をできる限り節約するよう努力する。」ことを望むものである。

(3) 業務執行状況

現在、当法人は、整理計画に基づき平成20年度末の解散に向けた諸課題に取り組んでおり、業務の実施についても、整理計画に基づいたものとなっている。当委員会は、整理計画において主要整理項目とされている9つの区分により、それぞれの主な取組課題に対する取組状況を点検評価した。以下、その概要等について述べることにするが、点検評価の全般的な結果として、諸課題に対する取組が計画的に行われていることが確認できたところであり、理事長をはじめとする当法人の役職員の着実な取組の成果として評価したい。

解散に係る総合調整管理（進捗管理や総合調整、解散に係る諸手続、担当職員の配置等）

法人内部の調整は、平成18年度より解散業務担当として県から派遣された職員2名を中心に部長及び課長等で組織するプロジェクトチームで行われている。また、県を含めた総合調整については、平成18年10月に県土整備部内に住宅供給公社対策連絡調整会議が設置され、今後は、同会議において、当法人と県が連携して協議を行っていくこととなることとされており、今後の取組を期待する。

資産整理（保有している土地・賃貸資産等の処分等）

銀行店舗や賃貸住宅等の賃貸資産の売却は進んでいる。平成18年度当初で当法人が保有する土地資産は、約22万6千㎡であり、この中には、区画割りが済んで、すぐに販売が可能な完成戸建住宅用地（約9万8千㎡）ばかりでなく、取得したが未造成となっている未造成土地（約9万2千㎡）も多く含まれているとのことであった。これらの土地については、売却を進めるために環境整備が必要な土地があること、また、解散時に土地が売れ残っている可能性もあることが報告されたところであり、当法人は、極力売却に努めていきたいとしている。

当委員会としては、土地の処分に当たっては、当法人が、それぞれの土地の特徴を踏まえつつ、その取扱いを整理した上で、解散までの対応策を検討し、例えば条件的な変更により売却の可能性が高まるものについては、必要な整備等を行い、着実に売却を推進していくことを望むものである。

残余財産の処理方針（残余財産の処理に係る基本方針の策定）

残余財産とは、解散時における現金預金及び売れ残る土地等のことであり、基本的に出資団体（県及び8市）に配分されることになるが、この処理方針については、出資団体以外の市や町（以下「関係団体」という。）に所在する土地が売れ残った場合の取扱いも課題となっているとのことであった。当法人は、残余財産の処理方針について、今後、出資団体での協議を踏まえ、関係団体とも協議を行っていくとしており、協議の実施に当たっては、当法人だけでは処理することは困難なことから、当該協議のための組織をつくる必要があるとしているところである。また、所管課である建築住宅課も、協議の場を設けることについて前向きな発言があったところである。

当委員会としては、解散までの期間が限られていることから、出資団体において早急に一定の方向性を出し、その結果を踏まえて、残余財産の処理方針について、関係団体を交えて検討することを望むものである。

共同ビルの管理（共同ビルの所有及び管理の取扱い）

現在、青森県共同ビルは当法人を含む4者が区分所有しているが、同ビルの管理は、当法人が行っている。当法人に代わり同ビルの管理を行うものについて、他の区分所有者3者と協議を行

っているとのことであった。また、当法人の持つ同ビルの区分所有権の取扱いについては、今後、出資団体において協議の上、解散までに結論を出すこととしていることを確認した。

債権債務の処理（県立保健大学教員公舎及びその敷地に係る県との割賦販売契約の取扱い等）

県立保健大学教員公舎の建設に係る当法人の県に対する債権は平成20年度末で約7億5,500万円となる見込みであり、当法人が金融機関に負う債務は平成20年度末で5億8,800万円となる見込みであることを確認した。この処理については、県の割賦販売の代金返済の方針が現在、関係部局で検討されているところであり、その方針を待って協議していきたいとのことであった。

巨額横領事件の処理（旧役職員に対する損害賠償請求訴訟の処理等）

平成18年9月12日、仙台高等裁判所において和解が成立している。一審判決で否定された理事長や監事などの責任が一定範囲で認められたこと、早期の解決の必要があると判断した等、和解の理由について、当法人から報告を受けた。

プロパー職員の処遇について（プロパー職員の処遇に係る制度等の検討・施行等）

解散時点でのプロパー職員は15名と想定されている。プロパー職員の処遇に関する取組としては、平成16年度から早期退職制度を導入していること。平成18年度から「職員資格取得等支援制度」を導入し、平成18年9月15日現在で4名の利用があること。また、当法人は、現在、職員の年齢等を勘案し、青森県土地開発公社に3名、青森県道路公社に1名を研修派遣しており、これら派遣先公社の業務状況及びプロパー職員の退職状況等によっては、派遣職員について採用依頼することも視野に入れていることが確認されたところである。

また、同時に、プロパー職員の処遇については、当法人単独あるいは常勤役員・管理部門が統合されている青森県土地開発公社及び青森県道路公社を含めた3公社では、対応しきれないので、県全体として考えていただきたいとの県に対する要望も併せて確認したところである。

当委員会としても、当法人の解散に当たっては、他の公社の人員計画を勘案しながら、当法人の職員の流動化をどう図っていくかが課題であると認識しており、その解決には、県及び他団体を含めた連携した取組が必要と考える。

受託業務（県営住宅管理受託業務の取扱い）

当法人は、平成18年度から平成20年度まで青森地区の県営住宅等の指定管理者として業務を行っている。弘前地区及び八戸地区における県営住宅管理受託業務及び出張所は、平成17年度末をもって廃止し、当該業務を行ってきた職員4名については、業務の効率的執行の観点から再配置を行ったことを確認した。

その他（買戻特約の解除、境界未確定地の境界確定等）

買戻特約の解除については、平成18年度当初時点で、特約の調査を要するものが約1万件あること。また、抹消が必要なものが7千から8千件想定されとの報告があった。また、境界未確定地の境界確定については、測量が必要な箇所については測量事務を進めており、道路等の公共性のあるもの等、残る箇所については、測量が必要かどうかについて既に相手方と協議中であるとの報告があった。

以上が、9つの主要整理項目に係る取組状況の確認の概要等であるが、昨年度の報告書においては、解散に向けた組織体制の整備について、「平成19年度以降解散業務が本格化するため、3公社が統合組織としている管理部門について見直しを行い、これに併せて当法人の組織体制等の見直しも行うこととしているが、当法人の組織体制の見直しに当たっては解散業務が効率的に実施されるよう、業

務量や適材適所に留意し、適切な組織体制とすること。」と提言しているところであり、この提言に対する対応状況は、上述したとおり、県職員2名が解散業務担当として派遣され、弘前出張所及び八戸出張所を廃止し、職員4名の再配置を行ったこと等により、効率的な業務執行を行っていることが確認されているところである。

なお、3公社が統合組織としている管理部門の見直しについては、3公社の統合組織が十分に機能しており、人員の問題などへの柔軟な対処も可能としていることから、平成20年度末の当法人解散までは、現行の体制を維持するとのことであった。

4 当法人に対する提言

当法人は、平成20年度末の解散に向け、整理計画に沿って、引き続き諸課題の解決に取り組んでいくこととなるが、今後とも解散業務が着実に推進されるよう、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 保有土地の着実な売却の推進

土地の処分については、それぞれの土地の特徴を踏まえつつ、その取扱いを整理した上で、解散までの対応策を検討し、例えば条件的な変更により売却の可能性が高まるものについては、必要な整備等を行い、着実に売却を推進していくこと。

(2) 残余財産の処理方針の策定に向けた取組の早期着手

解散時の残余財産の処理については、解散までの期間が限られていることから、出資団体において早急に一定の方向性を出し、その結果を踏まえて、残余財産の処理に係る基本方針の策定に向けた検討を、関係団体を交えて行うこと。

(3) プロパー職員の処遇に係る連携した取組の必要性

解散に伴うプロパー職員の処遇については、他団体への職員の流動化等、その対策が検討されているが、当法人だけの取組には限界があるので、県及び他団体を含めた連携した取組を行うこと。

最後に、解散に向けて、これから検討・処理が具体化する項目については、解決のための期間が限られてくる中で、その解決には更なる困難も想定されるところである。これら諸課題の解決に当たっては、今般設置された住宅供給公社対策連絡調整会議を最大限に活用するなど、県と当法人の緊密な連携が必要であり、その連携体制を核として、関係団体等の協力を仰ぎながら、解散業務が円滑に進んでいくことを期待したい。なお、課題の解決に当たっては、当法人の解散業務が円滑に進むよう、第一の出資者である県の積極的な関与を望むものである。

1 - 6 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 飛鳥 久範	県所管部課名	エネルギー総合対策局	
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	17名	1名	
	監事	3名	名	
	職員数	4名	3名	県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等			
経営状況 (平成17年度)	当期収入 6,281,872千円	(その他参考)		
	当期支出 6,281,831千円	収入及び支出の中には、運用財産としている短期借入金収入(利息は日本原燃(株)が負担)及びその返済のための短期借入金返済支出の5,000,000千円がそれぞれ含まれている。		
	(うち事業費 841,067千円)			
	当期収支差額 41千円			
	当期正味財産増減額 49,974千円			

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの寄付金)、借入金50億円(利息は日本原燃(株)負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人が実施している「地域・産業プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)及び「原子燃料サイクル事業推進特別対策事業」(以下「特別対策事業」という。)の2つの助成事業は、むつ小川原開発地域だけにとどまらず、県内各地の地域振興及び産業振興のための取組に幅広く活用されており、本県の地域振興及び産業振興において、当法人が果たす役割が非常に大きいことについては、前年度の報告書においても記載したところである。

当法人の平成17年度の事業実績を見ても、プロジェクト支援事業(2億5,624万円)と特別対策事業(5億8,060万円)で合わせて8億3,684万円の支援が行われている。助成事業を通じて本県の地域振興及び産業振興を図るといった役割を踏まえた、効果的な助成事業の実施に

については、当法人も積極的に取り組んでいるところであり、当委員会としても、当法人の行う効果的な助成事業の展開に向けた取組を中心に点検評価を行ったところである。

(2) 経営状況

当法人の経営は、そのほとんどが運用財産(100億円)の利息収入並びに電気事業連合会及び日本原燃(株)からの寄付金により行われており、低金利の中においても事業及び法人運営に必要な財源を確保し、経営的には安定している。

当法人の経営に当たっては、運用財産利息収入(平成17年度2億9,650万円)が非常に重要であるが、当法人は、金融政策の動向を踏まえ、金利が上昇局面を迎えていることから、基金を運用している長期国債の集約化や買換え、定期預金の入札による切替えを行うなど、基金の相対的価値低下の回避策を講じるとともに、逸失利益が生じないような運用に努めている。

なお、特別対策事業については、平成21年度以降の事業の継続は未定とのことであり、現在、特別対策事業の実施に伴い日本原燃(株)から交付されている事務費(約2千万円)も将来的に無くなることも想定されるところである。当法人は、当該事務費が無くなった場合の法人経営に与える影響を踏まえて、その対策を検討しておく必要がある。

(3) 業務執行状況

当法人は、本県の地域振興及び産業振興に効果的な助成事業を行うため、プロジェクト支援事業における採択基準やフォローアップについて継続的な見直しを行っており、公社等ヒアリングにおいては、それらの取組状況を確認した。また、組織体制や他団体との連携等、今後検討すべき課題についても、その検討状況を確認した。

採択基準の見直しに関し、当法人からは、事業の採択に当たり、雇用及び起業に結びつくこと期待される事業を優先すること、地域における活動の認知並びに地域における市町村等のサポート体制及び地域団体との連携状況を考慮すること、平成17年度に外部委員会として設置したむつ小川原地域・産業振興財団プロジェクト支援事業検討委員会(以下「支援事業検討委員会」という。)の意見を参考としていることについて説明があった。また、こうした見直しについては、一定の効果が表れてきてはいるものの、直ちに大きな効果として表れるものではないことから、助成事業のPRや申請団体との対話など、当法人の継続した取組が必要となっていることが確認できた。更に、今年度採択を行う平成19年度実施事業については、助成金額の上限(原則200万円)を廃止し、雇用の確保及び起業に結びつくこと期待できる案件に重点的な支援を行うこととしていることが確認できたところである。

当委員会は、昨年度の報告書において、助成金額の上限の見直しと弾力的運用として「平成18年度からのプロジェクト支援事業の採択に当たり、採択基準及び採択方法についての見直しを行っているが、助成事業を更に効果的に実施するためには、事業の選択と助成の集中を弾力的に行い、事業にメリハリを付け、必要などころには適切な投資を行っていくことが必要と考えられるので、助成金額の上限(原則1件当たり200万円)の見直しについても検討すること。」と提言していたところであり、当法人が助成金額の上限を廃止し、重点的な支援を行うこととしたことについて、評価するものである。

今後は、助成金額の上限の廃止により、自ずと事業が選択され、助成の集中が行われることとなり、本県の地域振興及び産業振興にとって、より事業効果の高い案件が出てくることが期待されるところである。また、この見直しの効果を最大限に発揮するためにも、当法人は、これを機会に継続的に助成している案件についても抜本的な見直しを行い、助成効果が薄いと思われる事業については、助成を打ち切るなど、一層効果的な助成事業を推進していく必要がある。

なお、公社等ヒアリングにおいて確認できた効果的な助成事業の実施のための見直しは、主にプロジェクト支援事業に係るものであるが、特別対策事業についても、有効な事業となるような工夫

を期待したい。

フォローアップについては、昨年度の報告書において、フォローアップの目的及び基準の明確化として、「助成事業のフォローアップの強化に取り組んでいることは評価できるが、その実施に当たっては今般自ら設置した外部の委員会を十分活用し、専門的な見地から目的を明確にし、基準を定めて実施すること。」を提言していた。当法人は、基準の明確化は今後の検討課題としつつも、フォローアップの実施に当たっては、産業振興等のウエイトが高い事業を中心に、今年度助成対象とした事業については、その進捗状況や目標（昨年度の採択基準等の見直しにより、期待される効果や成果の数値化を要請しているもの）の達成度をフォローアップし、必要な指導・助言を行い、過去に助成した事業については、効果等の検証に加え、効果が上がっていない場合の原因の洗い出しや効果を高めるための助言等を行うこととしている。また、外部の委員会の活用については、支援事業検討委員会にフォローアップの実績報告を行い、委員からの意見を今後の採択に当たっての参考としていきたいとの回答があった。

このように、当法人は、昨年度における採択基準の見直し及びプロジェクト支援事業助成金交付要綱の改正(事後において事業効果を検証できるよう、規定の整備を行ったもの)の内容を踏まえ、フォローアップを実効性のあるものとするよう努力しているところである。しかしながら、一方において、フォローアップの基準を明確にできない原因、すなわち、当法人の権限や人員の問題、これらは当法人のあり方の問題とも関連してくるところとなっており、現行の体制のままでは、フォローアップの充実を追求することには限界があることも認めざるを得ない。

当委員会は、昨年度の報告書の中で、当法人がより効果的な事業展開を図っていくための方策として、業務内容の専門性を踏まえた職員構成の検討や県内の地域振興及び産業振興を行っている他団体との連携についても触れたところであり、また、将来的な展望として、類似組織・団体との統合の必要性についても示唆したところである。これらの当委員会の意見については、当法人においても課題として認識しており、公社等ヒアリングにおいて、問題意識や検討状況について確認することができたところである。

現在、当法人の組織体制は、常勤役員である理事長及び常勤職員3名（うち県派遣職員2名）である。これに対し、当法人は、「有効な助成事業を行っていく上では、コンサルティング業務やフォローアップの充実が必要であるが、現行の体制では、それらを十分に実施することは困難である。」「プロパー職員が1名であり同一業務に長期間配置せざるを得ない状況を解消することは緊急課題である。」と問題点を指摘した上で、基本的には当法人がどこまでやるのかといった「財団の在りよう」について関係方面と議論を深めたいとしているところである。当委員会としても、当法人が、より効果的な助成事業の展開を追求していくためには、必要とされる業務や組織体制など、当法人のあり方についての検討が必要だと考えているところである。

また、他団体との連携については、未だ具体的な活動には至っていないとのことであったが、交流の可能性のある団体として、県の市町村振興課（各種補助事業及び支援事業の情報交換のための交流先として）並びに(財)21あおもり産業総合支援センター及び県の経営支援課（支援分野として実績の薄い工業分野に係る支援のための交流、連携先として）などが検討されている。

更に他の支援を行う団体との連携した事業支援については、事業への相乗効果を期待でき、実施可能な方法を検討したいとのことであったが、一方で、複数の支援を行う団体が同様の支援策を行うこと、支援される団体等の自立という観点から整理しなければならない課題も多いとの説明があった。このため、当法人は、引き続き「プロジェクト事業支援の仕方」の見直しを行い、当面は可能な限り「選択と集中」をモットーに採択・フォローアップを行うこととしているほか、他団体との連携に関して、事業支援・助成活動をしている県及び各団体との連絡会議の開催という構想を持っていることも確認できたところである。

当法人の支援事業には、過去に他団体により支援を受けた案件も見受けられるところである。支

援を行う各団体が連携することにより、こうした案件に対し、一定の方向性を持って、一貫した支援を各段階において行うことができれば、当該団体の事業を確実にステップアップさせていくことも可能となるのではないかと考える。こうしたことから、単に共同で助成するだけでなく、他団体の持つ情報や専門性の活用をしたり、明確な役割分担のもと、一貫した支援を行うことができるということからも、他団体との協調・連携は必要なものであり、今回、当法人から説明を受けた連絡会議の開催などは、その契機となるものと考えてるので、今後の当法人の活動に期待したい。なお、連携方法の検討に当たっては、これまでの助成成果の検証を行い、議論の材料とすることも必要である。

更に、本県の地域振興・産業振興ということに関して、当法人が、これまでの目的や役割を更に一歩踏み込んでいくためには、他の組織・団体と統合することも一定の視野に置いておくことが必要である。なぜなら、統合により、職員の流動化が図られ、必要な人員や専門性を確保することが可能となり、かつまた、プロパー職員が1名という課題の解決にも繋がっていくものと考えられるからである。

4 当法人に対する提言

当法人は、更に効果的な助成事業の展開に向けて、プロジェクト支援事業の助成金額の上限を廃止し、重点的な支援を行うこととしているなど、積極的に事業の見直しを行っているが、他団体との連携など、新たな課題にも引き続き取り組み、本県の地域振興及び産業振興という大きな役割を果たしていくことが極めて重要であることから、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 事業の選択と助成の集中の推進

平成19年度実施事業から助成金額の上限が廃止されることとなるので、これを機会に、一層、事業の選択と助成の集中を推進し、効果的な助成事業を実施すること。なお、このような助成の重点化を行うためには、継続して助成している案件についての見直しも必要となること。

(2) 他団体との協調・連携の必要性

他団体との協調・連携は、他団体の持つ情報や専門性を活用できるばかりでなく、より効果的な支援を行うためにも必要なので、関係組織・団体との連絡会議の設置も含めて、他団体との協調・連携を推進していくこと。なお、連携方法の検討に当たっては、これまでの助成成果の検証が必要であること。

(3) 当法人のあり方の検討

当法人が、より効果的な助成事業の展開を追求していくためには、必要とされる業務や組織体制など、当法人のあり方についての検討が必要であることから、所管課と関係団体を含め検討を進めること。なお、当法人のあり方を検討するに当たっては、他団体との統合を一定の視野に入れておくことが望ましいこと。

最後に、昨年度の報告書においては、当法人と他の組織・団体との統合については、具体的な提言項目とはせず、将来的な展望として示唆するに留めていたところである。しかしながら、今年度の点検評価において、より効果的な助成事業の展開を追求していく中においては、必要とされる業務や組織体制など、当法人のあり方についての議論が避けられなくなってきていると判断したところであり、今後の議論の方向性の一つとして委員会として提言することとしたところである。

1 - 7 八戸臨海鉄道株式会社

1 法人の概要

(平成18年7月1日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 田村 幸雄		県所管部課名	企画政策部 新幹線・交通政策課																
設立年月日	昭和45年7月30日		資本金	570,000千円																
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率																
	日本貨物鉄道(株)		220,000千円	38.6%																
	青森県		165,000千円	28.9%																
	三菱製紙(株)		115,000千円	20.2%																
	八戸市		55,000千円	9.6%																
	八戸製錬(株)		10,000千円	1.8%																
	八戸鉄工団地協同組合		4,000千円	0.7%																
	東北建機工業(株)		500千円	0.1%																
	(株)安ヶ平鉄工		500千円	0.1%																
組織構成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">人 数</th> <th style="width: 20%;">うち常勤</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役</td> <td>9名</td> <td>3名</td> <td>県OB1名</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>4名</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社員数</td> <td>80名</td> <td>80名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	人 数	うち常勤	備 考	取締役	9名	3名	県OB1名	監査役	4名	1名		社員数	80名	80名	
区 分	人 数	うち常勤	備 考																	
取締役	9名	3名	県OB1名																	
監査役	4名	1名																		
社員数	80名	80名																		
業 務 内 容	八戸臨海鉄道線(八戸貨物駅～北沼駅間)における貨物輸送業並びに日本貨物鉄道株式会社及び青森県鉄道管理事務所からの受託業務等																			
経営状況 (平成17年度)	営業収益	805,808千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 360,116千円 (青い森鉄道線鉄道施設保守等業務)																	
	営業利益	18,758千円																		
	経常利益	29,013千円																		
	当期純利益	4,288千円																		

2 沿革

昭和39年、八戸地区は新産業都市に指定され、以来、同地区は工業用地の造成、港湾の整備等が進み、臨海工業都市として飛躍的な発展を遂げた。特に第二臨海工業地区は、主要企業の進出、設備拡充も順調に進み、この地区に集積される貨物の輸送体制の早急な整備、確保が要請されるに至った。

このため、八戸臨海工業地帯に集積される貨物の鉄道輸送を行うため、日本国有鉄道(昭和62年分割民営化により、現在は日本貨物鉄道(株))、青森県、八戸市及び進出企業が出資する第三セクターとして、昭和45年7月に当法人が設立された。

設立当初は臨海工業地帯の企業の貨物輸送のみであったが、トラック輸送の急増及び大量海上輸送の影響による収入減に対応し、安定した収入を確保するため、日本国有鉄道(現在は日本貨物鉄道(株))からの業務を受託するようになったほか、平成14年12月からは、青い森鉄道線(目時・八戸間)の開業に伴い、同線の鉄道施設保守等業務を県から受託している。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、新産業都市に指定された八戸市の臨海工業地帯における鉄道貨物の円滑な輸送により、地域の産業経済の発展に寄与することを目的として設立されており、新産業都市建設促進法が平成

13年に廃止された現在においても、その基本的な役割は変わっていない。つまり、本来的な業務は、第一種鉄道事業者（鉄道路線と鉄道車両をともに自社で持つ鉄道事業者）として、営業区間である八戸貨物駅から北沼駅間において行う貨物の鉄道輸送業務（以下「鉄道事業」という。）である。

当法人は、設立後、現在までの社会情勢の変化により、安定した収入を確保するため、日本貨物鉄道(株)からの業務の受託（以下「関連事業」という。）及び県からの業務の受託（青い森鉄道線鉄道施設保守等業務受託。以下「保全事業」という。）を行っている。中でも保全事業については、青い森鉄道線（目時・八戸間）の開業に伴い、平成14年12月から実施しているものであるが、当法人の収入に占める割合は、4割程度を占めている。保全事業の実施により、当法人は、青い森鉄道線のメンテナンスセンターとしての役割も担うこととなっている。

（2）経営状況

当法人の経営は、年度ごとの利益に増減はあるものの、安定しており、毎年度、経常利益は黒字（経常利益：平成15年度893万円、平成16年度4,113万円、平成17年度2,901万円）を確保している。なお、平成15年度は、退職給与引当金の引当不足額を全額計上したことにより、特別損失（7,227万円）が発生し、一時的に当期損失（7,236万円）及び繰越欠損金（916万円）を計上することとなったが、平成16年度には繰越欠損金を解消している。

平成17年度における営業収益8億581万円の内訳をみると、鉄道事業2億7,191万円（平成16年度2億5,866万円）、関連事業1億4,927万円（平成16年度1億5,808万円）、保全事業3億6,012万円（平成16年度3億4,675万円）、その他2,451万円（平成16年度1,900万円）となっており、鉄道事業については、関係企業の協力もあり、輸送量が26年振りに30万トンを超え、収益が増加していること、保全事業については、法人経営にとって重要な事業となっていることが確認された。

また、当委員会は、主要な3つの事業の今後の見通しについても確認したが、鉄道事業については、輸送量の確保に向け、主要な荷主との交渉を継続して行っており、二酸化炭素削減に向けた取組も期待されることから、当面安定した収支が見込まれるとのことであった。また、関連事業については、多くの利益は望めないが、費用を賄う程度は確保できるとし、保全事業については、今後、技術継承のため、急ピッチで社員の採用を進め、社員教育を行っていく必要があるため、今後は、一時的に損失の発生が見込まれるとのことであった。当委員会は、当法人が、今後とも鉄道事業者として安全確保に努めるとともに、鉄道事業の安定した収入確保、関連事業の採算性の向上及び保全事業の確実な実施に努め、経営基盤を確立していくことを期待する。

当法人は、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において「『大量退職期』の退職金支払終了後の財政状態安定化の時期を目処として『県の出資一部引揚げ』の検討を求める」と提言されているところであり、今年度の公社等ヒアリングにおいて、当法人からは、「将来、青い森鉄道線の八戸・青森間についても鉄道施設保守等業務を行っていきたいと考えており、経営の安定化が先決である」旨の回答がなされたところである。

青い森鉄道線が青森まで延伸した後の同線の鉄道施設保守等業務については、今後、東北新幹線新青森開業のスキームの一つとして、並行在来線である青い森鉄道（線）の経営が検討されていく中で明らかにされていくこととなることから、委員会として、現段階で、同業務の受託を前提とした判断はできかねるが、当法人が今後10年で社員の約3分の2が退職することとなる「大量退職期」を迎え、技術継承のため、新規採用者を一定期間、重複雇用することが必要となり、一時的に人件費の増加が見込まれることを考慮すれば、「県の出資一部引揚げ」については、平成16年度の提言のとおり退職金支払終了後の財政状態安定化の時期が見通せた段階での検討課題であると確認したところである。

(3) 業務執行状況

当法人の7月1日現在の社員数は80名であるが、うち35名が出向社員（JR 東日本10名、JR 貨物20名、その他協力会社5名）となっている。また、社員80名のうち48名が50歳以上となっており、年齢層が高いことが確認できる。

出向社員については、受託業務の遂行に必要な熟練技術を受け入れるため、一定数を確保しているとのことであり、青い森鉄道線の鉄道施設保守等業務に係る JR 東日本からの出向社員については、業務開始当初は100%出向社員で行われていたが、順次、プロパー社員に切替えを進めているとのことであった。出向社員をプロパー社員に切り替えることについては、出向社員の給与水準がプロパー社員より高いこと及びプロパー社員の技術習得には時間がかかることを踏まえ、たとえ一定期間において社員教育に経費がかかるとしても、長期的には人件費の水準を押さえられることから、時期を逸することなく、計画的に進めていく必要がある。

年齢層が高いことについては、現行の年功序列賃金制度では人件費が経営を圧迫していくことが従来から懸念されており、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、給与体系の見直しに関して「役職員に対する適正な人事評価制度の採用に留意すること。」と提言をされているところである。当法人は、年功序列賃金に職能給を組み合わせる方法を検討しており、これまで作業手当としていたものを職能給とし、職能給の内容について段階的に見直していくこととしているほか、現行の人事評価制度を見直し、適正な人事評価の実施に向けて、具体的な実施方法を検討していると報告を受けたところである。給与制度の見直しに当たっては、業務の専門性及び特殊性にも留意しつつ、将来の経営を圧迫することのないよう、持続可能な給与体系の確立に努める必要がある。

また、当法人からは、平成17年度初めて定年退職者が出たこと、社員の切替えのため、新規採用（平成16年度1名、平成17年度3名、平成18年度1名）を進めているとの報告を受けたところであり、当委員会は、いよいよ大量退職期が到来したとの認識を持ったところである。当法人は、60歳定年制を採用しているが、定年後の再雇用制度を設けているため、大量退職期の到来により、直ちに社員が入れ替わり、業務に支障が生じるようなことはないが、この期間において、社員の計画的な採用を行い、社員の年齢構成の偏りを解消し、技術継承を進めることが重要な課題となっている。なお、再雇用の場合は給与水準が大幅に下がることから、新規採用をしなければ、法人全体としての人件費の水準は下がるものの、社員の切替え及び技術継承を進めるため、新規採用者と再雇用者の重複雇用が必要となり、また、新規採用者が技術を習得するための教育費も必要となることから、一時的に人件費の増加が見込まれているところである。しかしながら、人件費総額については、現在の業務範囲に限定すれば、長期的には縮小の方向に向かうとのことである。前述の出向社員をプロパー社員に切り替えることとも一部重複するが、社員の新規採用と技術の継承に当たっては、時機を逸することなく、将来の業務量及び人員構成を踏まえ計画的に行う必要がある。また、社員の新規採用においては、社員の年齢構成を考えた上で経験者を中途採用することも、有効と考える。

なお、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書におけるその他の提言内容に係る対応状況について申し述べたい。「長期間の職員配置の見直し」については、当法人の業務は専門的な知識や技術が必要とされており、配置転換が難しいことを踏まえ、補助的な形で他の仕事もできるように社員育成に取り組んでいること。「経営情報公開と広報活動の推進」については、当法人は平成16年度からホームページを開設し、経営情報の公開と広報活動を行っていること。「内部監査の制度確立と実施・強化」については、平成17年1月に内部監査を社内規程化し、半期に一度実施していること。以上について報告を受けたところであり、その取組を評価したい。

4 当法人に対する提言

当法人が、今後とも本来業務である鉄道事業を中心としながらも、関連事業及び保全事業を適切に

実施することにより、必要な収益を確保し、将来の事業実施のための体制整備に努めるなど、その経営基盤を強化していくため、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 持続可能な給与制度の確立

当法人は、年功序列型賃金制度や人事評価制度の見直しについて検討しているが、業務の専門性及び特殊性に配慮し、人件費が将来の経営を圧迫することのないよう、持続可能な給与制度の確立に努めること。

(2) 計画的な社員の新規採用と技術の継承

当法人は、社員80人中48人が50歳以上であり、退職者の再雇用制度を有効に活用しながら、社員を新規採用し、年齢構成の偏りの解消と技術の継承を行うことが課題となっているが、社員の新規採用と技術の継承に当たっては、将来の業務量、人員構成、人件費負担の軽減効果等を踏まえ、時機を逸することなく、計画的に行うこと。

最後に、当法人が希望する青い森鉄道線の八戸・青森間の鉄道施設保守等業務については、仮に希望どおり業務を受託した場合には、東北新幹線新青森開業が予定される平成22年度末に当該業務も開始されることとなる。業務開始当初は、物理的、技術的な問題から、100%JR 東日本の出向社員による業務となる見通しであるとのことであるが、当該業務の受託の有無は、当法人の今後の業務執行体制の整備、経営計画等に大きくかかわってくるところであり、その動向を注視したい。

1 - 8 財団法人青森県生活衛生営業指導センター

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 山本 昭三	県所管部課名	健康福祉部 保健衛生課	
設立年月日	昭和 58 年 3 月 30 日	基本財産	5,160 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	1,500 千円	29.1%	
	青森県理容生活衛生同業組合	445 千円	8.6%	
	青森県美容業生活衛生同業組合	384 千円	7.4%	
	青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350 千円	6.8%	
	青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310 千円	6.0%	
	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286 千円	5.5%	
	青森県すし業生活衛生同業組合	247 千円	4.8%	
	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238 千円	4.6%	
	青森県クリーニング生活衛生同業組合	237 千円	4.6%	
青森県食肉生活衛生同業組合	234 千円	4.5%		
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	11名	1名	県OB1名
	監事	2名	名	
	職員数	4名	3名	県OB1名
業務内容	理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談と指導、同営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導等			
経営状況 (平成 17 年度)	当期収入	34,432 千円	(その他参考)	
	当期支出	34,350 千円	補助金	28,367 千円
	(うち事業費	11,541 千円)	(うち県からの補助金	15,933 千円)
	当期収支差額	82 千円	受託事業収入	1,523 千円
	当期正味財産増減額	6 千円	事務代行費	3,800 千円

2 沿革

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和 32 年 6 月法律第 164 号。以下「生衛法」という。)で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など 18 業種の営業を総称して、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)と呼んでいる。

戦後の生衛業は、過当競争気味となり、生衛業の多くが経営基盤の脆弱な中小企業者であり、正常な経営が阻害されるとともに衛生措置の低下が憂慮されるようになったことから、昭和 32 年に環境衛生同業組合(のちに改名され「生活衛生同業組合」)や適正化規程等の過当競争防止策等を骨子とした「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(生衛法の前身)が制定された。

同法の成立後、生衛業を取り巻く環境の変化を踏まえ、昭和 54 年には、経営の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として、振興事業制度、標準営業約款制度、環境衛生営業指導センター(のちに生活衛生営業指導センター)制度等を内容とする法律の一部改正が行われた。

本県においては、昭和58年に当法人が設立され、国及び県からの補助金等により、生衛業の振興と利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、各種事業を行っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、生衛法に基づき、県内の生衛業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図るために設立された財団法人であって、都道府県に一を限って都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されているものである。

一方、同じく生衛法に基づく組織として、生活衛生同業組合(以下「組合」という。)があるが、組合は、生活衛生関係営業者(以下「営業者」という。)が、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種(理容業など18業種)ごとに組織することができるもので、本県には、青森県理容生活衛生同業組合をはじめとする10業種の組合が設立されている。なお、組合は、当法人と同様、衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導を行っているが、その指導対象が組合員に限られるという点が、当法人と異なっている。

当委員会は、当法人の点検評価を行うに当たり、当法人の事業遂行に密接な関係のある組合の状況を踏まえることが重要と考え、公社等ヒアリングにおいて、組合の加入率等について確認した。その結果、それぞれの組合では、若者の組合離れや経営困難となった高齢者の脱退等に伴い、加入者及び加入率が年々減少傾向にあって、組合の組織力、指導力の低下が懸念されている状況にあることが確認されたところである。当法人は、相談・指導事業における生活衛生営業経営特別相談員(以下「特別相談員」という。)の選定や各種事業の周知等において、組合組織を活用していることから、組合の加入率の低下は、当法人の事業の実施や効果に影響が出ることが懸念されたところである。すなわち、当法人の事業は、区域内の全ての営業者を対象とするものであるため、組合組織を活用した事業展開のみでは、組合加入率の低い現状においては、事業実施の目的や効果が達成されないのではないかとの懸念を抱いたのである。

組合加入率の向上策については、本来的には各組合が行うべきものであるが、各組合の自主的活動には限界があることから、当法人は、組合加入のメリット等を記載したリーフレットを作成したり、新規組合員の加入の促進を図るためのモデル事業を実施するなど、その取組を支援しているところである。当委員会としては、組合加入率の向上に当法人が関与する必要性は十分に理解している。しかしながら、当法人は、幅広く本県の営業者を対象として、経営の健全化等の指導を行う必要があるため、組合員数及び組合加入率が減少している現状を踏まえ、非組合員に対する事業のあり方等、今後の事業展開について検討する必要があると考える。

(2) 経営状況

当法人の行っている事業は、国及び県からの補助事業、(財)全国生活衛生営業指導センターからの受託事業並びに(財)理容師美容師試験研修センター青森県支部の事務代行であり、人件費及び事業費の財源のほとんど全てが補助金、受託事業収入又は事務代行費(以下「補助金等」という。)で賄われている。平成17年度についてみると、当期収入3,443万円のうち補助金等に係る収入は3,369万円(補助金2,837万円、受託事業収入152万円、事務代行費380万円)となっており、当期収入における補助金等の構成割合は約98%となっている。なお、その他の財源としては、雑収入29万円、賛助会員である組合からの賛助会費25万円、標準営業約款事業における手数料収入20万円があるにすぎない。

当法人については、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において、「本法人の事業の大部分が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく補助事業であるとはいえ、今後、ますます国や県の財政が厳しくなるがゆえに、補助金収入の逡減は避けら

れないので、本法人は、本法人の真摯な日常業務としての衛生施設改善と経営健全化の指導が会費収入増となり、経営活動の自主財源の確保に繋がることについての対応策を前向きに策定し、積極的に実施していくこと」と提言されているところである。

当委員会は、この提言の内容を踏まえ、当法人の点検評価を実施したところであるが、当法人の実施事業は、組合員のみを対象とするものではなく、その経費は国や県の補助金により賄われる構造となっており、人員もその業務量に応じて配置されているため、自主的に他の事業を行う体制にないこと。また、当法人は組合の連合会組織ではなく、組合は当法人の賛助会員としての位置づけであり、会費を徴収することは当法人の本旨ではないこと。更に、組合員への指導等は各組合において行われるべきものであり、そのためには組合自身が組織体制及び経営基盤を強化する必要があるため、現在の組合の状況では当法人に対する賛助会費の増額は困難なことについて確認したところである。以上のことから、当委員会としては、当法人は現状では提言に沿った対応を期待できる状況にはないと判断したところである。

当法人の経営は、上述したとおり、補助金等の収入の範囲内で行われているため、損失が発生することはない反面、国や県の予算に影響を受けやすく、事業内容に関する裁量の余地が少ない。このことから、現状では、当法人は、限られた人員及び予算の範囲内で、いかに効果的かつ効率的に事業を実施していくかが重要課題である。

(3) 業務執行状況

当法人の組織体制は、専務理事を含めた4名の役職員と1名の臨時職員となっている。予算的には小規模(事業費は全体でも1千万円程度)ではあるが、組織規模に比べ、非常に多くの事業を実施している。営業者の施設整備、経営、税務及び衛生等に関する相談・指導事業、消費者保護の観点から創設された「Sマーク」の掲示に関する標準営業約款事業、生衛業の振興と地域の活性化を図るための各業界のPR事業などの振興事業、更には(財)理容師美容師試験研修センター青森県支部の事務代行を行っている。事業の実施に当たっては、経営特別相談員、国民金融公庫職員、税理士等を活用しながら行ってはいるものの、公社等ヒアリングにおいて、当法人が自らも指摘しているように、現在の業務で手一杯の状態にあることがうかがえるところである。その一方で、当法人は、将来的には、他県にも見られるような営業者の経営再生支援体制を構築したいという構想を持っていることも確認したところである。

当法人の役職員のうち、専務理事を含む3名は経営指導員である。経営指導は当法人の最も重要な業務であり、経営指導員の専門性が最大限活用されることが、当法人の業務運営にとって必要なことと考える。当法人は、本来の目的(経営の健全化を通じて、生衛業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ること)を達成するため、多くの事業(事業の中の各種調査、研修会等を含めて)を行っているが、本来の目的の達成に対し、それぞれの事業が効果的に機能しているのかということは、常に検証されなければならない。現時点では財源の確保や事業内容の制約等の問題もあり、早急な見直しは困難であるかも知れないが、当法人が、限られた人員及び予算の中で、本来の目的を追求し、職員の専門性を最大限に活かせるように、事業を重点化していくことを望む。また、当法人が、更に充実した事業展開を図ることを期待するものであるが、現在の経営指導等を行う場合はもちろん、将来構想としている営業者の経営再生支援を効果的・実効的に行うためには、県の経営支援課や(財)21あおもり産業総合支援センターなど、専門性を有する組織・団体との連携が必要であると考えます。

なお、内部監査については、平成17年度において、内部監査要綱を策定し、年2回の内部監査を実施しているとのことであり、評価したい。

4 当法人に対する提言

当法人が、限られた人員及び予算の中で、各種事業の効果的な実施を通じて生衛業の衛生水準の維

持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護という本来の目的を達成していくため、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開

当法人は、本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行う目的で設立されているが、組合離れが進み、各組合への加入率が低い現状においては、各組合を活用した事業展開では対象範囲が限られてくることも考えられるので、組合加入率の向上策に対する支援を行うと同時に、現状を踏まえた効果的かつ効率的な事業展開について検討する必要があること。

(2) 限られた人員及び予算における効果的な事業の実施

当法人の経営は、補助金等の収入の範囲内で行われており、国や県の予算に影響を受けやすく、事業内容に関する裁量の余地が少ないが、限られた人員及び予算の範囲内で効果的かつ効率的に事業を実施していくため、職員の専門性が最大限に発揮されているかということを含め、当法人の本来の目的の達成のために、それぞれの事業が効果的に機能しているかということについて検証し、可能な限り事業の重点化に努めていくこと。

(3) 専門性を有する組織・団体との連携

当法人は、営業者に対する経営指導等を通じ、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とした事業を行い、将来的には営業者の経営再生支援など更に充実した事業展開を目標としているが、そのためには、県の経営支援課や(財)21あおもり産業総合支援センターなど、専門性を有する組織・団体との連携が必要なこと。

最後に、当法人が、本来の目的を的確に押さえて、営業者の経営再生支援等、効果的な事業を実施し、そうした当法人の積極的な活動により、営業者の経営の健全化が図られ、その効果として、組合員が増え、かつまた、当法人の認知度が高まり、当法人の指導等が徹底していくという方向に進んでいくことを期待したい。

1 - 9 株式会社青森データシステム

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	代表取締役 間山 克子	県所管部課名	商工労働部 労政・能力開発課
設立年月日	平成7年9月28日	資本金	50,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	(株)みちのく計画	20,500千円	41.0%
	青森県	17,500千円	35.0%
	青森市	4,500千円	9.0%
	青森ガス(株)	2,500千円	5.0%
	(株)青森銀行	2,500千円	5.0%
	(株)みちのく銀行	2,500千円	5.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	取締役	6名	3名
	監査役	2名	名
	社員数	24名	24名
業務内容	コンピュータによる地図情報処理及びデータ入力業務並びに測量データの図化業務等		
経営状況 (平成17年度)	営業収益	127,212千円	(その他参考) 累積欠損金 18,878千円
	営業利益	33,482千円	
	経常利益	6,273千円	
	当期純利益	6,453千円	

2 沿革

株式会社みちのく計画が、社会参加による社会的責任を果たすべく、ノーマライゼーションの理念に賛同し、自社業務における障害者雇用機会の場として、第三セクター方式による当法人の設立を青森県及び青森市に働きかけを行い、その他民間会社の協力も得て、本県における重度障害者多数雇用モデル企業(以下「モデル企業」という。)として、平成7年9月に設立されるに至ったものである。

当法人は、設立後、業務運営体制等の整備を経て、平成9年4月1日から職員総数26名、うち障害者雇用数11名体制で操業を開始している。

操業以降、平成13年度までの数年間は、親企業である株式会社みちのく計画(以下「親企業」という。)との連携のもと、地図情報処理という時宜を得た事業を展開することにより、経営も順調に推移していたが、平成14年度に大型受注の取消等により資本金(5,000万円)を超過した損失(約5,800万円)が発生し、その後の売上も伸び悩んでいることから、累積欠損金(平成17年度末1,888万円)を抱える状況となっている。

現在、当法人は、経営を安定させ、モデル企業としての設立目的を果たすべく、積極的な営業活動を行うとともに、役員報酬の全額カットや成果主義型賃金制度を導入するなど、懸命な努力を続けているところである。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、株式会社であり、他社との競合の中で利益を確保していかななくてはならないことは当然ではあるが、一方において、本県におけるモデル企業として、障害者雇用の促進に貢献していくことが、第三セクターとして設立された当法人の大きな役割である。

しかしながら、コストが重視され、価格競争が激しく、地方公共団体からの受注も伸び悩みが続いている現状においては、当法人が利益の確保と障害者雇用の促進を両立させていく環境は極めて厳しいと言わざるを得ない。事実、当法人は、近年、売上高が減少していく中で、やむなく人員の整理を行っており、社員数は、平成13年度の社員総数48名(うち障害者雇用数21名)をピークに、平成18年6月1日現在では社員総数24名(うち障害者雇用数10名)とピーク時の半分となり、操業開始時点の状況をも下回る状況となっている。

経営状況を勘案し、人員や組織体制の見直しを行うことは民間会社であれば一般的に行われていることであるが、当委員会が注目したのは、当法人が、やむなく人員の整理を行う場合であっても、障害者のみを解雇するのではなく、相対的なバランスの中で健常者を含めた解雇を行っている点である。このことについては、当法人が厳しい経営環境の中においても、モデル企業としての使命を重く受け止め、ノーマライゼーションの理念を持って経営に当たっている表れとして評価したい。

当法人が本県におけるモデル企業として、今後ともその役割を果たしていくためには、まずもって、当法人の経営の安定が重要課題となっており、当委員会は、このことを念頭に点検評価を実施したところである。

(2) 経営状況

平成17年度決算の状況を見ると、近年の売上高の減少傾向に歯止めがかからず、売上高が前年度の約77%となったことから、販売費及び一般管理費の削減努力にもかかわらず、当期利益は645万円の赤字を計上することとなった。これにより、平成14年度に発生した累積欠損金(5,287万円)は、平成15年度と平成16年度において黒字を計上し1,243万円まで解消していたが、平成17年度末において1,888万円と拡大したところである。また、当法人の報告により、売上高の約70%が親企業との連携を通じた受注であること、また、売上高の約54%が県外からの受注であり、県内の受注が伸びていないことも確認されたところである。

公社等ヒアリングにおいては、今後の経営の見通しについても確認をしたが、当法人は、県内からの受注獲得が当面難しいこと、親企業が愛知県にある大手企業と技術提携し、ビジネス展開していることから、今後も親企業との連携を図り、その中で一定の業務を行いながら体力を維持していきたいとのことであった。

当法人については、平成16年度の青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において、「本法人の受注が公共団体(県・市町村)に大幅に依存している現在の経営体質から抜け出せないならば、また平成14年度のような経営状態となることは必至であるので、親企業や公共団体に過度に依存することなく、自主独立経営の気概を持って自らの経営資産であるスキルを向上させつつ、それらを十分に駆使できる地図情報関連事業以外のIT事業にも現有スタッフの枠内で参入して、収益に結びつけていくこと等に前向きに取り組んでいくこと」と提言されているところであり、親企業や公共団体に過度に依存しない経営体質への転換や地図情報関連事業以外のIT事業への参入が求められていた。

当委員会は、これらの提言の内容を踏まえ、当法人の点検評価を実施したところであるが、平成16年度の評価時点とは状況が異なり、親企業との連携なしには当法人の経営は困難であるという、厳しい現実を確認したところである。すなわち、コメントのベースとなった平成15年度決算においては、一定の売上が確保されたと同時に、販売費及び一般管理費の大幅な削減により黒字(4,006万円)を計上し、その後の業務展開にも法人独自のものが期待できる状況にあったと認めら

れるが、平成16年度以降は、売上高が減少（平成15年度2億2,409万円、平成16年度1億6,541万円、平成17年度1億2,721万円）しており、この間に人員の整理（職員総数：平成15年度40名、平成16年度35名、平成17年度28名）が行われ、多角経営できるような社員数ではなくなっていることを確認したからである。

また、今後の法人の経営の安定化のためには、親企業と連携し、当法人がこれまで蓄積してきた技術と人材を活用して、独自の分野である地図情報関連事業に特化した経営を行っていくという当法人の経営方針に一定の理解をしたところであり、現時点で更に競争の激しい他のIT事業に新規参入することは困難であるとの認識を得たところである。

当委員会は、当法人に対し、地図情報関連事業に特化した場合の可能性及び課題についても確認したところである。まず、可能性については、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「地理空間情報活用推進基本法」が成立する見込みであり、当法人は地理空間情報（地図情報）関連業務に関する技術、機器及び人材を有していることから、この法律が後押しになって、地図整備に関して様々なビジネス展開が期待できる。しかしながら、そうしたビジネス展開もすぐにはということにはならないので、少なくともそれまでは、親企業との連携の中で、業務展開しながら体力を維持していきたいとの回答であった。また、課題については、コストが挙げられ、自由競争の中で障害者を雇用し続ける環境は極めて厳しいとの回答を得たところである。更に、当法人は、今後の地理空間情報の活用の推進に向けて、行政機関における地図の重複といった現在の地図のあり方、作り方、管理の仕方について問題点を指摘しているところである。

当委員会としては、今回の「地理空間情報活用推進基本法」の法案では地図関連業務における基盤地図情報の相互利用等が規定されていることから、同法の成立により、当法人が指摘した課題が改善されるとともに、これを機に地図空間情報関連事業が本県においてもビジネスとして確立され、当法人の経営が安定し、障害者雇用の促進が図られることを期待して止まない。また、同時に地理空間情報の活用が推進されていく過程においては、事業者として地理空間情報の活用推進のための提案や良質な地理空間情報の提供等を行うなど、当法人の努力にも大いに期待したい。

（3）業務執行状況

前述したとおり、法人の社員数はピーク時に比べ半減している状況にある。平成18年6月1日現在の社員構成を見ると、社員総数24名中、勤務年数が5年以上の者が19名となっており、技術と経験を積んだ社員により少数精鋭で経営が行われていることがうかがえる。また、年齢構成は20代が11名と若手社員が多いことが確認できた。当法人は、目標管理成果主義型人事制度を導入しており、終身・年功的賃金を改めて、成果主義型としていることから、苦しい経営状況の中でも、適正な人事評価をすることにより、社員のモチベーションの維持向上につながっていくことを期待する。

組織体制及びコストの削減に関しては、平成14年度の欠損金の発生以降、それを解消すべく平成15年度から、人員の整理、役員報酬の全額カット、成果主義型賃金制度の導入、資産の整理等、コスト削減に取り組んでおり、これ以上大幅な削減は難しい状況にある。そのため、受注の確保以外に経営の健全化を図る手段はないという認識のもと、平成18年度から営業部長というセクションを設け、親企業の元営業部長を配置し営業活動を強化している。

社員のスキルアップや職場環境の整備についても努力しており、職場の作業空間にも配慮するとともに、地図入力編集システムを重度身体障害者用に改良し、社員のスキルアップに努めていること、更に、今後もコストパフォーマンスに留意しながらシステムの改良及び仕様の見直しを行い、将来の業務展開を考慮して、サーバ管理者やシステム保守業務ができる人材を育成していくことなどが確認できた。

当法人が、今後進展していくことが期待されるユビキタス社会において、その独自性及び優位性を発揮し、ビジネスチャンスを具体化するためには、日々進歩する技術の中での社員のスキルアップ

に努めることはもちろん、引き続き、モデル企業として障害者が健常者と特別に区別されることなく働ける職場環境の整備にも留意していくことを望む。

なお、内部監査については、総務部(経理部門)中心の監査にとどめているとのことであったが、公社等ヒアリングにおいて、一人任せの体制でなく、日常的に相互チェックが機能している体制にあるものと理解した。

4 当法人に対する提言

当法人が、今後、経営の安定化を図り、引き続き本県におけるモデル企業として、障害者の雇用の促進に貢献するという大きな役割を果たしていくため、当委員会は次のとおり提言する。

(1) モデル企業としての役割の追求

当法人は、地理空間情報の活用が進展していく過程の中で、関係機関への働きかけや社員のスキルアップに努め、ビジネスチャンスを具体化して経営基盤を強化していくとともに、障害者の雇用の促進を図り、今後ともモデル企業としての役割を果たしていくこと。

(2) 障害者のための職場環境の整備

モデル企業として障害者雇用の定着を図ることはもちろんであるが、その障害者が健常者と特別に区別されることなく働ける職場環境を充実させることも重要なので、技術進歩や社会的要求の変化に対応した改良・改善を加えるなど、職場環境の整備に努めること。

最後に、障害者の雇用に対する支援については、青森公共職業安定所からの「特定求職者雇用開発助成金」、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構からの「重度障害者継続雇用報奨金」及び「重度障害者通勤対策助成金」並びに青森市からの「心身障害者雇用奨励金」の交付を受けているところであるが、これらは、交付期間が限られているものが多く、障害者雇用に係る経費は、基本的には企業活動により賄うこととなる。このため、当法人においては、県及び関係機関の協力を得つつ、本県におけるモデル企業として、今後とも経営の安定に努めていくことが必要となっており、当委員会としても、その取組に期待するものである。

1 - 10 株式会社建築住宅センター

1 法人の概要

(平成 18 年 7 月 1 日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 奈良 豊規			県所管部課名	県土整備部 建築住宅課	
設立年月日	平成 11 年 6 月 16 日		資本金	60,000 千円		
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率		
	青森県		15,000 千円	25.0%		
	青森市		5,000 千円	8.3%		
	弘前市		5,000 千円	8.3%		
	八戸市		5,000 千円	8.3%		
	(社)青森県建築士会		5,000 千円	8.3%		
	(株)青森銀行		2,100 千円	3.5%		
	(株)みちのく銀行		2,100 千円	3.5%		
	他 県内金融機関 9 団体		10,800 千円	18.0%		
	(株)建築住宅センター(自己株式)		10,000 千円	16.7%		
組織構成	区 分		人 数	うち常勤	備 考	
	取締役		9 名	2 名		
	監査役		2 名	名		
	社員数		19 名	18 名		
業 務 内 容	建築基準法に基づく建築確認・検査業務及び住宅金融公庫法に基づく住宅金融公庫融資住宅工事審査受託業務等					
経営状況 (平成 17 年度)	営業収益	142,373 千円	(その他参考) 県への配当金 150 千円 (1株につき500円)			
	営業利益	15,850 千円				
	経常利益	16,037 千円				
	当期純利益	10,150 千円				

2 沿革

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災後、建築物の安全性の確保の必要性が改めて認識されるようになり、「完了検査の実施の徹底(「届出制度」から「申請制度」に変更)」、「施工中の特定の工程において検査を行う中間検査制度の創設」並びに「建築確認及び検査を民間機関に開放する制度の創設」などを内容として、平成 10 年 6 月に建築基準法の抜本的な改正がなされた。

本県の完了検査の実施率は、平成 9 年度において約 15%と全国でも最低レベルにあり、建築基準法改正に伴う審査・検査事務量の増大への対処、完了検査等の実効性を確保することが緊急の課題であった。このことから、本県では、民間の確認検査機関の設立に向けた協議が開始され、平成 11 年 6 月、青森県、青森市、建築関係 3 団体及び 11 金融機関の出資により、当法人が設立された。その後、平成 12 年度から業務区域が弘前市及び八戸市にも拡大されたことから、弘前市及び八戸市からも出資を受け、また、平成 17 年度及び平成 18 年度には、出資者のうち建設関係 2 団体から自己株式を取得することとなり、現在の出資者構成(17 団体)となっている。

なお、当法人の設立については、県が青森県公社等経営委員会(平成 9 年度～平成 13 年度設置、以下「経営委員会」という。)に当法人の設立計画に係る意見を求めた経緯があり、当時、経営委員会は意見書において、事業の推進に当たっての留意点として、「独占的行動の規制」、「ユニバーサル・

サービスの保証」及び「民間企業の新規参入の促進」を求めている。また、平成13年度、経営委員会は、将来における当法人の「完全民営化（私企業化）」を提言しており、平成14年度に青森県公社等経営評価委員会（平成14年度～平成16年度設置、以下「経営評価委員会」という。）に対し、当法人から完全民営化計画（平成22年度に県・市の株式の譲渡、完全民営化予定）が提出されていたものである。

3 課題と点検評価

（1）役割

当法人は、指定確認検査機関として、建築基準法に基づく建築確認・検査を行うことにより、本県における建築確認等手続の合理化、建築規制の実効性の確保に貢献しているだけでなく、その業務は、特定行政庁（建築主事が置かれている地方自治体）の建築主事が行っている建築確認・検査の業務と同様であることから、純然たる営利法人としてではなく、公正中立の民間機関として、建築物の安全性の確保に重要な役割を担っている。なお、本県の指定確認検査機関には、当法人のほか（有）アーバン建築確認検査機関がある。

公社等ヒアリングにおいては、所管課より検査の実施率の推移について報告を受けたが、完了検査の実施率は平成17年度で約83%（全国で15位程度）となり、平成9年度（約15%）と比べ上昇していることが確認でき、当法人の設立の背景にあった検査実施率の向上が図られていることが確認された。

一方、昨年の構造計算書偽造問題により、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化などを内容とする「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」が制定されたところであり、指定確認検査機関の業務の適正化に関しては、指定要件の強化（損害賠償能力、公正中立要件、人員体制等）及び特定行政庁による指導監督の強化が規定されている。公社等ヒアリングにおいて、具体的な建築基準法等の改正の内容や当法人への影響について確認したところであるが、現時点では定かではないとのことであったが、その詳細が判明すれば、当法人はその内容に適切に対応していかなければならない。

当法人は、平成14年度に「完全民営化計画」を策定し、経営評価委員会に提出したところであり、同委員会による平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書では、当法人の累積赤字が平成16年度決算において解消される見込みであることを踏まえ、「本法人から平成14年度提出された完全民営化スケジュール案（平成22年度までに完全民営化すること）が現実化してきたことに鑑み、いよいよ公共団体としての株主である青森県、青森市、八戸市、弘前市と本法人とが完全民営化に向けての株式譲渡の実効的なタイムスケジュール化について真摯に協議することを強く求めるものである。」と提言されている。

この度の建築基準法等の改正の具体の全容が明らかになっていないことから、当法人の平成22年度の完全民営化への影響は考慮することができない状況にある。所管課では、将来的な完全民営化の検討を行うことについて異論はないが、昨今の社会情勢の大きな変化（建築物の安全性に対する県民の不安や建築確認制度の見直し）や今後期待される当法人の役割（住宅を通じたまちづくり機能）に鑑み、平成22年度という年度を区切った完全民営化は、現時点では合理性がなく、見直す必要があるとしている。

当法人の完全民営化は、当法人の提供するサービスが必需的サービスでありながら、独占供給状態にあることから、こうした必需的サービスを、できる限り低価格・高品質で供給するため、多くの民間私企業が競争市場で、この必需的サービスを県民に供給する体制を創出することの重要性に鑑み、提言されてきたものである。しかし、現時点では、「マーケットが限られており、多くの民間企業が参入できる環境にない。」「住宅の建築戸数が減少傾向にあり、長期的にはマーケットの縮小が懸念される。」「指定確認検査機関の指定要件が強化される方向にあり、サービス供給者の

多様化政策を積極的に推進できない。」などの状況が確認できるところである。また、公の業務の民営化という流れの中にあっても、本県のようにマーケットが狭まる傾向にあり、建築物の安全確保が極めて重要な問題であるということを踏まえれば、今後は、公の部分がどう関与していくかということが重要となってくることも想定されることである。

以上のことを踏まえれば、完全民営化をスケジュールの中に明確に位置付けることは困難であると思われることから、当委員会としては、当法人の完全民営化に関しては、時期を示して求めるのではなく、当法人及び所管課の継続的な検討課題として捉えていきたいと考える。

(2) 経営状況

当法人の売上高の大部分は、建築基準法に基づく建築確認・検査業務（以下「建築基準法関連事業」という。）に係るものである。平成17年度の売上高（1億4,237万円）を主な事業別にみると、建築基準法関連事業1億3,079万円（構成比：約92%）、住宅金融公庫事業58万円、住宅性能評価事業379万円、住宅性能保証事業205万円などとなっている。

住宅の新規着工数は年々減少している中で、確認検査（平成16年度：4,068件、平成17年度：3,844件）及び完了検査（平成16年度：3,294件、平成17年度：3,089件）が、ともに減少しているが、青森市、弘前市及び八戸市が住宅に対する中間検査を義務付けたことにより、中間検査が増加（平成16年度：1,532件、平成17年度：1,842件）したため、売上高はほぼ横ばいを確保しており、当期利益1,015万円を確保している。当法人は、平成16年度において長期借入金を完済するとともに、設立以来の累積赤字を解消しており、平成17年度決算において当期末処分利益が1,541万円となったことから、株主への初配当（1株当たり500円）を行っているなど、経営は安定しているといえる。

しかしながら、本県の場合、住宅の建築戸数は減少傾向にあり、長期的な経営見通しとしては、楽観できない状況にあることから、公社等ヒアリングにおいては、新規事業の検討状況を含め、その対策について確認した。新規事業については、いわゆる閑散期への対応や住生活基本法の制定による新たな業務の可能性についても話題となったが、現在の当法人の人員体制では既存の4事業で手一杯であり、県内の需要見込みと必要な設備投資等を勘案しなければならないとのことであった。そのため、当法人は、当面、特定行政庁（県及び3市）の協力を仰ぎながら完了検査率及び中間検査率の向上に努めることとしており、また、業務区分（現在は延床面積が500㎡以内の主要用途が住宅である建築物）の拡大について検討していることが確認できた。

なお、平成13年度に当法人が作成した中・長期経営計画では、平成17年度に五所川原営業所の開設、まちづくり業務の検討開始を計画していた。また、当法人の設立時の基本計画には、ユニバーサル・サービスの提供が経営の基本方針として掲げられ、また、まちづくり業務が設立の趣旨に掲げられているところである。

当法人が、新規事業等の検討に当たっては、経営状況や経営見通しを踏まえ、慎重を期していることについて、当委員会は一定の理解をしているところである。しかしながら、本県では、人口の減少と高齢化が進み、住宅の建築戸数も減少していくことが見込まれることから、当法人が、設立の目的と趣旨及び経営の基本理念を起点として、新たな業務の展開を検討すること、すなわち、本来の業務である建築確認・検査を中心の業務に据え、検査実施率を向上させていくとともに、例えば、住生活基本法の制定の背景にある「量」から「質」へという住宅政策の転換に対応した業務等についても検討することを望むものである。

(3) 業務執行状況

当法人は、青森本社、弘前支社、八戸支社を有し、その業務地区を青森市、東津軽郡、弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、八戸市及び三戸郡としているところである。社員総数は1

9名であり、うち8名が建築基準適合判定資格者（以下「判定資格者」という。）の資格を持っている。当法人は、検査実施率の向上に対応するためにも、判定資格者を増やすことを重視しており、順次、社員を受験させ、判定資格者の確保に努めているほか、社員のスキルアップのため、各種セミナーなどに、積極的に社員を参加させているとのことであった。社員のスキルアップは、今後の当法人の事業展開にもつながるので、将来を見据えた継続した取組を期待したい。

なお、昨年の構造計算書偽造問題に関連して、本県の状況を確認したところ、当法人を含む県内2つ指定確認検査機関に県による立入検査が行われたが、特に指摘事項はなかったとのことである。

また、内部監査については、今年度中に基本方針を策定し、平成19年度から実施するとのことなので、確実に取り組まれることを望む。

4 当法人に対する提言

当法人は、建築基準法関連事業を中心として、適切に業務を行い、経営も安定しているところであるが、本県の住宅の建築戸数が減少傾向にある中であって、当法人が長期的にも経営基盤を強化していけるよう、当委員会は次のとおり提言する。

（1）検査実施率の向上の必要性

当法人は、建築規制の実効性の確保、すなわち本県における建築物の安全性の確保を図るために設立された法人であることから、本県の完了検査の実施率100%の達成などに向けて、特定行政庁の協力のもと、当法人自らも検査実施率の向上に努めること。また、そのことが住宅の建築戸数が減少傾向にある中で、当法人の経営を安定させていくことにつながる。

（2）長期的な経営基盤の強化のための新たな業務展開

当法人が、長期的にも経営基盤を強化するためには、新たな業務展開が必要となってくることから、設立の目的と趣旨及び経営の基本理念を起点として、業務区域、業務区分、まちづくり機能、あるいは、住生活基本法の制定の背景にある「量」から「質」へという住宅政策の転換に対応した業務などについて、検討すること。

最後に、本県の建築物の安全性の確保のためには、特定行政庁はもちろん、指定確認検査機関の果たす役割が重要である。昨年の構造計算書偽造問題を契機として、国民の建築物の安全性に対する要求が一層強くなっており、現在、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」が制定され、民間確認検査機関を含む建築確認制度の見直しが行われている。こうした中で、本県の建築物の安全性を確保するため、県と指定確認検査機関がどのように役割を分担し、建築確認・検査を適正に実施し、なおかつ、検査実施率を向上させていくかを考える必要があり、当法人の完全民営化は、そうした議論の上で検討する必要がある。

2 - 1 財団法人青森県国際交流協会

1 法人の概要

(平成18年6月8日現在)

代表者職氏名	会長 和田 耕十郎	県所管部課名	環境生活部 国際課	
設立年月日	平成3年4月1日	基本財産	477,550千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	基本金組入額		462,550千円	96.9%
	青森県		15,000千円	3.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	12名	2名	県OB1名
	監事	2名	名	
	職員	4名	1名	県派遣1名
業務内容	国際交流・国際協力に関する啓発及び活性化事業、国際活動団体、ボランティア等への支援及び連絡調整、在住外国人に対する支援事業、国際交流・国際協力に関する情報収集・提供事業、等			
経営状況 (平成17年度)	当期収入	2,585,362千円	(その他参考)	
	当期支出	2,589,199千円	県からの補助金	406,669千円
	(うち事業費	1,396,812千円)	県からの受託事業収入	956,716千円
	当期収支差額	3,837千円		
	当期正味財産増減額	18,779千円		

2 沿革

青森県は、平成2年3月に「青森県国際交流推進大綱」を定め、21世紀に向けて行政・民間国際交流団体等の進むべき方向を明らかにし、とりわけ本県における国際化進展のためには民間レベルでの国際交流の活発化が重要であるとの認識のもと、本県における国際交流推進の中核組織として、民間及び市町村と一体となって財団法人青森県国際交流協会(以下「旧国際交流協会」という。)を平成2年9月に設立した。

その後、旧国際交流協会は、県営体育施設の管理運営を行う財団法人青森県スポーツ振興事業団と統合することとなり、平成15年3月に旧国際交流協会をいったん解散し、平成15年4月から同事業団が旧国際交流協会の事業を引き継ぎ、名称を「財団法人青い森みらい創造財団」に変更した。

平成18年4月に、財団法人青い森みらい創造財団が管理運営を行ってきた県有施設について指定管理者制度が導入されることを契機として、同財団は、国際交流に関する事業のみを行うこととなり、名称を「財団法人青森県国際交流協会」に変更した。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「県民の国際交流・国際協力に関する幅広い分野での活動を促進することにより、県民と世界の人々との相互理解と友好親善を深め、もって県民の福祉と文化の向上に寄与する」ことを目的としており、地域国際化協会(国際交流情報の収集及び地域への提供、各種民間交流

組織との連絡・調整及び同組織が行う事業への支援、生活情報の提供等在住外国人に対する支援事業、宿舍のあっせん等留学生に対する支援事業、国際交流会館等の運営、各種国際交流事業の企画・推進、ボランティアの育成及び組織化等を行う地域の国際交流の中核となる民間組織)として総務省の認定を受けている。

当法人は、昨年度まで「財団法人青い森みらい創造財団」としてスポーツ部門、航空科学部門及び国際交流部門の3つの事業を実施していたが、青森県行政改革大綱において「県有体育施設及び県立三沢航空科学館への指定管理者制度の導入を踏まえ、その役割と業務運営体制の見直し(廃止を含む。)を行います。」とされ、これに基づき見直しを行った結果、平成17年度末をもってスポーツ部門及び航空科学部門を廃止し、平成18年度以後は国際交流部門のみとし、さらに、平成20年度に独立民営化を図ることとしている。

独立民営化については、まず、平成18年4月1日に国際交流事業特定預金5億3,088万円のうち4億6,255万円を基本財産に繰り入れたことにより、基本財産総額に占める県の出資比率が3.1%に低下していることが確認された。また、県派遣職員が昨年度の21名から1名となり、この1名についても平成19年度末をもって引き揚げる予定であり、県職員の派遣及びこれに係る人件費補助の廃止をもって当法人の独立民営化が完成することを確認したところである。

そこで、当委員会は、当法人が平成20年度に独立民営化を図るに当たって解決すべき課題について重点的に点検評価を行ったものである。

昨年度の点検評価においては、当法人は総務省の認定に係る地域国際化協会としての役割を有していることから、廃止することはできず、今後は、国際交流に係るボランティア団体等をつなぐ「ネットワークの核」としての役割を担わせていきたい、との説明が所管課からあったことから、当委員会においても、地域国際化協会としての役割、「ネットワークの核」としての役割は認めたと、平成18年度以降、当法人の役割は、国際交流事業だけとなるが、当法人の国際交流事業の事業規模からすると、県から人的・財政的支援を受けることなく、自立的な業務運営を行うことが可能かどうか危惧されることから、他の団体との統合を検討すること。」を提言していた。

これについては、当法人及び所管課では、平成20年度に独立民営化を図ることとし、県から人的・財政的支援を受けることのない自立的な業務運営を行っていくための方策について、平成18年度及び平成19年度で検討することとしている。独立民営化後の運営体制については会長兼事務局長1名、プロパー職員1名、国際交流相談員3名で運営されること、また、独立民営化後の内部統制の方法については毎月の例月会計によるチェックや半年ごとの監事による監査等を実施すること、について検討しているとの説明があった。プロパー職員が1名であることについては、内部統制の観点からは非常に問題があるものの、当法人の収支計画及び業務量を考慮すると、当面はやむを得ないものと判断した。したがって、そのような運営体制の下で日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりを検討すべきである。また、当法人も設置を予定している評議員会が、理事長、理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正及び法人運営の適正を図る機関としての役割を十分果たしていくことが必要となろう。

また、昨年度の報告書においては、「他の団体との統合の前提として抜本的な国際交流事業の見直しが必要である」と考える。民間団体でも実施可能な事業はないか、県民ニーズに整合しているか、及び費用対効果等の観点より、この機会を好機と捉えてさらに実施事業の精査を行うこと。」を提言したところである。これについては、自主事業について国際理解教育セミナー、地域ミーティング及びスポーツ交流事業を廃止し、グローバルトーク事業を新設したこと、また、受託事業について新たにJICAから青年招へい事業を受託したことなど、自主財源が減少している中で自主事業を見直しつつ、地域国際化協会としての役割を適切に果たすべく新たな受託事

業を実施していることが確認された。平成17年度は自主事業759万円、補助事業612万円、受託事業1,461万円となっていたが、平成18年度は自主事業726万円、補助事業1,093万円、受託事業1,920万円となっており、自主事業が減少し、補助事業及び受託事業が増加している。

当法人の補助事業及び受託事業については、青森県全体の国際化の進展を図るという趣旨の団体が他にないことから、当法人が実施することが最も適当であるとの判断の下、独立民営化後も補助事業及び受託事業が継続される見込みであることを確認した。当法人の独立民営化後は、これまで以上に県と地域国際化協会としての当法人の役割分担が必要となるものと思われる。

(2) 経営状況

経営状況については、平成18年度から国際交流部門のみとなったことから、平成17年度決算の状況ではなく、平成18年7月20日に新たに策定された中・長期経営計画書に記載されている平成18年度以降の収支計画を点検評価した。

中・長期経営計画書によると、平成18年度から平成22年度までは単年度赤字が続くが、会費収入の増加により赤字の額はしだいに減少していく見込みとなっている。

単年度赤字が続くことによる財源不足については、当面は繰越金で対応し、その後は、基本財産のほかに運用財産が6,800万円ほどあるので、それを利用していく予定であることを確認した。

会費収入は、平成18年度533万円、平成19年度600万円、平成22年度700万円と増加していく見込みであり、その理由としては、平成18年度から会長を常勤化させ、内部体制を強化したことに伴い、主に法人会員の開拓が図られること、個人会員については、平成18年度より国際交流ラウンジに集客する自主事業を実施しており、参加者を含む県民への国際交流に対する理解が進むと見込まれること、が挙げられている。当法人から提出された資料によると、賛助会員及び賛助会費は、平成15年度から平成17年度まで毎年度減少していることが確認されたところであり、昨今の県下の経済状況に鑑みこれらを増加させることは容易でないと考えられ、見込みの甘い中・長期経営計画と判断せざるを得ない。したがって、会長のリーダーシップのもと組織一丸となって会費収入の計画が達成されるよう取り組むことを望むものである。また、法人の健全な経営という視点に立てば、毎事業年度において、自主事業の見直し及び管理費の削減を図り、中・長期経営計画における赤字幅の圧縮に努めるとともに、平成20年度の独立民営化を踏まえれば、赤字を解消するための方策を引き続き検討し、現中・長期経営計画を見直すことも必要である。

(3) 業務執行状況

当法人は、現在、常勤役員2名(会長、専務理事)、県派遣職員1名及び国際交流相談員3名で運営されている。

当法人は、平成18年6月から会長を常勤としており、平成20年度の独立民営化を踏まえ、運営体制の強化を図ったところである。ただし、当法人の当面の収支見通しを考慮すると管理経費の増加が気になるところである。当法人では、会長を常勤化し、内部体制を強化することにより、法人会員の開拓を図ることとし、会費収入の増加を見込んでいることから、長期的には、当法人の財政的基盤が強化され、運営が安定していくことを期待するものである。

また、会長の常勤化に併せて、専務理事の報酬が引き上げられており、これも、専務理事の意識の高揚を図り、運営体制の強化を図るという狙いがあるものと推測されるが、当法人の当面の収支見通しを考慮すると、専務理事の報酬の引上げについては、会費収入の増加が現実化し、収支状況が改善する時点まで待つべきではなかったかと考える。いずれにしても、当法人においては、独立民営化後の運営体制について、会長兼事務局長1名、プロパー職員1名、国際交流相談員3名で運営することとしており、早期にこうした体制に移行することを望みたい。

また、当法人は、平成18年度から基本財産4億7,755万円のうち4億円を元本保証の円建外債（仕組債）で運用している。当法人が購入した円建外債（仕組債）は2種類あり、一つは当初2年9か月間の利率が3.5%、もう一つは当初9か月間の利率が5%であり、その後は米ドル/円為替レートにより利率が変動すること、元本が償還されるまでの期間はどちらも30年であること等を確認したところである。

当法人が購入した円建外債（仕組債）は、現時点では通常の金融商品に比べ利率が高いというメリットがある一方で、市場の流動性が低く、為替水準によって将来の金利水準が決定されるため、為替がある一定水準になるとゼロクーポン（利息がゼロ）となる可能性もある。そのため、30年という超長期の円建外債（仕組債）で基本財産の8割以上も運用することには疑問のあるところである。

したがって、今後の為替動向、海外情勢の変化、信用リスク等の様々なリスクをどのように管理していくかについて、十分に検討する必要がある。

4 当法人に対する提言

当法人が平成20年度の独立民営化後も地域国際化協会としての役割を適切に果たしていくことができるよう、次のとおり提言する。

(1) 日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりの検討

当法人の収支計画及び業務量を考慮すると、平成20年度の独立民営化後の運営体制としてプロパー職員が1名であることはやむを得ないと考えられるが、そのような運営体制の下で日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりを検討すること。

(2) 自主事業の見直し及び管理費の削減並びに中・長期経営計画の見直し

中・長期経営計画書では、平成18年度から平成22年度まで単年度赤字が続く見込みとなっていることから、当法人が計画している賛助会員の拡大の取組のほかに、毎事業年度において、自主事業の見直し及び管理費の削減を図り、中・長期経営計画における赤字幅の圧縮に努めるとともに、平成20年度の独立民営化を踏まえ、赤字を解消するための方策を引き続き検討し、現中・長期経営計画を見直すこと。

最後に、会長が常勤となったことから、リーダーシップを十分に発揮し、組織が一体となって、平成20年度の独立民営化のための財政・運営基盤の強化に取り組むことを期待したい。また、所管課においては、独立民営化後の当法人が地域国際化協会としての役割を適切に果たし、本県の国際化に十分に貢献していくことができるよう、国際交流の推進に関する県と当法人の役割を整理することを望むものである。

2 - 2 財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 唐津 一	県所管部課名	商工労働部 商工政策課			
設立年月日	昭和 44 年 5 月 26 日	基本財産	549,756 千円			
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率		
	青森県		390,000 千円	70.9%		
	みちのく銀行		34,010 千円	6.2%		
	青森銀行		33,690 千円	6.1%		
	青森市		30,245 千円	5.5%		
	東北電力		11,710 千円	2.1%		
	黒石市		7,220 千円	1.3%		
	藤崎町		5,090 千円	0.9%		
	あおもり信用金庫		3,583 千円	0.7%		
	田舎館村		2,445 千円	0.4%		
	みずほ銀行		2,070 千円	0.4%		
組織構成	区分			人数	うち常勤	備考
	理事			16名	1名	県OB 1名
	監事			2名	名	
	職員			80名	34名	県派遣 18名、県OB 1名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援					
経営状況 (平成 17 年度)	当期収入	2,180,929 千円	(その他参考)			
	当期支出	2,190,047 千円	県からの補助金	319,265 千円		
	(うち事業費	1,742,752 千円)	県からの受託事業収入	46,930 千円		
	当期剰余金	9,118 千円	県の損失補償	3,713,460 千円		

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和 44 年 5 月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和 49 年 10 月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する新事業支援体制の構築を図るため、平成 12 年 4 月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人 2 1 あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター」に変更した。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「本県における産業の中核的支援機関として、青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化までに応じた総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出を図り、もって本県産業の活性化と活力のある地域づくりに寄与する」ことを目的としている。

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っており、トップマネジメントに優れた常勤の理事長の就任が望まれるところであるが、当法人の理事長は、非常勤であり、東京に在住しているため、平成16年度に理事長が実際に勤務したのは、5月の決算理事会と3月の予算理事会の2日だけとなっていた。そのため、昨年度の報告書においては、「トップマネジメントの強化が図られるだけでなく、職員の士気にも影響することから、理事長の常勤化を早期に実現すること。」を提言したところである。これについては、今年度の公社等ヒアリングにおいて、理事長を常勤化する場合、公募により理事長を選任することになるが、当法人の理事長に相応しい幅広い知見と経験を有する人材が得られるかどうか検討する必要があること、また、理事長を常勤化した場合の報酬が財務的に極めて重い負担となること、の2つの理由から検討中である、との回答が所管課からあった。

近年、企業の不祥事が相次いだことを契機としてトップマネジメント及び法令遵守の重要性が注目されており、当法人においてもトップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図り、それらを当法人の内外に示していくためには、理事長の常勤化が必要であると当委員会では考えている。また、理事長の常勤化により経営責任の明確化・経営判断の迅速化が図られるだけでなく、経営理念が指導・徹底されることにより職員のモラルアップ・モチベーションアップにもつながるため、理事長の常勤化が早期に実現されることを望むものである。

(2) 経営状況

当法人は、主に国及び県からの補助金、受託事業収入等で事業を実施しているが、近年の景気を反映した収益事業の低迷及び未収債権の増大や低金利による基金収益の減少により年々経営状況は厳しくなっている。平成17年度の決算においては、オーダーメイド型貸工場・設備割賦事業における平成13年度の会計処理誤りによる前期損益修正損7,374万円を計上したことにより、当法人全体でも当期剰余金が911万円の赤字となった。オーダーメイド型貸工場・設備割賦事業における会計処理誤りは、決算書と債権残高の確認等を実施していれば早期に発見できたはずのものであり、今後このようなことのないよう債権管理業務の徹底を図るべきである。

また、本法人の主要事業である設備・機械類貸与事業については貸倒引当金の引当不足が約2億円あり、これを考慮すると当法人の赤字額はさらに拡大することになる。設備・機械類貸与事業においては、県内景気回復の伸び悩みのため設備投資意欲が減退していること、民間リース会社との料率の格差が小さいこと、申込みから決定までの期間が長いなどの手続上の問題等により利用者が減少していた。平成18年度からは設備・機械類貸与事業の利用基準の緩和（法人企業について代表者1名の連帯保証人での利用を可能としたこと、中古設備の取扱いを開始したこと、申込添付書類を簡素化したこと、申込みから決定までの期間を短縮したこと（30～45日 10～15日）等）を行い、平成18年8月末現在で既に平成17年度の年間利用実績のほぼ2倍に上ったとのことである。しかしながら、設備・機械類貸与事業の利用基準の緩和によって、更に未収債権が増加するリスクも高まったと言え、貸与審査の厳格化、貸与後の経営状況の把握及び指導、リスクに見合った料率の再検討等において今後十分に留意する必要がある。

当法人においては、引き続き自主財源の確保、効率的な資金運用のあり方及び限られた財源の中での効果的な事業の実施についての検討が課題となっている。

(3) 業務執行状況

ア 業務推進組織の合理化

当法人は、事業の範囲が広く、また、組織も多層化しており、人的資源が分散して効率的な事業ができない恐れがあるので、昨年度の報告書において「引き続き業務推進組織の合理化に取り組むこと」を求めているところであるが、

- (ア) 限られた職員の機能的な活用を図るため、コーディネート機能を有する総合支援室を新設し、総合支援室の職員と事業を推進する各課の職員が一体となって企業訪問を行うなど、支援体制を強化したこと
- (イ) 当法人内部の横の連携を密にして企業情報の共有化を図るため、設備投資課とビジネスサポートセンターを総務企画部から産業振興部に移管し、産業支援機能が効果的に発揮できるようにしたこと

が確認できた。業務推進組織の変更に伴う具体的な成果はこれから現れてくると思われるので、今後その推移を見守ることとする。

イ 効果的・効率的な事業の実施

昨年度の報告書において「県民ニーズ・費用対効果の観点から既存事業の改廃も含めた見直し及び財源確保の方法を県とも協議・検討し、引き続き経費の削減に努めるなど効果的・効率的な事業実施についての取組を強化すること。また、現在行われているプロジェクトマネージャー等による中小企業者等の相談業務については、来訪を待つだけでなく訪問活動による創業者等のフォローアップを積極的に行うなど、事業をさらに効果的に行うこと。」を求めているところであるが、これについては、次のとおり取り組んでいることを確認した。

- (ア) 新事業支援機関体制に金融機関を加えた55機関体制による産官学金の連携・強化
- (イ) 新事業支援機関体制への分科会の設置
- (ウ) プロジェクトマネージャー等による企業等の巡回強化による第二創業の掘り起こし及び重点支援企業の支援の強化
- (エ) 移動リテールプラザ事業の積極的な展開
- (オ) ワンストップサービスの充実・強化
- (カ) 研究開発から事業化・販路拡大等までの総合的支援体制の強化
- (キ) 創業間もない創業者の自立を支援する新規創業企業支援強化
- (ク) 地元下請け企業支援強化のための誘致企業の発注ニーズの把握
- (ケ) 研究開発助成事業の刷新
- (コ) 下請発注企業情報収集活動と連動した県の企業誘致活動との相互協力
- (サ) 設備・機械類貸与事業の利用基準の緩和

上記のとおり効果的・効率的な事業の実施を目標として様々な業務に取り組んでいることについては評価する。

また、当法人は、平成17年度において、設備投資支援事業をはじめとして20の事業を行っており、また、会計が24の事業に区分されていることにより、資金が分散化していることから、事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的・重点的に投資し、より効果的な事業を行っていくべきである。

ウ 県派遣職員数の適正化

当センターの平成17年度の常勤職員数は35名であるが、そのうち19名が県からの派遣職員であり、他の公社等と比較して依然として高水準にあるため、昨年度の報告書において、「他事業規模・事業難度を勘案しながらプロパー職員の指導・育成に努め、県派遣職員の順次引揚げ及び適正化を図ること」を求めているが、平成18年度においても常勤職員数34名中

18名が県派遣職員となっており、県派遣職員の引揚げが進んでいない。

この点については、商工労働部では施策を実施するための出先機関を有していないことから、施策上の必要性に応じ当法人に広範な事業を担わせており、その事業を実施するための県職員を派遣するというしくみで動いてきたこと、また、当法人では中小企業診断士の資格を持つ者が不足しているため、中小企業診断士の資格を有する者を派遣し、診断業務を行わせていること、設備投資支援事業の収益が人件費に回るしくみになっているが、収益性が非常に悪い状態になっているので、プロパー職員を新たに抱えることは難しいこと、について説明があったところである。

しかし、県派遣職員は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により派遣期間が限られており、通常3年程度で県に帰ることから、当法人が実施している専門的事业に係るノウハウが蓄積されず、特に設備投資支援事業については、貸付審査、事業のフォローアップ、貸付債権の回収といった一連の企業支援業務が担当職員の短期間での交替により円滑に行われず、このことが貸付債権の延滞増加の要因の一つになっているのではないかと懸念される。

したがって、プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、県派遣職員をプロパー職員に置き換えていく必要があると考える。

エ 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上

平成16年度末における設備・機械類貸与事業に係る未収債権の貸倒引当金は、中小企業庁からの通知において定められている貸倒引当金計上額の上限額2億100万円の44パーセントに相当する8,800万円しか計上されていなかった。このため、昨年度の報告書において「設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金の引当額は、これまでの債権の延滞状況から見て明らかに引当不足であるので、個々の債権の回収可能性を判断することにより、実態に応じた適切な額を引き当てること」を求めたところである。

これについては、当法人の「設備貸与・機械類貸与・設備資金貸付事業に係る未収債権管理規程」において債権分類ごとの「貸倒引当金の繰入れの目安」として繰入率が定められており、この繰入率に従うと、現時点で判明している平成17年度末の貸倒引当金の要繰入額は3億6,064万円であり、実際には1億5,983万円の貸倒引当金が計上されているが、まだ約2億円の引当不足が生じていることが確認された。その理由として、当法人では、この繰入率により算定した貸倒引当金の要繰入額は「貸倒引当金の繰入れの目安」であり、それを参考にし、貸倒引当金の積立てに努めることとしているとの回答があったところである。

しかし、当委員会では、当法人の経営状況にかかわらず、設備貸与・機械類貸与・設備資金貸付事業に係る未収債権管理規程に基づき適正に算定された額を貸倒引当金として全額計上すべきであるとする。県民に対して当法人の経営状況を正しく明らかにすることが重要であり、平成18年度決算においては、適正に算定された貸倒引当金を全額計上することを強く求めるものである。

オ 設備・機械類貸与事業に係る未収債権の発生防止及び回収率の向上

昨年度の報告書では「設備・機械類貸与事業に係る未収債権は依然として増加傾向にあるので、貸与審査の精度を高めるとともに債権管理の適正化に向けた取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努めること。」を提言していたところである。

これについては、企業調査・診断、審査、検収、事後指導等のフォローアップ体制をより一層充実・強化して、新規の未収発生を防止するとともに、未収企業への重点訪問等未収督促を強化して未収債権の回収に努めていくこととしているとの回答であった。

平成17年度の未収債権の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	年度当初未収債権額	左の回収額	発生額	償却額	年度末未収債権額
平成16年度	895,819	95,337	131,023	3,073	928,432
平成17年度	928,432	57,346	86,194	58,753	898,527

未収債権の発生額については平成16年度に比べ減少しているが、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いており、未収債権の回収が進んでいない状況に変わりはない。

したがって、債権管理の適正化に向けた体制及び取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努める必要がある。また、未収債権の償却基準を合理的な観点から実態に合うように見直すことも必要であろう。

カ 財源確保のための新規事業の検討

設備・機械類貸与事業については、昨今の景気の低迷等の影響で貸与制度を利用する企業が年々減少していたことから、昨年度の報告書において「例えば、他県で実施しているISO認証取得資金貸付けなど中小企業者等のニーズに合致した新たな収益事業について検討すること。」を提言していた。

これについては、当法人において、次の事業を検討しており、県との協議を踏まえて可能なものを実施していく予定であることを確認したが、財源確保のための事業として十分な収入が見込めるのか、需要はあるのかについて一考の余地があるのではないかと考える。

(ア) 当法人の機関紙への広告掲載による広告料の徴収

(イ) 下請企業のガイドブックへの広告掲載による広告料の徴収及びガイドブックの有料販売

(ウ) サーバーの一部を中小企業のホームページ用にレンタルすることによる使用料の徴収

(エ) 当法人の空きスペースをインキュベーション施設として活用することによる利用者からの負担金徴収

キ 中・長期経営計画の早期見直し

昨年度の報告書において「現在の中・長期経営計画は平成13年度に策定されたものであり、実施事業、役職員数、収支計画等について実態との乖離が見られるので、中・長期経営計画の見直しを早期に行うこと。」を提言していたところであるが、これについては、平成18年7月6日に新しい中・長期経営計画書が作成されていることを確認した。

ク 人件費の見直し

昨年度の報告書では、「未収債権増加の現状は、中小企業者のみを対象としていることを考慮に入れたとしても、これまでの当法人の貸与判断の結果責任が問われていることを肝に銘じて欲しい。このような状況を鑑みるに、経費の削減はもちろんのこと、将来的には民間の類似業種の給与制度・給与水準を参考とした人件費の見直しにも取り組む必要がある。」との意見を述べたところである。

これについては、今後の経営状況並びに他県の類似機関及び他の公社等の給与状況を踏まえ、見直しに関する検討をすることとしている、との回答があったところであり、できるだけ早期に見直しが行われることを期待する。

4 当法人に対する提言

当法人が将来にわたって、「青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化までに応じた総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出を図り、もって本県産業の活性化と活力のある地域づくりに寄与する」という役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 理事長の常勤化

トップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図るため、理事長の常勤化を早期に実現すること。

(2) 資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施

当法人が実施している事業は多岐にわたり、資金が分散化していることから、事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的・重点的に投資し、より効果的な事業を行うこと。

(3) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

設備投資支援事業等に係る専門的なノウハウの蓄積を図り、自立した経営を行うことができるよう、プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進すること。

(4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上

設備・機械類貸与事業に係る未収債権について、債権分類を適正に判断するとともに、貸倒引当金を全額計上すること。また、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに債権管理の適正化に向けた体制及び取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努めること。さらに、未収債権の償却基準を合理的な観点から実態に合うように見直すこと。

最後に、当法人は、県の企画・立案した施策を実施することにより、本県産業の活性化と活力のある地域づくりに寄与するという重要な役割を担っていることから、当法人の実施する事業の有効性及び効率性が常に問われていることを意識して事業を推進していくこと及び事業実施の評価手法を整備することを望みたい。

2 - 3 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 秋谷 進	県所管部課名	農林水産部 構造政策課
設立年月日	昭和46年4月13日	出 資 金	10,200千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	5,100千円	50.0%
	弘前市	360千円	3.5%
	つがる市	340千円	3.3%
	青森市	260千円	2.5%
	十和田市	260千円	2.5%
	五所川原市	240千円	2.4%
	八戸市	220千円	2.2%
	東北町	200千円	2.0%
	青森県信用農業協同組合連合会	200千円	2.0%
	むつ市	180千円	1.8%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	14名	1名
	監 事	2名	名
	職 員	52名	32名
備 考	県OB1名		
業 務 内 容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等		
経営状況 (平成17年度)	当期収入	5,589,256千円	(その他参考) 県等からの補助金 1,389,960千円 県からの無利子借入金 20,717,101千円 県等からの受託事業収入 177,435千円 県の損失補償 15,726,254千円
	当期支出	5,587,637千円	
	(うち事業費	3,031,169千円)	
	当期収支差額	1,619千円	
	当期正味財産増減額	152,526千円	

2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社(平成15年3月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「農地保有合理化事業その他農業の構造改善に資するための公益事業、森林の造成及び整備に関する収益事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資する」ことを目的としており、農地保有合理化事業、分収造林事業、酪農振興センター受託事業等を行っている。

農地保有合理化事業は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するために農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業等で、本県の農業経営基盤強化促進基本方針において、当法人は、「農用地などの中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者など本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、市町村段階の農地保有合理化法人や農業委員会との連携のもとに、農地保有合理化事業を実施します。」と定められている。

分収造林事業は、当法人と森林所有者が分収造林契約を結び、当法人がスギ等を造林し、下刈、間伐等の適切な保育管理を行い、将来伐採したときにその収益を当法人と森林所有者とで分収するという内容の事業であり、当初は収益事業として始まったものであるが、後述するとおり、事業の収支条件が大幅に変化し、収益事業として存続することはもはや困難な状況にある。したがって、今後の経営の方向性としては森林の持つ公益的機能を維持する観点から県行造林へ移行することも検討すべきであると考えられるところ、現在、所管課において、「青森県分収造林のあり方検討委員会」を立ち上げ、外部有識者を含めた検討委員会を開催し、分収造林の今後の方向性を検討しており、平成18年度中に検討委員会としての最終的な考え方が示されることになっている。

酪農振興センター受託事業は、優良な乳用雌牛の育成を図るために乳用雌牛の飼養管理を行う青森県酪農振興センターの管理運営を行う事業であり、平成18年4月から指定管理者として当センターの管理運営を行っている。

(2) 経営状況

平成17年度の当期正味財産増減計算書によると、当法人の正味財産は1億5,252万円の減少となっている。当法人は、農地保有合理化事業等に係る農村会計、分収造林事業等に係る森林会計及び酪農振興センター受託事業等に係る畜産会計の3会計に区分されており、各会計における正味財産は、農村会計については1億5,423万円の減少、森林会計については25万円の減少、畜産会計については196万円の増加となっている。

昨年度の報告書では「当法人の経営状況は、返済原資である将来の事業収入が不確定である分収造林事業に係る借入金を含む多額の借入金（平成16年度末約366億円）をかかえていることや、森林会計における分収林（10,240ヘクタール）の資産評価については、現時点において育成段階であるため市場価値がほとんどなく帳簿価額を大きく下回っていること、また、農村会計における農地保有合理化事業に係る長期保有農地及び滞納小作料等の今後の発生及び解消の状況によっては、大きな損失が発生しかねないことから、当法人は、大きなリスクを抱えた経営を余儀なくされている状況にある。」と指摘していたところであるが、当法人では、こうした指摘も踏まえ、農地保有合理化事業に係る滞納小作料等及び長期保有農地について、より実態に即した引当処理をするために、平成17年度に債務者との全戸面談を実施し、滞納小作料等に係る貸倒引当金及び長期保有農地に係る合理化事業用地損失引当金を合わせて1億2,100万円計上したところであり、これにより農村会計の正味財産が一時的に大きく減少したものである。

農地保有合理化事業については、今後も長期保有農地及び滞納小作料等が増える可能性があり、また、既存の長期保有農地及び滞納小作料等の解消が計画どおりに進まなければ、損失はさらに拡大するおそれがある。また、後述するとおり分収造林事業については、これよりはるかに多額の損失を計上する可能性がある。これらのことを踏まえ、理事長をはじめ、全役職員が一体とな

って当法人の運営に当たっていくことが望まれる。

昨年度の報告書では、「分収造林事業に係る返済の見込みの立たない多額の借入金や農地保有合理化事業に係る大きなリスクを抱えた経営事情を勘案すれば、当法人の職員の給与が県職員と同額とされていることは疑問であるので、給与の見直しを検討すること。」を提言していたところである。

これについては、平成18年6月から、理事長の報酬月額10%減額、プロパー職員の給料月額6%減額、管理職手当の支給割合の引下げ（事務局長16%→10%、その他の管理職10%→7%）、サイクル3短の廃止、を実施していることを確認したところであり、「県職員と同額」というこれまでの長い慣例から一歩踏み出した点については評価したい。

（3）業務執行状況

ア 分収造林事業

分収造林事業は、事業費の全てを借入金と補助金で賄う仕組みとなっているが、借入金（県203億円、農林漁業金融公庫136億円）の返済原資である将来の事業収入（立木伐採収入）が不確定であり、当法人が設立された昭和40年代と現在とを比較すると、スギの木材価格が約4分の1に低下している一方で、労務費は約7倍になっており、分収造林事業の開始時と現在とでは事業の収支条件が大幅に変化しており、平成15年度に行った分収造林事業の長期収支試算では164億円の欠損が生じる見込みとなっていたことから、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書では、「収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきである」とされ、また、「県行造林への移行に当たってはさまざまな課題が予想されるので、所管課において、外部有識者を含めた検討委員会を開催して具体的な検討に入ること」が求められていた。

これを踏まえ、所管課では、平成17年度に「青森県分収造林のあり方検討委員会」を立ち上げ、当法人が実施してきた分収造林事業の意義及び評価等、分収造林事業の今後の方向性、分収造林事業の県への移管の妥当性、当法人の債権・債務を県が継承することの妥当性、分収割合のあり方、県行造林に移行した場合の経営方針等について検討しており、平成18年3月に提出された中間報告では、「県が管理・経営に関与する方向性（県行造林に統合）が至当」との考え方が示されているところである。

平成18年度中に当検討委員会の最終的な考え方が示されることになっていることから、それを踏まえ、県行造林への速やかな移行を期待する。

また、分収造林事業については、将来、多額の欠損金が発生することが見込まれていることから、それを少しでも減少させるため、昨年度の報告書においては「県行造林に移行するまでは、引き続き経費削減策の徹底、間伐等の収入確保対策を進めること。」との提言をしたところである。

これについては、農林漁業金融公庫借入金のうち5億2千万円を低利の資金に借り換え、3億1千万円の利息軽減を図ったこと、間伐材548m³を売却し、その利益約203万円を公庫の返済に充てる予定であること、請負設計書を作成する際の諸経費・諸掛費を一律23%から事業費に応じ20%～23%としたことにより、平成18年4月から7月までの間で151万円の経費削減を図ったこと、を確認したところである。

また、経費削減の一環として平成14年度から6年間にわたり実施する予定の分収割合の見直し（公社6：契約者4 公社7：契約者3）については、総契約件数1,263件のうち平成17年度末までに協議した件数647件、同意のあった件数185件で同意率28.6%となっている。引き続き分収造林事業の将来見通しを契約者に対して誠意を持って説明し、理解を得る努力が必要である。特に市町村に対しては、分収割合を更に引き下げることや、長期的

視点に立って公益的価値の高い森林については当法人の分収に係る権利を買い取ってもらうこと等の新たな取組についても検討の余地がある。

この他に分収造林契約期間の延長にも取り組んでおり、引き続きこれらの経費削減策を徹底するとともに、積極的に間伐等の収入確保対策を進めることを期待したい。

平成17年度に行った分収造林事業の長期収支試算については、経営期間最終年度の平成68年度において325億円の欠損が生じる見込みであるとの報告があった。平成15年度の長期収支試算では164億円の欠損見込みであったが、平成17年度においては、木材価格が更に下落したこと等により欠損見込額が拡大したことを考えると、今後は、毎年度の決算書の作成に併せて長期収支試算を定期的に行い、県民に情報提供すべきである。

また、当法人の分収林1万224haが果たす公益的評価額については、平成18年度に所管課が試算したところによると年間238億1千万円（水資源貯留機能19.8億円、洪水緩和機能18.8億円、水質浄化機能31.8億円、表面浸食防止機能113.2億円、表層崩壊防止機能34.3億円、保健休養機能9億円、二酸化炭素吸収機能5億円、化石燃料代替機能6.2億円）となっているとの報告があったところであり、長期収支試算と併せて県民に情報提供を行い、分収林の果たす重要な機能について県民の理解を求めることが必要であろう。

イ 農地保有合理化事業

平成17年度末の長期保有農地（売渡しを予定していた農家の経営の悪化等により売渡しができず、当法人が5年以上保有している農地）は、44件、136.7ha、買取価格5億2,082万円となっており、また、同年度末の滞納小作料等は、滞納者数95名、滞納金額1億9,677万円となっており、当法人の経営健全化のためにはこれらの解消と新たな長期保有農地及び滞納小作料等の発生防止が課題となっている。

滞納小作料等が発生する主な原因は、農地貸借事業（一括前払）（43.8%）、農作業受託料貸付事業（26.0%）、一時貸付事業（9.3%）であり、農地貸借事業（一括前払）については、新たな滞納小作料等の発生防止対策として小作料の1年分を保証金として前払いすること等について検討していること、農作業受託料貸付事業については既に事業を終了していることを確認したところである。

一時貸付事業については、滞納小作料等だけでなく、長期保有農地の発生原因にもなっており、そのため、昨年度の報告書においては、「滞納小作料等及び長期保有農地が発生することのないよう、事前チェックの強化を図るほか、県農業改良普及組織、農業協同組合等と連携を図り、経営指導の徹底に努めること。」を提言していたものである。

これについては、農業改良普及機関、農業協同組合や農業委員会などの関係機関との連携を密にしなが、密接な経営指導をするなど、滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止に向けて万全の対応を取ることにしていることを確認したところであり、今後の成果を期待するものである。

また、昨年度の報告書においては、「滞納小作料等の回収の徹底について努めるとともに、一時貸付事業により発生した長期保有農地については、当初の買取予定者と買取価格にこだわらずに、売渡価格の柔軟な対応により、できるだけ早期に処分すること。」を提言していたところである。

これについては、平成17年度から債権管理・回収専門員2名を配置し、滞納小作料等及び長期保有農地の解消に努めており、さらに、平成18年度からは農業協同組合出身者2名を現地駐在員として配置し、滞納小作料等及び長期保有農地の解消に当たらせていることを確認したところであり、今後の成果を期待したい。

また、平成17年度に売り渡した長期保有農地は10件で、うち9件については買取価格で

売渡しを行ったこと、残る1件については買取価格387万円の農地を第三者に260万円で売却し、その差額からこれまでに納付された小作料を差し引いた額を契約に基づき当初の売渡予定者から徴収したことから、損失は発生していないことを確認した。

さらに、長期保有農地の今後の解消計画については、平成17年度末で44件、5億2,082万円の長期保有農地があるが、平成23年度までにすべて解消すること、売買差損額が1億46万円発生する見込みであることを確認したところである。平成17年度の決算書では、近傍類似地をもとに算定した合理化事業用地損失引当金5,648万円が計上されているが、売買差損見込額については、売却可能価額等をもとにより実態に即した額が算定されていることから、合理化事業用地損失引当金についても、売却可能価額等をもとに、より実態に即した額を計上することを求める。

長期保有農地の解消については、昨年度の提言に沿って計画が策定されていることから、計画どおり解消されることを期待したい。

なお、平成16年度及び平成17年度の滞納小作料等及び長期保有農地の状況は、次のとおりである。平成17年度においては、債権管理・回収専門員を配置し、滞納小作料等及び長期保有農地の解消に努めたところ、滞納小作料等及び長期保有農地とともに、前年度に比べ解消額が増加し、新規発生額が減少したものの、依然として解消額よりも新規発生額が多く、期末の残高が増加している。

【滞納小作料等の状況】 (単位：人、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成16年度	100	161,575	52	26,864	62	56,506	101	191,216
平成17年度	101	191,216	82	36,459	56	42,017	95	196,775

【長期保有農地の状況】 (単位：件、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成16年度	23	307,563	5	31,692	17	186,408	35	462,278
平成17年度	35	462,278	10	59,625	17	118,171	44	520,824

ウ 青年農業者等育成センター事業

当法人は、青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法により「都道府県青年農業者等育成センター」として指定されており、優れた青年農業者等の育成に向け、就農支援資金の貸付け、新規就農者の研修、就農相談、農業に関する職業紹介等の事業を行っている。

しかし、青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、事業の周知徹底を図るなど、より効果的・効率的な事業の実施に取り組むべきである。

4 当法人に対する提言

当法人が将来にわたって「農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資する」という役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行等

分収造林事業については、「青森県分収造林のあり方検討委員会」における県行造林への移行に当たっての課題についての検討結果を踏まえ、県行造林へ速やかに移行すること。また、経費削減の徹底及び収入確保対策の推進を図り、欠損見込額325億円の縮小に努めること。さらに、毎年度の決算書の作成に併せて長期収支試算を定期的に行うとともに、当法人の経営努力の状況、分収林の公益的価値等を含めて県民に情報提供を行い、当法人の経営努力、分収林の果たす重要

な機能等について県民の理解を求めること。

(2) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消等

農地保有合理化事業については、引き続き滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消に努めるとともに、長期保有農地に係る合理化事業用地損失引当金については、売却可能価額等をもとに、より実態に即した額を計上すること。

(3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施

青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、事業の周知徹底を図るなど、より効果的・効率的な事業の実施に取り組むこと。

最後に、分収造林事業については、引き続き当法人において欠損見込額を減少させるための努力を行う必要があることはもちろんであるが、所管課においては、国及び他の都道府県と連携しながら、分収造林事業の赤字の解消・軽減について、より実効性の高い解決策を検討することを望むものである。

2 - 4 財団法人青森県フェリー埠頭公社

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 倉内 一長	県所管部課名	県土整備部 港湾空港課	
設立年月日	昭和47年12月7日	基本財産	20,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	20,000千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	7名	2名	県OB1名
	監事	1名	名	
	職員	11名	9名	
業務内容	フェリー埠頭の建設、改良、維持及び修繕、事務所、店舗、福利厚生施設その他の建設及び管理等			
経営状況 (平成17年度)	当期収入 1,008,853千円 当期支出 797,986千円 当期純利益 210,867千円	(その他参考) 県からの無利子借入金 889,667千円		

2 沿革

昭和40年代において、フェリーの需要は急増の傾向にあり、また、船舶航行の安全対策、背後地の交通混雑緩和、騒音防止、港全体の効率的な利用という面からもフェリー専用埠頭を緊急に整備する必要があった。

フェリー埠頭は、その運用形態はもとより、安全性やサービス面において特殊性を有し、埠頭の運営に当たっては、企業的手法が必要とされるため、昭和47年12月に、青森県が2千万円を出捐し、当法人が設立された。

その後、昭和49年に青森港フェリー埠頭が、昭和57年八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供用開始された。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「青森港及び八戸港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理を総合的かつ効率的に行うことにより、青森港及び八戸港の機能の強化を図り、もって住民の福祉の増進と地域経済の発展に寄与する」ことを目的として設立されたものである。

当法人の理事長は、「青森県と北海道を結ぶフェリー航路は、わが国の経済産業を支える大動脈であり、国民生活上からも大切な航路である。この航路を維持発展させることが、当社の最大の使命と考える。」という経営理念を掲げ、当法人の経営に当たっているが、リベラ株式会社が平成18年3月16日から八戸～室蘭航路を休止しているなど、年々フェリーの輸送量が減少するとともに、石油価格が高騰していること等により、各船会社は、依然として厳しい経営を強いられている状況にあることが確認された。

当法人が将来にわたり適切にその役割を果たしていくためには、各船会社が健全に運営されることが必要不可欠であることから、各船会社とともにフェリーの利用促進を図ることが期待されることである。

(2) 経営状況

平成17年度は、平成16年度に引き続き青森港及び八戸港における棧橋等使用料を13パーセント軽減したほか、第4バースを国に譲渡したことに伴う支出の増加があったものの、経費節減に努め、当初の計画を4,285万円上回る2億1,087万円の純利益を確保しており、経営状況は良好である。フェリー埠頭の建設等に係る長期借入金についても、平成17年度に2億6,551万円を償還しており、計画どおり償還が進んでいる。

当法人は、平成15年度に中・長期経営計画の見直しを行ったところであるが、棧橋等賃貸料の13パーセント軽減、職員の年代構成のアンバランスを解消するための人事・採用計画及び具体的な施設の修繕計画を踏まえた中・長期経営計画の見直しを早期に行う必要があることから、昨年度の報告書において、中・長期経営計画の見直しに適切に取り組むよう提言したところ、平成18年6月28日に新しい中・長期経営計画書が作成された。

新しい中・長期経営計画書で示された収支計画によると、平成19年度以後も安定的に2億円以上の当期剰余金が見込まれていること、また、今後の退職予定・採用計画も適切に見込まれていることが確認された。さらに、具体的な施設の修繕計画については、リベラ株式会社による青函航路への超高速船導入(平成19年8月予定)に対応した施設整備(工事費見込:約7億8千万円)を平成18年度及び平成19年度の2年間で行うことが記載されている。公社等ヒアリングにおいては、施設整備に要する経費についてはリベラ株式会社が全額を使用料として負担するとの説明があったが、今回の超高速船はこれまで日本に導入されることがないことから、対応する施設の設計・積算にかなりの期間を要し、超高速船の導入までに施設整備を終えることができるよう工期を確保するためには、工事の発注方法が限定され、また、発注方法等によっては工事費が見込額を超える可能性もあるなど、課題が多いことも確認されたところである。

したがって、超高速船導入に対応した施設整備が当法人にとって将来的な負担となることのないよう、リベラ株式会社とよく協議した上で、適切に対応する必要がある。

また、青森港のターミナルビルは、昭和49年の完成であり、建築基準法の耐震構造にはなっていないことが確認された。新しい中・長期経営計画書では、平成22年度に青森港のターミナルビルの新設工事に着手する計画となっていることから、施設の老朽化等を踏まえ、各船会社とよく協議した上で、適切に対応することを望むものである。

船会社は、輸送量の減少、石油価格の高騰等により、厳しい経営を強いられており、東日本フェリー株式会社が会社更生法の適用を受けたように、今後、同様の事例が発生しないとも限らないことから、昨年度の報告書においては、「棧橋等賃貸料等の営業未収金については、船会社の経営状況に応じ、貸倒引当金を計上すること」を求めたところであるが、平成17年度の決算書においては、営業未収金754万円について貸倒引当金が計上されていなかった。

平成17年度の決算書における営業未収金の内容は、ビルのテナントに対する共益費(光熱水費、清掃委託費等)であり、平成18年3月分の共益費については、4月下旬を納期限として請求書が送付されるため、営業未収金として計上されていることが確認された。また、棧橋等賃貸料については、その年度分を各四半期の末日に分割して支払うしくみになっており、第4四半期の末日が休日に当たらない限り、基本的に営業未収金は発生しないしくみとなっていることも確認された。

当法人からは、「十分な剰余金を持っているので、貸倒引当金を每期計上する必要がなく、回収不能の未収金が発生した年度に計上する」旨の回答があったが、適正な貸倒引当金の計上は当法人の経営状況を県民に正しく明らかにするために必要であり、また、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされている新公益法人会計基準第2-3-(2)において、「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当

金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」と定められているところでもあるので、営業未収金等に係る貸倒引当金については、金融商品に係る会計基準に従い適正な金額を計上する必要がある。

(3) 業務執行状況

既に述べたように、各船会社は、輸送量の減少、石油価格の高騰等により、厳しい経営を強いられていることから、昨年度の報告書においては、「船会社の利用促進PRの実施や棧橋等賃料の減額要求に備えての経費節減等は依然として重要であり、引き続き経営合理化を推進すること」を求めたところである。

まず、船会社の利用促進については、平成17年度において、船会社との共同によるクルージングへの無料招待、リーフレット2万枚の配布等のPR活動を実施したほか、平成18年度においても、懸賞金付きフェリー旅行体験記の募集、無料往復乗車券のプレゼント、イベント活動助成金制度の創設及び新しいリーフレットの作成と関係機関への配布といったフェリーの利用促進に取り組んでいることが確認された。

また、経営の合理化についても、

ア その年度の当法人の実施計画に関する各人の実施事項、具体的取組方法及び目標を全職員に提出させ、業務の改善・効率化及び経費の節減に取り組んでおり、この取組の実績について人事評価シートで業績評価を行い、平成18年6月の勤勉手当について、平均点との差を成績率に加減して支給していること。また、今後は、昇給についても業績評価を取り入れるよう検討していること。

イ 第4バースを国に譲渡したことに伴い、室蘭便の発着を公共バースに移行したが、タクシーによる送迎、タグボートの使用及び除雪作業の徹底により、利用客の安全確保とサービスに配慮した取組がなされていること。

ウ 各船会社の3年分の営業報告書により営業分析を行ったこと。

エ 平成18年度から業務の一元的管理と要員の一体的運用を図るため、課制を廃止したこと。などの取組が確認できたところである。

当法人が黒字経営に甘んじることなく、フェリーの利用促進及び経営の合理化に積極的に取り組んでいる点は、評価したい。ただし、平成18年度及び平成19年度において、超高速船導入に対応した施設整備に約7億8千万円、長期借入金の償還に約5億9千万円の支出が予定されており、引き続き経営の合理化に努める必要がある。

また、平成18年3月16日からリベラ株式会社の運行に係る八戸～室蘭航路が休止されており、当委員会ではこれに伴う当法人の収入の減少を懸念していたところであったが、棧橋等賃料については、青森港又は八戸港を利用する各船会社はその利用トン数に応じて各港の棧橋等使用料の総額を按分して支払うしくみとなっており、八戸～室蘭航路が休止されても、八戸港の棧橋等使用料の総額には変更がないことから、当法人の収入には影響がないことが確認された。

4 当法人に対する提言

当法人が将来にわたって青森港及び八戸港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理を総合的かつ効率的に行うことにより、青森港及び八戸港の機能の強化を図り、もって住民の福祉の増進と地域経済の発展に寄与するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 貸倒引当金の適正な金額の計上

貸倒引当金について、金融商品に係る会計基準に従い適正な金額を計上すること。

(2) 超高速船導入に対応した施設整備の適切な対応

リベラ株式会社による青函航路への超高速船導入に対応した施設整備については、同社とよく協議した上で、当法人にとって将来的な負担となることがないように、適切に対応すること。また、青森港のターミナルビルの新設についても、施設の老朽化等を踏まえ、各船会社とよく協議した上で、適切に対応すること。

(3) フェリーの利用促進及び経営合理化の推進

船会社の経営状況が非常に厳しいことから、船会社とともにフェリーの利用促進に努めるとともに、船会社の棧橋等賃貸料の減額要求に備えた経費節減等は依然として重要であり、引き続き経営の合理化を推進すること。

最後に、当法人は、本県の公社等の中でも経営状況がよく、安定的な利益を確保している法人であることから、フェリーを利用する県民に対するサービスの向上に努めるなど、利益を何らかの方法で県民に還元していくことを望みたい。

2 - 5 社団法人青森県畜産協会

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	会長 渡部 毅	県所管部課名	農林水産部 畜産課
設立年月日	昭和 49 年 2 月 8 日	基本財産	133,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	25,000 千円	30.1%
	上十三地区家畜衛生推進協議会	21,890 千円	26.4%
	津軽地方家畜衛生推進協議会	10,000 千円	16.1%
	全国農業協同組合連合会青森県本部	7,000 千円	8.4%
	青森県獣医師会	5,000 千円	6.0%
	三八畜産衛生協議会	4,800 千円	5.8%
	むつ地区家畜衛生推進協議会	2,250 千円	2.7%
	青森信用農業協同組合連合会	2,000 千円	2.4%
	東青地区家畜衛生推進協議会	1,400 千円	1.7%
	青森県農業共済組合連合会	100 千円	0.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	15 名	名
	監事	2 名	名
	職員	11 名	9 名
備考	県OB 2 名		
業務内容	家畜衛生対策事業、畜産経営支援対策事業		
経営状況 (平成 17 年度)	当期収入	700,780 千円	(その他参考) 県等からの補助金 336,085 千円 県等からの受託事業収入 92,202 千円
	当期支出	701,065 千円	
	(うち事業費	657,052 千円)	
	当期収支差額	285 千円	
	当期正味財産増減額	22,690 千円	

2 沿革

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための検査、注射、消毒等については、従来、家畜伝染病予防法に基づいて国及び県が実施してきたが、昭和 46 年に同法が改正され、家畜の所有者に対し、家畜の伝染病の予防のための自主的措置の努力が義務付けられ、この自主的措置を助長するため、昭和 49 年 2 月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会が設立された。

その後、高齢化、後継者不足等を背景とした農家戸数の減少、畜産環境問題の深刻化など、畜産経営を取り巻く環境が変化してきたことから、今後の畜産情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、総合的な組織体制の整備を図るため、平成 15 年 7 月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会が統合し、当法人が発足した。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、畜産に関する国及び県の施策を補完的に遂行する組織として、国及び県と連携を図りながら、畜産に関する総合的な支援・指導事業を実施している。

当法人は、平成13年度に県が策定した「青森県における畜産関係団体の再編統合の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）に基づき、平成15年7月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会が統合し、発足したものであり、家畜衛生対策、畜産の技術及び経営に関する指導、肉用牛肥育経営安定対策、畜産環境保全対策など、畜産に関する広範な業務に取り組み、中長期にわたり総合的に支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織として機能強化が図られた。

基本的な考え方においては、さらに、社団法人青森県畜産物価格安定基金協会、社団法人青森県配合飼料価格安定基金協会、社団法人青森県養豚協会、青森県養鶏協会及び青森県草地畜産協会の5団体との統合が掲げられており、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書では「他の畜産関係5団体と統合し、生産、財務、マーケティングを総合的に支援する体制とすることを求める。」との提言を受けている。

このうち青森県草地畜産協会との統合については、現在、検討中であることを確認した。

また、社団法人青森県配合飼料価格安定基金協会、社団法人青森県養豚協会及び青森県養鶏協会との統合については、当法人からは、統合についての共通認識が整っていないため、具体的な検討を行っていないこと、所管課からは、会員の構成が当法人と相当異なること、この3団体は業務内容が特定の分野及び畜種に特化していること等から、早急な統合は難しい状況にあることについて回答があったところである。

社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との統合については、青森県公社等経営改革計画において、平成20年度に実施されることになっているが、昨年度、同協会について当委員会が点検評価を実施したところでは、同協会から当法人との統合について否定的な見解が示されており、その理由の一つとして当法人の経営状況が挙げられている。このため、当法人の経営改革を含む、同協会との円滑な統合に向けた条件整備の検討を所管課とともに行う必要がある。

(2) 経営状況

当法人が実施する事業の財源については、社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会、社団法人中央畜産会、地方競馬全国協会等からの補助金及び受託事業収入への依存割合が高いが、補助金及び受託事業収入が減少してきており、今後の見通しも不透明となっている。当法人の経営状況については、平成17年度の正味財産増減計算書によると、2,269万円の赤字となっており、事業別に見ると、家畜衛生対策事業が2,081万円の赤字、経営支援対策事業が383万円の赤字、その他の事業が195万円の赤字となっており、家畜衛生対策事業及び経営支援対策事業については、収支状況の改善が急務となっている。

平成17年度における職員人件費の補助金及び受託事業収入への依存度は、家畜衛生対策事業については約35%、経営支援対策事業については約87%となっており、補助金及び受託事業収入が減少してきており、今後の見通しも不透明であることを考慮すると、自主財源の確保が重要になってきている。このため、平成16年度青森県公社等点検評価委員会評価結果等報告書では「人件費の補助金への依存度が高い一方で補助金は削減される方向にあることから、自主財源の確保が重要であるが、現在検討されている財源確保のための経営診断による手数料の確保や予防注射事業の拡大などのアイデアについての実現可能性を調査し、スケジュールを含む具体案を策定してほしい。」との提言がなされていた。

これについては、青森県公社等経営改革計画によると、平成18年度及び平成19年度におい

て自主財源確保のための既存事業の見直し等及び具体案の策定を行い、平成20年度から具体案の実施による自主財源の確保を図ることになっている。また、公社等ヒアリングにおいては、新規の事業は人的にも難しいことから、家畜衛生対策事業について、家畜衛生対策等準備預金からの助成（平成17年度：1,899万円）を廃止し、自主防疫推進事業負担金を増額すること、また、畜産経営支援対策事業について、肉用肥育経営安定対策推進事業手数料の引上げを行うことを検討していることを確認したところである。

また、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書では、「経費削減等の経営合理化に努めること」についても提言がなされていた。

このことについては、事務所の移転により年間約50万円の経費削減を図るとともに、駐車場を確保したことにより利用者の利便性が向上したこと、平成17年度末をもって退職した職員の補充をせず、経費を節減したこと、経営状況を踏まえ、平成17年度及び平成18年度の定期昇給を中止したこと、今後の経営状況によっては、更に給与水準の検討を予定していることを確認したところであり、引き続き経費削減等の合理化に努めていくことを求める。

（3）業務執行状況

当法人の実施する事業は、自主事業が5、補助事業が6、受託事業が10となっており、補助事業及び受託事業が大半を占めているが、これは、畜産に関する国及び県の施策を補完的に遂行する組織としての当法人の役割を考慮すると、当法人がいうように「積極的に補助事業等に取り組んだ結果」であり、評価されるべきであろう。

当法人は、平成17年7月以後常勤役員がいない状況が続いているが、経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保に努め、当法人の経営基盤の強化を図っていくためには、トップマネジメントの強化を図る必要があると考える。なお、現在、常勤職員9名の体制により業務が行われているが、常勤の役員の配置に当たっては、現在の中・長期経営計画にあるとおり、常勤役員1名、常勤職員8名の体制とし、人件費の増加を招かないように留意すべきである。

平成16年度青森県公社等点検評価委員会評価結果等報告書では「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと。」との提言がなされていた。

これについては、「統合組織のお互いの業務内容を周知点検するため、收受文書、起案、支出伺い等を全職員に呈覧しており、結果的に内部監査と同等の機能が働いていると考えている。」との回答があったところであるが、より実効的な措置を講じるためには、内部監査制度の確立が必要である。青森県公社等経営改革計画では、平成18年度に内部監査規程を整備し、平成19年度から実施することとしているので、適切に実施することを望むものである。

4 当法人に対する提言

当法人が将来にわたって、畜産に関する国及び県の施策を補完的に遂行する組織として、国及び県と連携を図りながら、畜産に関する総合的な支援・指導事業を実施していくことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

（1）社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との円滑な統合に向けた検討

青森県公社等経営改革計画に記載されているとおり平成20年度の社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との統合が円滑に行われるよう、当法人の経営改革を含む統合に向けた条件整備の検討を所管課とともに行うこと。

（2）経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保

引き続き経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保に努め、経営基盤の安定化を図ること。

(3) 常勤役員の配置

当法人の経営基盤の安定化を図り、社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との円滑な統合に向けた検討を行っていくためには、トップマネジメントの強化を図る必要があることから、常勤役員を配置すること。なお、常勤役員の配置に当たっては、常勤役職員9名体制を維持し、人件費の増加を招かないように留意すること。

最後に、利用者の負担金及び手数料の引上げに当たっては、まず先に経費削減等の経営合理化に十分に努めることが必要である。経費削減等の経営合理化が不十分なままで安易に利用者の負担金及び手数料の引上げに頼るのでは、利用者の減少を招き、ひいては当法人の役割を適切に果たしえないことにもつながりかねない。経営合理化を行うためには、他の団体との統合により管理経費の負担を減少させるということも一つの方法であり、経営合理化のあらゆる努力をした上で、それでもなお不足する財源について利用者の負担を求めていくという姿勢で経営に当たることを望むものである。

2 - 6 社団法人青森県水産振興会

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	会長 植村 正治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課	
設立年月日	昭和 32 年 10 月 19 日	基本財産	24,270 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	12,000 千円	49.4%	
	八戸市	3,000 千円	12.4%	
	青森市	1,500 千円	6.2%	
	(株)八戸魚市場	750 千円	3.1%	
	むつ市	500 千円	2.1%	
	八戸みなと漁業協同組合	470 千円	1.9%	
	外ヶ浜町	410 千円	1.7%	
	青森県漁業協同組合連合会	300 千円	1.2%	
	青森県信用漁業協同組合連合会	300 千円	1.2%	
	青森県漁港漁場協会	250 千円	1.0%	
	組織構成	区分	人数	うち常勤
理事		16名	名	
監事		3名	名	
職員		名	名	
備考				
業務内容	水産要覧の作成、水産に関する功労者の選考および表彰 県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申等			
経営状況 (平成 17 年度)	当期収入	6,166 千円	(その他参考) 県からの補助金	
	当期支出	6,171 千円		593 千円
	(うち事業費	3,747 千円)		
	当期収支差額	5 千円		

2 沿革

本県水産業の総合的な発展を図るために、「北洋漁業振興会」を発展的に解消し、青森県水産業関係者の社会的・経済的地位の向上を図り、内外水産資源の培養、開発及び水産業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資する団体として昭和 32 年 10 月 19 日に青森県水産振興会が設立された。

当法人は、上記の目的を達成するため、定款上、次の事業を行うこととされている。

ア 水産に関する国内・国際問題の調査・研究及び対策樹立

イ 県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申

- ウ 水産に関する講習及び講話会の開催
- エ 水産に関する広報宣伝
- オ 会員相互の親睦及び情報の交換
- カ 水産に関する発明・発見の顕彰及び功労者の表彰
- キ その他当法人の目的を達するために必要な事業

3 課題と点検評価

(1) 役割

平成17年度包括外部監査結果報告書では、県が当法人に交付している水産振興会補助金について、「当補助金は昭和35年度より継続的に支出されてきたものである。形式的には単年度補助になっているが、事実上長期間にわたり継続的に支出されてきた。過去はともかく平成16年度の同振興会の状況は、事業費合計で290万円と僅少であり、管理費についても310万円のうち200万円は青森県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）への事務委託費である。私見では、このような団体に対して補助を継続することよりも、団体の存在意義を再検討し、県本体で実施できる事業であれば、そうした方が効率的である。事実、『青森県水産要覧』に記載されたデータの出所は青森県である。同団体には県も含めて出資した基本財産2千万円が眠っており、存廃を含めた議論が必要と考える。」との意見が出されている。

そこで、当委員会では、この意見を踏まえ、当法人の存在意義の有無の検討に重点を置き、点検評価を行ったものである。

当法人の近年の活動内容を確認したところ、当法人が主体的に実施している事業は、青森県水産要覧の作成（前記のエの事業）と青森県水産賞の授与（前記のカの事業）の2つだけであり、これら以外の事業は、すべて他団体が行う事業への協賛等（前記のキの事業）であった。

青森県水産要覧の作成については、平成17年度包括外部監査結果報告書において指摘されているとおり、そのデータはすべて県から提供されていることを確認したところであり、毎年度県が作成し、県のホームページに掲載している「農林水産業の動向」と同じような情報が掲載されていることを考慮すると、県から補助金の交付を受けて当法人が青森県水産要覧の作成を行うことにどの程度の意義があるのか疑問を持ったところである。他団体への協賛等については、そのほとんどが1団体当たり1～5万円の零細な支援となっており、その必要性について疑問を持たざるを得ない。

また、当法人は、県、沿岸市町村及び水産関係団体で構成される県内唯一の団体であることから、水産振興のための総合的な調整を行うという役割も期待されているところであるが、これについての明確な活動内容は確認できなかったところである。

(2) 経営状況

当法人が実施する事業の経費は、基本財産2,427万円の運用収入、市町村及び水産関係団体からの会費収入、県からの補助金、青森県漁業環境保全振興協会からの助成金により賄われている。

会費収入については、市町村合併や魚価の低迷、水揚げ不振等により年々減少しているほか、県の補助金も逡減している。その一方で、青森県漁業環境保全振興協会からの助成金が増加しており、会費収入と県補助金の減少を補っていることが確認されたところである。

当法人は、支出に占める管理費の割合が高いことから、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、「管理費の削減に努めること」を提言されていたところであり、当法人においても支出に占める管理費の割合を50%以下にすることを目標としていたところであるが、平成17年度に管理費を大幅に削減し、目標を達成している。

管理費が大幅に減少した理由は、県漁連に対する業務処理に係る委託料を200万円から100万円に減額したことである。

(3) 業務執行状況

当法人には常勤の役員がおらず、また職員も配置されていない。そのため、当法人と県漁連との業務委託契約に基づき県漁連の職員2名が当法人の業務を行っている。

当法人からは、事業にできるだけ多くの予算を配分するため、常勤の役員及び職員を配置していないとの説明があったが、当委員会としては、「青森県水産業関係者の社会的・経済的地位の向上を図り、内外水産資源の培養、開発及び水産業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資する」という目的を掲げる法人がその目的の達成に必要なと考えられる常勤の役員及び職員を一人も置いていないことについて強い疑問を持ったところである。

確かに、当法人の予算規模が600万円程度であることを考慮すると、常勤の役員及び職員を配置することは困難である。そしてまた、その予算規模では、当法人の目的の達成に必要な事業を行うことも難しいであろう。

このように、現在の当法人は、限られたごくわずかな財源の中で、常勤の役員及び職員を必要としない、効果の低い事業を実施しているに過ぎず、当法人の存在意義は極めて小さいと言わざるを得ない。当委員会としては当法人を廃止するべきであると考えます。

4 当法人に対する提言

当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 当法人の廃止の検討

当法人の存在意義は極めて小さいことから廃止を検討すること。

最後に、当法人は結論を先延ばしすることなく、提言について早急に検討を行うことを望むものである。また、県所管課においても、当法人に対して適切な対応を行うことを期待する。

2 - 7 社団法人青森県栽培漁業振興協会

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 西崎 義三	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課
設立年月日	昭和62年4月1日	基本財産	804,428千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	青森県		273,000千円
	沿岸市町村(22)		270,000千円
	漁業協同組合等(57)		261,428千円
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	20名	1名
	監事	3名	名
	職員	7名	6名
			県OB1名
業務内容	水産動植物の種苗(種卵を含む。)の生産、育成、放流及び配布、水産動植物の種苗量産技術の改善、水産動植物の放流による効果調査、栽培漁業に関する普及啓発等		
経営状況 (平成17年度)	当期収入	165,037千円	(その他参考) 県からの補助金 46,936千円 県の土地・施設等使用料に係る減免試算額 63,725千円 県からの受託事業収入 4,207千円
	当期支出	157,874千円	
	(うち事業費	97,555千円)	
	当期収支差額	7,163千円	
	当期正味財産増減額	5,371千円	

2 沿革

漁業を取り巻く内外の厳しい諸情勢のもとにあって、本県漁業の21世紀に向けた飛躍的な発展を図るためには、本県沿岸・沖合海域を最大限に利用した「つくり育てる漁業」を積極的に推進することが最も重要な課題であった。

そこで、沿岸漁業の中で主要な魚種であるヒラメについて、県、市町村、漁業団体、漁業協同組合及び漁業者が一体となって栽培漁業化を進めるため、昭和62年4月に当法人が設立された。

当法人は、全国初の試みとして、県、市町村及び水産業界が3分の1ずつ出資するとともに、漁獲金額の3%を漁業者が拠出し、運営費に充てるという協力体制で発足し、栽培漁業の全国的モデルとなった。

平成13年11月からは、財団法人青森県栽培漁業公社のアワビ栽培事業を引き継ぎ、アワビの種苗生産及び販売を併せて行っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「栽培漁業の振興に必要な事業を行い、水産動植物の資源の増大と本県沿岸漁業の安定的発展に寄与する」ことを目的に設立され、現在では、主にヒラメとアワビの栽培事業を行っている。

当法人は、県内で唯一、放流効果実証事業(県が定める魚種の種苗の放流等を行うことにより、

漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対し普及する事業)を実施する者として沿岸漁場整備開発法による知事の指定を受けている団体である。放流効果実証事業は、「県が試験的な段階のものとして実施する放流等」と「漁業協同組合等が本格的な経済事業として実施する放流等」との中間的なものとして位置付けられており、公的性格を有する事業である。

県は、放流効果実証事業の対象とすべき魚種としてヒラメ及びマコガレイを定めているが、現在、当法人が放流効果実証事業を行っているのは、ヒラメだけである。ヒラメについては、現段階では、種苗の生産及び中間育成の省力化及びコストの低減、放流後の資源管理体制の確立等の課題が残されており、栽培漁業の本格的な事業化まで至っていない。

公社等ヒアリングにおいては、当法人から本県におけるヒラメ漁獲の推移が示されたところであり、当法人がヒラメの放流を開始する前後において500トン前後で推移していた漁獲量が平成7年以後は1,000トン前後で推移するようになっており、当法人による放流が一定の成果を上げていると推測される。

(2) 経営状況

ヒラメの栽培事業に要する経費については、県、市町村及び水産業界が3分の1ずつ出資した約8億円の基本財産の運用益とヒラメの水揚げ金額に応じた漁業者からの負担金で賄うこととして事業がスタートしたが、超低金利下にあつて基本財産の運用益が当初の想定額を大幅に下回っているとともに、ヒラメの価格が低迷しており、漁業者からの負担金も当初の想定額を大幅に下回っていることから、ヒラメの栽培事業については、現在のところ県からの補助金の交付が必要となっている。

また、アワビの栽培事業に要する経費については、アワビ稚貝の販売収入と県からの補助金で賄うこととして事業がスタートしており、現在もそのしくみは変わっていない。

このように、ヒラメ及びアワビの栽培事業は、県の補助金の交付を受けて実施されているが、平成16年12月に改定された青森県行政改革大綱では当法人の「経営の自立・独立化」が謳われたところであり、青森県行政改革実施計画では「経営の自立・独立化」を平成19年度に達成することとしている。

当委員会では、平成17年度及び平成18年度と2年にわたつて、当法人の「経営の自立・独立化」が達成されるよう、厳しい視点から点検評価を行ったところであるが、超低金利とヒラメ価格の低迷が続いていることの2つの外部的要因により、「経営の自立・独立化」が県の補助金の廃止を意味するとすれば、平成19年度の達成は、現時点では非常に困難と理解したところである。

当法人は、平成17年度に県から4,694万円の補助金の交付を受けており、平成18年度も3,517万円の補助金が必要となっている。また、県の補助金が廃止された場合、平成19年度は、3,320万円の赤字となる見込みであることが示された。

当法人が経営の自立・独立化を図るために行ってきた経営努力については、昨年度の報告書にも記述したところであるが、改めて整理すると、

経費の削減について、平成9年度と平成18年度(見込み)を比較すると、

ア 事業費については、委託契約の見直し、見積入札業者の新規参入、光熱費の削減、薬品費の単価入札の実施等により、30.7%の削減(15,220万円 10,555万円)

イ 人件費については、県職員の派遣廃止、寒冷地手当の廃止、給与・賞与の見直しにより、40.8%の削減(8,043万円 4,763万円)

ウ 人件費を除く管理費については、印刷費、火災保険、電話回線、新聞・雑誌購読、プロパンガス及びコピー機の見直し、構内の除雪委託の廃止、所内暖房方法の改善等により、63.1%の削減(1,475万円 544万円)

となっている。事業費については、水槽の水の加温に用いるA重油の高騰により平成17年度の

燃料費は前年度に比べ約 800 万円増加しており、削減率が低下しているとの説明があった。また、人件費については、他の公社等に先駆けて平成 17 年度に給料月額 10% の削減を実施していたが、昨年度の報告書において「さらなる人件費の見直し」が提言されていることを受けて、平成 18 年度は、さらに給料月額の平均 4.8% の削減と賞与の約 1.4% 削減を実施しているところである。

また、収益の向上を図るため、

ア 平成 15 年度にヒラメに係る漁業者負担金 4% から 5% に引上げ

イ 平成 18 年度にアワビの販売単価を 1mm 当たり 2.205 円から 2.4 円に引上げ

ウ 平成 17 年度から新魚種（ナマコ、コンブ、キツネメバル等）の種苗生産・販売

を行っている。ヒラメに係る漁業者負担金 5% 及びアワビの販売単価 1mm 当たり 2.4 円は、全国で最も高い水準となっており、現行水準への引上げを行う際になかなか漁業者の理解を得られなかったことから、さらなる引上げを行うことは漁業者の理解を得られない、との説明を受けたところである。また、新魚種の種苗生産・販売については、平成 19 年度で 216 万円の利益が見込まれているが、現状の施設を利用しながら行っているため、これが限度との説明を受けた。

また、アワビの栽培事業を廃止した場合の経営状況についても確認したところであるが、ヒラメの栽培事業との共通経費がアワビの栽培事業会計に計上されており、アワビの栽培事業を廃止するとその分をヒラメの栽培事業会計で負担することになることから、アワビの栽培事業会計の赤字分が減少するわけではないとの説明があった。

アワビの栽培事業を廃止し、空いた水槽で別なものを栽培した場合の経営状況については、可能性があるとすれば、ナマコを栽培することが考えられるが、ナマコについてはまだ技術的に問題があり、アワビだと 1 水槽 100 万円くらいの収入になるが、ナマコはその 10 分の 1 程度の収入にしかならず、生産性が非常に低い状況にあり、ナマコ単独では採算が合わないこと、現在は、水槽の上の方でアワビを、下の方でナマコを飼育し、一緒に生産しているため、ナマコについても採算があっていること、が回答されたものである。

当法人では、他から小さいアワビを買ってきて、一定期間置いてから売ることも検討したが、種から 1 年間飼育し、売る、そして、売りながら次の種苗を生産していく、という現行のやり方が施設の運営上一番合理的な方法だという結論に達した、との報告があった。

また、水槽の水をボイラーで加温しているが、A 重油が高騰していることから、冬場は最低限までしか水温を上げないようにボイラーをあまり焚かないように抑えていること、また、あまり抑えると今度は成長が悪くて売れなくなり、そのバランスが難しいことについて報告があった。さらに、水槽の水を加温する方法についても、より熱効率の良い方法はないか検討した内容について説明があった。

公社等ヒアリングにおいては、当法人に対し、経費の削減及び収益の向上に関するいろいろな提案を行ったが、いずれも既に検討されており、当法人は、経営の自立・独立化に向けて真剣に取り組んでいるとの印象を受けた。

当法人からは、「できることはすべて行ってきており、人件費及び事業費について他の公社等よりも努力してきたと思っているが、それでも現状では独立採算というのは難しい状況にあるため、金利が上昇し、ヒラメに係る漁業者負担金が回復するまで『経営の自立・独立化』は待っていただきたい。」との説明があったところであり、平成 19 年度の「経営の自立・独立化」を行うかどうかは最終的に県が判断すべきものであるが、当委員会としては、「経営の自立・独立化」を目標として行ってきた当法人のこれまでの取組について十分理解するものである。

なお、当委員会は、仮に平成 19 年度の「経営の自立・独立化」が達成できなかったとしても、引き続きこれまで取り組んできた経営努力については継続する必要があると考えている。現在の中・長期経営計画は、平成 16 年 8 月に策定されたものであるが、その後に青森県行政改革大綱が改定され、当法人について「経営の自立・独立化」が掲げられたことにより、県の補助金の削

減が大幅に進み、また、当法人の経営努力により人件費及び事業費の削減が大幅に進んでいることから、現在の中・長期経営計画と平成17年度決算額とでは乖離が大きくなっている。そのため、現状に沿った新たな中・長期経営計画の策定が必要である。

(3) 業務執行状況

ヒラメの栽培事業については、平成17年度において、ヒラメ種苗290万尾を生産し、放流した。また、アワビの栽培事業については、平成17年度においてアワビ稚貝74.9万個を販売するとともに、平成18年3月末現在でアワビ稚貝131.7万個を飼育している。経費の削減に取り組みつつも、当法人の業務が適切に行われていることを確認した。

昨年度の報告書において、「当法人及び所管課は、栽培漁業の意義、当法人の役割、経営状況、経費節減及び収益向上に関するこれまでの取組といった事項をホームページ等により積極的に県民に情報提供し、当分の間、県からの補助金（＝県民の負担）が必要となっていることについて、県民に理解を求めていくべき」との考えを示したところであるが、全国公益法人協会の公益法人情報公開サイト（<http://www.koueki.jp/disclosure/a/aomori-saibai/>）において定款、役員名簿、会員名簿、事業報告書、決算書、事業計画書及び収支予算書が公開されていることを確認したところであり、評価したい。

また、平成17年度においては、常勤役員による月例経理チェックを毎月1回実施しているが、内部監査規程は定められていなかったことから、昨年度の報告書において「内部監査規程を定め、当該規程に基づいて内部監査を実施する仕組みを作っておく必要がある」との考えを示したところ、平成17年度末に内部監査規程を定め、平成18年度から同規程に基づいた内部監査を実施しているとの回答があったので、評価したい。

4 当法人に対する提言

当法人が「栽培漁業の振興に必要な事業を行い、水産動植物の資源の増大と本県沿岸漁業の安定的発展に寄与する」という役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 経費の削減及び新魚種の種苗生産による収入の増加に向けた努力の継続

金利の上昇及びヒラメに係る漁業者負担金の回復により収入が一定程度増加するまでは経営の自立・独立化は困難な状況にあるが、引き続き経費の削減及び新魚種の種苗生産による収入の増加に努めること。

(2) 現状に沿った新たな中・長期経営計画の策定

現在の中・長期経営計画の策定後に青森県行政改革大綱に当法人の「経営の自立・独立化」が掲げられたことにより、計画より県の補助金並びに人件費及び事業費の削減が大幅に進んでいることから、現状に沿った新たな中・長期経営計画を策定すること。

最後に、当法人の今後の経営については、金利の上昇及びヒラメに係る漁業者負担金の回復という外部的要因に期待するところが大きいですが、これまでの当法人の取組は十分に評価されるべきであり、今後もこれまでの経営努力を継続していくことを願います。

2 - 8 むつ小川原石油備蓄株式会社

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 原 宗一	県所管部課名	エネルギー総合対策局
設立年月日	昭和54年12月20日	資本金	50,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	東燃ゼネラル石油株式会社	20,000千円	40.0%
	青森県	17,500千円	35.0%
	東北電力株式会社	5,000千円	10.0%
	株式会社ジャパンエナジー	2,500千円	5.0%
	コスモ石油株式会社	2,500千円	5.0%
	新日本石油株式会社	2,500千円	5.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	3名	3名
	監事	1名	名
	職員	110名	110名
業務内容	むつ小川原国家石油備蓄基地の操業に係る業務の受託及び付帯関連する一切の事業		
経営状況 (平成17年度)	営業収益 4,852,562千円 営業利益 56,932千円 経常利益 57,992千円 当期純利益 46,402千円	(その他参考) 県への配当金 5,250千円 (1株につき3,000円)	

2 沿革

第一次エネルギーに大きな割合を占め、かつ、そのほとんどを輸入に頼る石油の安定供給の確保は、我が国の最重要課題のひとつであった。政府は昭和50年12月に石油備蓄法を公布し、民間石油企業に90日分の石油備蓄を義務付け、備蓄を進めたが、さらに国自らが備蓄を行うことになり、昭和53年6月に「石油開発公団」を改組し、国家石油備蓄の推進機関として「石油公団」が誕生した。

石油公団は、昭和54年10月にむつ小川原国家石油備蓄基地の建設を決定し、基地の建設と操業を担うための第一号の石油備蓄会社として、昭和54年12月に「むつ小川原石油備蓄株式会社」が設立されるに至った。

当法人が設立してから約20年が経過した後、平成13年12月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、備蓄事業の国直轄化(国家備蓄原油、国家備蓄施設・土地の国有化等)、石油公団の廃止、金属鉱業事業団との統合及び国家石油備蓄会社の廃止が決定された。石油公団が所有していた「国家備蓄石油」が国へ移管され、平成16年2月29日に石油公団及び金属鉱業事業団

を承継した「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」（以下「JOGMEC」という。）が発足した。

JOGMECは、国との委託契約に基づき、国家備蓄石油の統合管理業務を行うこととなり、さらにむつ小川原石油備蓄株式会社は、JOGMECからむつ小川原国家石油備蓄基地操業を委託される操業受託会社になり現在に至っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、JOGMECからむつ小川原国家石油備蓄基地の操業に係る一切の業務を受託しており、基地に保管されている489万キロリットルの原油を緊急事態の際に払出できる体制の維持を役割として担っている。一方、国家石油備蓄事業は、地域住民の理解の上に成り立っていることから、安全確保と環境保全を第一とした事業遂行に努めるとともに、地域との共生を図り地域に貢献することも当法人の大きな役割であるとする。

当法人においても、このことは十分に認識しているところであり、中・長期経営計画書において、「緊急事態に備えて万全の原油払出体制を維持しつつ、安全確保と環境保全を第一に確実に効率の良い業務運営を行い、併せて地域との共生を図る」ことを経営目標として掲げている。

当委員会ではこの経営目標を踏まえ、特に「地域との共生」に主眼を置き点検評価を実施したところである。

(2) 経営状況

当法人は、収入のほぼ全てがJOGMECからの業務委託料となっている。

平成16年度の委託料収入は51億6,810万円、平成17年度が48億5,256万円であったが、平成18年度は目標値を66億2,365万円としており、委託料が大幅に増加する見込みとなっている。この理由については、平成18年度は修繕保全費や改良更新費用、燃料代等の各種費用が増加するが、その経費が委託料に含まれているためであるとの説明があった。

当法人は株式会社であることから利潤の追求を経営目的としているが、利益の確保については、JOGMECからの委託料を積算するに当たり、費用を基に適正と判断される利益率等を加味しているということである。営業報告書を見ると当期純利益は、平成16年度に5,991万円、平成17年度は4,640万円となっており、健全な経営状態であることが確認できた。

また、利益について、平成16年度は1株につき5,000円、平成17年度は1株につき3,000円の配当を実施しており、株主である青森県の財政にも寄与している。株主への配当については、「青森県公社等経営改革計画」において当法人の平成17年度の実施項目に挙げられているが、前述のとおり平成16年度から前倒しして実施していることを評価したい。

今後の経営見通しについては、国家石油備蓄事業の公益性、重要性に変化がなく、JOGMECから引き続き基地の操業を受託できることが確実であり、かつ、景気に左右されない事業であることから、安定的な収入の確保について、当面、大きな不安材料はないものと考えられる。ただし、JOGMECも独立行政法人であることから将来的にコスト管理が厳しくなり、委託料の引下げを図ってくることも想定しておかなければならない。当法人においても経費の節減に努めているということだが、収入のすべてをJOGMECに依存していることから、委託料の削減も念頭に、引き続き経費の節減に努力していただきたい。

(3) 業務執行状況

職員は110名が常勤しており、そのうち、32名が東燃ゼネラル石油株式会社からの出向で、残る78名が地元雇用ということである。職員の年齢構成を見ると50代以上が44名となっており、かなりの割合を占めていることを踏まえ、今後5年間の退職予定者数と採用予定者数を確認したところ、44名のうち、退職の対象外である出向者を除くと16名となっており、そのう

ち平成23年までに定年(60歳)を迎える職員は4名で、要員補充のための採用も4名を予定しているとの回答であった。ただし、当法人では本年度から定年退職者の再雇用制度を実施しており、退職者が再雇用される場合は新規採用が繰り延べとなるということである。

定年退職者の今後の見込みと再雇用との兼ね合いもあるが、継続的な地元雇用、特に新卒者の採用に努めていただくことを期待する。

地元調達について、具体的にどういうものを青森県内から調達しているのか説明を求めたところ、タンクの補修工事、塗装、検査等が非常に多く、そういった業務の下請けで県内企業がかなり入っているほか、敷地の植樹の世話などは100%県内業者が行っているということであった。一方、機械類や計装機器類は、ほとんど県外の大手企業から調達しているということである。県内企業から塗装の一次請負をやりたいという希望があるということであるが、安全管理の体制、能力、施工管理能力等の観点から県外調達としており、県内企業にそういった能力を積んでもらえれば活用したいということであった。業務の性格上、安全管理面や品質面などにおいて十分な配慮が必要であるため、発注に際して厳しい条件が付けられることは理解できる。当法人は、地元企業に対して調達条件の概要を説明するなど啓蒙を図るとともに、その条件が満たされた場合には、引き続き地元調達の拡大について配慮いただくことを望むものである。

当法人の業務執行において最も重要なことは、安全確保と環境保全を第一に業務運営を行うことであり、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書においても「安全管理のため職員のモラル向上、プロパーと出向職員との融合を図り、今後ともモラルアップ・スキルアップを継続してほしい。」と提言したところである。この点について、環境及び安全衛生マネジメント・マニュアルを整備・運用したほか、国家備蓄石油緊急放出訓練を実施するなどスキルアップに努め、また平成16年10月に企業行動指針を制定し、全従業員に周知徹底して倫理の徹底を図るなど、確実に取り組んでいることが確認できた。平成17年度末には無災害記録293万時間を達成したということであり、今後もこの取組を継続し、併せて防災に関する情報公開などPRにも努めていただきたい。

4 当法人に対する提言

当法人が、より一層地元経済の振興に貢献するために、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 継続的な地元雇用

継続的な新規の雇用、特に地元の新卒者の採用に努めること。

(2) 地元調達の拡大

地元企業に対して調達条件の概要を説明するなど啓蒙を図るとともに、その条件が満たされた場合には、引き続き地元調達の拡大に努めること。

最後に、当法人は六ヶ所村の基地内に本社を置いて地域に根ざした企業運営を行ってきており、今後も地元経済の振興のために大きく貢献することを期待するところである。

2 - 9 財団法人青森県育英奨学会

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 工藤 幸七郎	県所管部課名	教育庁 県立学校課
設立年月日	昭和54年11月1日	基本財産	2,500千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	青森県育英奨学会		1,500千円
	青森県		1,000千円
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	12名	名
	監事	2名	名
	職員	9名	3名
業務内容	学資の貸与、学生寮の維持管理、学生寮入寮生の生活指導		
経営状況 (平成17年度)	当期収入	820,688千円	(その他参考) 県等からの補助金 353,118千円
	当期支出	809,360千円	
	当期収支差額	11,328千円	
	当期正味財産増減額	351,806千円	

2 沿革

昭和31年に国から東京都小平市にある旧陸軍経理学校の建物と土地の払下げを受け、青森県直営の学生寮が設置された。その後、建物の老朽化に伴う建替えに当たり、昭和54年に「財団法人青森県学生寮」が設立され、同財団が銀行から建設費を借入れし、昭和56年に現在の学生寮に全面改築された。

また、昭和58年に青森銀行が40周年を記念して県に寄付した1億円と県の1億円を合わせた2億円で大学奨学金貸与事業を実施することとし、名称を「財団法人青森県育英奨学会」に変更した。

さらに、国の行政改革により日本育英会が廃止され、高校奨学金貸与事業については、平成17年度入学者から各都道府県に移管されることとなり、本県においては、当法人が行うこととなった。

なお、大学奨学金貸与事業については、平成2年度、平成4年度、平成7年度及び平成11年度に県の補助金の交付を受けて実施してきたが、今後、県からの補助金は困難な状況にあることから、平成17年度から貸与人員を130人から90人に減少し、事業を継続している。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し学資を貸与し、及び学生寮を利用させる等必要な援助を行い、本県及び国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与する」ことを目的としており、東京都小平市にある青森県学生寮(定員100名)の管理運営事業、大学奨学金貸与事業及び高校奨学金貸与事業を実施している。

平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、「学生寮管理運営事業については、現時点では引き続き入寮生の確保・経費節減等に努めてほしいが、将来的な学生寮を取り巻く環境の変化が想定され、また、地域が東京都内に限定されること等を踏まえて、青森県として長期的な視点から、県の関与廃止も含めて問い直す必要がある。」と提言されているところであり、学生寮の運営について廃止を含めた検討を行うよう求められていた。

所管課からは「学生寮の廃止については、まだ検討していない」との回答があったが、数年後に必要となる大規模改修は、当法人の財源だけでは不可能であり、県からの助成が必要不可欠である。しかも、現在のように東京都以外の各地域に様々な大学が設立されている状況下において、東京都の大学に入学している者にのみ特別に学生寮を提供することに県の施策上どれだけの意味があるのかという疑問もある。

したがって、学生寮の管理運営事業については、大規模改修が必要となる前に学生寮の廃止を含めて検討すべきであると思われる。

(2) 経営状況

当法人が実施する学生寮の管理運営事業、大学奨学金貸与事業及び高校奨学金貸与事業は、それぞれ別会計で経理されている。

学生寮の管理運営事業については、基本的に入寮費収入（年1回3万円）及び寮費収入（月額2万8千円）で賄われており、平成17年度決算について見ると、正味財産増減計算書では296万円の赤字となっている。

大学奨学金貸与事業については、奨学金の原資及び事務費とも既に貸付けしている奨学金の返還金収入により賄われている。

高校奨学金貸与事業については、奨学金の原資は国の補助金（平成17年度：3億4,766万円）、事務費は県の補助金（平成17年度：545万円）で賄われている。

(3) 業務執行状況

学生寮の管理運営事業については、既に述べたように、基本的に入寮費収入及び寮費収入で賄われるしくみとなっている。したがって、平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、「引き続き入寮生の確保・経費節減等に努めてほしい」と提言されており、当委員会でも、公社等ヒアリングにおいて、入寮生の確保及び経費節減の状況について確認したところである。

入寮生の確保の状況については、平成17年度は約93%、平成18年度も4月から8月までの状況では約93%の入寮率となっていることが確認された。

また、経費節減の状況については、

ア 電気料金について、平成18年2月に東京電力との契約種別を「業務用電力」から「業務用季節別時間帯別電力」に変更したことにより、年間約23万8千円の節減を予定していること。
イ 修繕費について、小修繕をシルバー人材センターに依頼したり、寮長が行ったりしたことにより、年間約10万円の節減を図ったこと。

ウ 電話使用料について、平成17年7月に契約会社を変更したことにより、年間約4万5千円の節減を予定していること。

エ 振込手数料について、銀行振込手数料を業者の負担になるよう交渉したことにより、年間約2万円の節減を図ったこと。

が確認されたところであり、さまざまな取組を行っている点については評価したい。

学生寮の管理運営事業は、平成17年度決算で296万円の赤字となっていることから、入寮生の一層の確保を図り、今後とも引き続き経費削減に努めるとともに、入寮費及び寮費の見直しについても検討すべきである。

また、学生寮については、耐震基準には適合していないが、耐震性に問題はないこと、学生寮

の修繕計画については、今後予定されるものは寮内部の大規模改修であるが、小規模な改修工事を毎年度行っており、大規模改修は数年後と考えていることについて報告があった。

学生寮の管理運営事業に係る一般会計においては、平成17年度末で9万円(3名)の入寮費及び163万円(3名)の寮費が未収になっており、これらについては、電話等により督促を行っているが、回収が進んでいない。したがって、滞納者の支払能力を確認し、支払能力があると認められる場合には、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起(民事訴訟法第368条以下)、支払督促の申立て(民事訴訟法第382条以下)など、より実効性の高い措置を講じることを含め、債権回収の方策を検討することが必要である。

大学奨学金貸与事業については、平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書において、「近年の経済不況の影響を受けて奨学金の未収額は若干増加している。適正な回収に努めて欲しい。」と提言されている。

平成17年度の奨学金の回収率は、95.7%で前年度に比べ1.2%低下しており、平成17年度末の未収返還金は、1,456万円で前年度末に比べ約20%増加していることが確認された。その原因として、本人が就職できない、給料が低い、親も低所得、失業中等が多くなっているとの報告があった。また、未収が発生する一番の要因は、行方不明であるとの回答もあったところである。

公社等ヒアリングにおいては、3か月以上延滞した場合は、電話連絡をしたり、納付通知書を送付したりして返還指導を行っており、適正な回収に努めている、との回答があったが、回収率が低下し、未収返還金が増加していることは、現在の取組が十分な効果をあげていないことを示している。真にやむを得ない事由によって奨学金の返還が困難な場合等には、返還猶予が認められる制度もあることから、滞納者に対し、この制度を十分に周知した上で相談に応じることも必要である。また、返還猶予の要件に該当しない返還能力のある滞納者に対しては、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起、支払督促の申立てなど、より実効性の高い措置を講じることを含め、債権回収の方策を検討することが必要である。

高校奨学金貸与事業については、現在、臨時職員2名の体制で行っているが、平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、「『日本育英会』が行っていた高等学校奨学金事業については、国の行政改革により平成17年度入学者から本法人が行うこととなっていることから、業務量の増大に伴う組織、業務管理体制の整備に万全を期してほしい。」と提言されている。

このことについて、所管課からは、旧日本育英会の青森県支部は、正職員3名で奨学生の採用、異動等に関する事務を行っていたほか、銀行への振込み、印刷等の発注、返還・督促は、東京の本部で行っていたことから、高校奨学金の返還が本格的に開始する平成21年度以後は、正職員2名、臨時職員1名の体制で実施していきたい、との説明があった。

日本育英会が高校奨学金貸与事業を実施していた時の回収率は全国ベースで約70%であるとの回答があったが、当法人の高校奨学金貸与事業の回収率もこれと同程度で推移すると、奨学金の原資が遠からず不足してしまうのではないかとということが懸念されるところである。

したがって、当法人に対しては、国からの補助金及び奨学金の回収状況についての見込みを立て、高校奨学金貸与事業の将来的なシミュレーションを策定することを求めたい。また、併せて高校奨学金の返還が本格的に開始する前に債権回収の体制及び方策について検討する必要がある。

平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書において提言されている内部監査の制度確立と実施・強化については、平成17年度に「内部監査に関する規程」を制定し、年2回の内部監査を実施しているとのことであり、評価したい。

4 当法人に対する提言

当法人が今後とも県内のできるだけ多くの生徒及び学生に奨学金を貸与すること等により、本県及び国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 学生寮の入寮生の確保、経費節減及び入寮費・寮費の見直し並びに廃止を含む事業の検討

学生寮の管理運営事業について、入寮生の一層の確保を図り、引き続き経費節減に努めるとともに、入寮費及び寮費の見直しを検討すること。また、学生寮の大規模改修が必要となる前に、学生寮の廃止を含めた検討を行うこと。

(2) 未収金に係る債権回収の強化

学生寮の管理運営事業に係る未収の入寮費及び寮費並びに大学奨学金貸与事業に係る未収返還金及び未収延滞金については、滞納者の支払・返還能力を確認の上、支払・返還能力があると認められる滞納者に対し、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起、支払督促の申立てなど、より実効性の高い措置を講じることを含め、債権回収の方策を検討すること。また、高校奨学金貸与事業についても、高校奨学金の返還が本格的に開始する前に債権回収の体制及び方策について検討すること。

(3) 高校奨学金貸与事業の長期的収支計画の策定

高校奨学金貸与事業については、長期的に継続して実施することができるかについて懸念されることから、長期的な収支計画を策定すること。

最後に、学生寮は、数年後には大規模改修が必要となること、また、地域が東京都内に限定されていること等からその必要性を検討する時期に来ていること、また、高校奨学金貸与事業については、長期的な収支見通しを検討する必要があることから、長期的な視点で当法人のあり方について検討することを求めたい。

2 - 10 財団法人暴力追放青森県民会議

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	会長 三村 申吾	県所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課			
設立年月日	平成4年4月23日	基本財産	715,000千円			
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率		
	青森県		460,000千円	64.3%		
	青森銀行		30,000千円	4.2%		
	みちのく銀行		30,000千円	4.2%		
	日本原燃(株)・電機事業連合会		30,000千円	4.2%		
	青森競輪場		20,000千円	2.8%		
	青森市		19,287千円	2.7%		
	八戸市		16,049千円	2.2%		
	弘前市		11,657千円	1.6%		
	(株)東北電力青森支店		10,000千円	1.4%		
	みちのく会(大手建設会社)		5,200千円	0.7%		
組織構成	区分			人数	うち常勤	備考
	理事			22名	1名	県OB1名
	監事			2名	名	
	職員			3名	3名	うち、相談員2名
業務内容	暴力追放啓蒙事業、暴力相談事業、被害者救済事業、組織離脱支援事業、不当要求防止責任者講習の実施、少年に対する暴力団の影響を排除する活動					
経営状況 (平成17年度)	当期収入	29,734千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,050千円			
	当期支出	24,994千円				
	(うち事業費	13,368千円)				
	当期収支差額	4,740千円				

2 沿革

昭和60年頃、暴力団の対立抗争事件が全国各地で多発し、広域暴力団が本県にも進出するなど、活発化する暴力団の活動に対する県民の危機感を背景に、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進する目的で、昭和62年に当法人の前身である「暴力追放青森県民会議」が設立された。

暴力団による県民や県内企業を対象とした不当行為が増えるにつれ、相談活動等を恒常的に推進する必要が生じてきたこと、また、平成4年3月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の施行を機に基盤充実を図る必要があるとの判断から、前記「暴力追放青森県民会議」を発展的に解消して平成4年4月23日に現在の「財団法人暴力追放青

森県民会議」を設立するに至った。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、暴力団対策法の規定に基づき、公安委員会から本県において唯一「暴力追放運動推進センター」として指定された法人であり、同法に規定される事業を行うものとされている。主な事業としては、以下のようなものがある。

- ・暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- ・暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- ・公安委員会の委託を受けて責任者講習を行うこと。
- ・暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。

上記の事業を実施することにより、県民の暴力団追放意識と暴力追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立し、暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することが当法人の役割である。

(2) 経営状況

当法人の事業資金は、基本財産7億1,500万円の運用収入と賛助会費及び寄付金で賄われている。

基本財産はすべて青森県債を購入して運用しており、その内容は、平成8年3月に3億5千万円(年利3.38%)、平成13年5月に4億円(年利1.42%)、平成17年5月に1億6千万円(年利1.3%)となっている。当法人によると、このうち、平成8年3月購入の3億5千万円が平成18年3月31日に満期となったため、現在、残りの2つの県債で運用を行っているが、金利の高い県債による運用がなくなったことにより、平成17年に1,386万円あった運用収入が、平成18年度は682万円と大幅に減少する見込みであるとのことであった。

現在は、満期となった県債の償還金などにより2億2,700万円の銀行定期預金があり、この預金を運用すれば、厳しい状況が若干ではあるが改善されることから、この点について確認したところ、「10年ものの国債を購入したいと考えていたが、金利動向を踏まえ、今のところは購入を控えている。今後の利率変動を見ながらなるべく利率の高いものを購入したい。」との回答があった。

ゼロ金利が解除され、いずれ高利率の商品が出てくることを期待しての判断だと考えられるが、経済動向を踏まえながら適切に運用を行っていただきたい。

一方、賛助会費収入については、平成15年度1,300万円、平成16年度1,517万円、平成17年度1,421万円と推移している。16年度から17年度にかけて減少しているのは、賛助会員数が減ったためではなく、経営悪化のため大口の会員から会費が得られなくなったためであるとの説明があった。このように経営悪化を理由に退会や口数を減らす会員が多く、賛助会費も安定した収入源となっていないことが問題として認められた。

賛助会員の加入促進の取組について、本来であれば、当法人の事業活動が広く県民や企業に浸透し、その活動に対する賛同により会員が増えていくことが望ましいことから、当法人の活動についてPRをしつつ、加入の働きかけを行うように心がけてもらいたい。

また、相談に訪れた方、弁護士、暴力団対策等に関心を持っている方や講演を頼まれた方に加入の働きかけをしているということであり、こうした活動も引き続き行っていただきたい。

基本財産運用収入、賛助会費収入のいずれも問題を抱えており、事業資金の確保が危ぶまれるが、この点については、当法人から「賛助会員の拡大に努めるとともに約1,000万円の繰越金があるので、それを充当していく。」と説明があった。この繰越金は、基本財産運用収入が大

大きく減少することを見越して計画的にストックしてきたということであるが、予算を見て気づくのは、次期繰越収支差額がゼロになるような組み方をしていることである。予算上は前期繰越収支差額を含めてすべて事業化し、次期繰越収支差額をゼロにしているが、この方法だと実際にかかる経費よりも多くの予算が割り当てられることになり、予算執行の目標とならなくなる。

当法人によると、従来からこの方法でやってきており、予算上すべて使い切らなければならないものと認識していたということであるが、繰越金はあって良いし、繰越金を増やしていく計画なのであれば、実態に合わせてそのように予算を組むことが望ましい。

(3) 業務執行状況

当法人の組織体制は、専務理事1名、相談員2名、経理事務員1名の計4名となっている。東北各県や同等規模県の人員も4名であり、妥当な人員であると認められる。理事、評議員の人員については、平成18年5月に、理事について20～30名を15～25名へ、評議員について40～60名を20～30人へと変更する「財団法人暴力追放青森県民会議寄附行為」の一部改正を行ったところである。

組織の見直しについては、平成15年に専務理事を事務局長兼務とし、事務局長を相談員として再雇用することにより、給与の圧縮を図ったほか、専務理事の退職金を減額するなど管理費の節減を図っていることが認められ評価したい。

当法人の主な業務として、従来から新聞、電光掲示板、ラジオ等による広報宣伝活動を行っているほか、県下各警察署で発行している「交番だより（駐在だより）」や、県内商工会議所の会報に広告を無料で掲載してもらうなど、当委員会の意見を参考に、事業の改善を図っていることが確認できた。さらに、県下の全バス車内、公衆浴場、JR駅構内等に「暴力団追放三不運動」のポスターを掲示し、暴力団の被害に遭わないための心構えを広く県民に訴えている。

また年に1度「暴力追放青森県民大会」を開催しており、昨年度は参加者約800名の規模で実施している。

このように県民向けの広報活動に努力を続けていることは確認できたものの、当法人の存在は県民に浸透していないのではないかとと思われる。先にも述べたように、いかにして当法人の存在や活動内容を広く県民に知ってもらうかが、当法人の事業活動を安定的に行う上でも重要な課題となっている。そのためにも、どのような広報のやり方が効果的なのかを検討していただきたい。

具体的には、まず相談に訪れた人の年齢層を分析してみることである。相談者の年齢層が若いのであれば、若い人が集まる場所にポスターを掲示した方がよいという発想に繋がるであろう。また、相談者がどのような方法で当法人を知ったかを調査することにより、どの広報媒体に力を入れるべきかなどの検討材料となるはずである。従来のやり方にとらわれず、いろいろ知恵を出して取り組んでいただきたい。

今後は基本財産の運用収入が大幅に減少し、その収入だけでは事業資金の確保が困難になるという厳しい財政状況を踏まえ、事業資金の確保だけでなく、個々の事業を見直し、事業費の削減にも努めていかなければならない。経費のかけ方を検討するなどして、経費削減に繋げていただきたい。

4 当法人に対する提言

当法人が財政基盤の安定化を図り、県内で唯一の「暴力追放運動推進センター」として、その役割を適切に果たしていくことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 賛助会員の加入促進と事業の見直し

平成18年度以降は基本財産の運用収入が大幅に減少し、その収入だけでは事業資金の確保が

困難になることが見込まれることから、これまで以上に賛助会員の加入促進に努めるとともに、事業資金の状況に応じて事業内容等の見直しを行うこと。

(2) 組織の認知度を上げるための取組

当法人の役割である、暴力団による不当行為の予防知識の普及、暴力追放の思想の高揚、暴力相談活動などの事業目的を達成するためにも県民や県内企業に対して組織の存在や活動内容の浸透を図ることが重要であり、組織の認知度を上げるために効果的な広報手段について検討すること。

最後に、当法人は非常に厳しい財政状況ではあるが、限られた事業費の中で県民のために有効な事業を行うことによって、当法人の存在価値を広く認知してもらうことが大切であると考えている。そしてまた、こうした活動を通じて賛助会員の増加にもつながることを期待したい。

平成18年度 青森県公社等点検評価委員会 委員名簿

: 委員長

【学識経験者】

末 永 洋 一	青森大学総合研究所長	(第1班)
---------	------------	-------

【企業経営者】

安 保 照 子	株式会社はとや製菓代表取締役社長	(第1班)
藤 村 徹	藤村機器株式会社代表取締役社長	(第2班)

【会計専門家】

倉 成 美納里	倉成会計事務所(公認会計士・税理士)	(第2班)
---------	--------------------	-------

【行政経営推進室長】

林 哲 夫	青森県総務部行政経営推進室長	(第1、2班兼務)
-------	----------------	-----------

主な担当公社等

第 1 班	末 永 委員長	1 - 1 ~ 1 - 10 の公社等
	安 保 委員	
	林 委員	
第 2 班	藤 村 委員	2 - 1 ~ 2 - 10 の公社等
	倉 成 委員	
	林 委員	

(参 考)

青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等及び点検評価実施年度

公 社 等	平成17年度	平成18年度
1 - 1 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団		
1 - 2 青森県土地開発公社		
1 - 3 財団法人青森県建設技術センター		
1 - 4 青森県道路公社		
1 - 5 青森県住宅供給公社		
1 - 6 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団		
1 - 7 八戸臨海鉄道株式会社		
1 - 8 財団法人青森県生活衛生営業指導センター		
1 - 9 株式会社青森データシステム		
1 - 10 株式会社建築住宅センター		
1 - 11 青い森鉄道株式会社		
1 - 12 財団法人青森県沿岸漁業振興協会		
1 - 13 青森空港ビル株式会社		
1 - 14 むつ小川原原燃興産株式会社		
2 - 1 財団法人青森県国際交流協会		
2 - 2 財団法人21あおもり産業総合支援センター		
2 - 3 社団法人青い森農林振興公社		
2 - 4 財団法人青森県フェリー埠頭公社		
2 - 5 社団法人青森県畜産協会		
2 - 6 社団法人青森県水産振興会		
2 - 7 社団法人青森県栽培漁業振興協会		
2 - 8 むつ小川原石油備蓄株式会社		
2 - 9 財団法人青森県育英奨学会		
2 - 10 財団法人暴力追放青森県民会議		
2 - 11 財団法人青森学術文化振興財団		
2 - 12 むつ湾フェリー株式会社		
2 - 13 社団法人青森県産業振興協会		
2 - 14 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会		
2 - 15 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会		

青森県総務部行政経営推進室
行政改革等担当

青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9059

FAX 017-734-8032

公社等改革ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kousha/>